

射水市 総合計画



豊かな自然 あふれる笑顔
みんなで創る きららか射水^{いみず}



〒939-0393 射水市戸破1511 TEL 0766-57-1300(代)
<http://www.city.imizu.toyama.jp/> E-mail info@city.imizu.lg.jp



ごあいさつ



射水市長 分家 静男

射水市は、平成17年11月に、新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の5市町村の合併により誕生し、地方主導の時代という大海原に出航いたしました。本市は、富山県の中央部に位置するという地理的優位性、海、川、野、そして、里山という豊かな自然、さらには、環日本海交流のゲートウェイとしての機能を持つ富山新港を有するなど、様々な魅力や可能性を持った地域として発展しています。

さて、これからの10年は、東海北陸自動車道の全線開通や新湊大橋の完成、北陸新幹線の開業等により、これまでの人やモノ、情報、文化の流れが急激に変化することが予想されます。これらを大きなチャンスとしてとらえ、本市の魅力の発信やもてなしの心の醸成に努め、さらなるポテンシャルを発揮して確かな存在感を放ち大きく飛躍するため、射水市総合計画を策定いたしました。

この計画の将来像である「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現を目指し、市民の皆様と手を携え、ともに力を合わせる協働のまちづくりをさらに推し進め、「射水市に住んで良かった。」と実感できるよう、全力を尽くしていく所存であります。

この計画を策定するに当たり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、そして、終始熱心に協議いただいた総合計画審議会をはじめとする各種委員の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、これからも本市の限らない発展のためご協力賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成20年3月



はじめに

第1章 総合計画策定の基本的な考え方.....	6
第1 計画策定の趣旨.....	6
第2 計画の基本姿勢.....	6
第3 計画の構成と期間.....	7
第2章 射水市の概況.....	8
第1 地理的概況.....	8
第2 歴史的概況.....	9
第3 市の変遷.....	10
第3章 市民、有識者のまちづくりの意識と意見...	12
第1 市民の意識と意見.....	12
第2 有識者の意見.....	14
第4章 時代の潮流.....	16
第1 人口減少時代への移行.....	16
第2 少子化の進行.....	16
第3 超高齢社会への移行.....	17
第4 深刻な環境問題の進行.....	17
第5 情報流通社会の進展.....	17
第6 国際化の進展.....	18
第7 価値観の多様化.....	18



基本構想

第1章 射水市の将来像.....	20
第2章 まちづくりの基本理念.....	21
第3章 新しいまちを開く「かぎ」.....	22
第4章 人口の見通し.....	23
第5章 まちづくりの主要課題.....	24
第1 人口減少への対策.....	24
第2 少子・高齢化への対策.....	24
第3 災害・危機管理への対策.....	24
第4 環境への対策.....	25
第5 射水ブランドの発信.....	25
第6 行財政改革の推進.....	25
第6章 土地利用の方向.....	26
第1 土地利用の基本的考え方.....	26
第2 土地利用の方向.....	26
第7章 基本構想の構成図.....	28
第8章 施策の大綱(まちづくりの基本方針)...	30
第1 健康でやさしさあふれるまち.....	30
第2 だれもがいきいきと輝くまち.....	31
第3 元気で活気あふれるまち.....	32
第4 快適で安心して暮らせるまち.....	34
第5 みんなで創る ひらかれたまち.....	35
第9章 構想の実現を目指して.....	37
第1 市民との協働による計画の確実な推進...	37
第2 成果を重視した計画の進行.....	37
第3 国、県等との連携の推進.....	37
第10章 将来に向けての検討課題.....	38
さらなる飛躍に向けて	



基本計画

第1部 健康でやさしさあふれるまち	
第1章 元気な声が響くまちづくり.....	44
第2章 やさしさに包まれたまちづくり.....	56
第3章 医療体制の整ったまちづくり.....	66
第2部 だれもがいきいきと輝くまち	
第1章 心豊かな人を育むまちづくり.....	78
第2章 だれもがきらめくまちづくり.....	88
第3章 交流で輝くまちづくり.....	96
第4章 みんなが思いやりあるまちづくり...	100
第3部 元気で活気あふれるまち	
第1章 新しい価値を生み出すまちづくり...	106
第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり...	112
第3章 豊かな大地に根ざすまちづくり.....	118
第4章 豊かな水産資源を生かしたまちづくり...	122
第5章 だれもがいきいきと働くまちづくり...	126
第4部 快適で安心して暮らせるまち	
第1章 自然と共に生きるまちづくり.....	132
第2章 快適で利便性の高いまちづくり.....	138
第3章 快適で住みよいまちづくり.....	150
第4章 安心して暮らせるまちづくり.....	158
第5部 みんなで創る ひらかれたまち	
第1章 市民が主役のまちづくり.....	174
第2章 わかりやすいまちづくり.....	180
第3章 むだのないひらかれたまちづくり...	184

はじめに



第1 計画策定の趣旨

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、半径約7キロメートルというコンパクトな中に、海、川、野、そして、里山を有し、経済、産業、観光、文化等において魅力にあふれた地域です。こうした地域特性を最大限に生かしながら、未来に向かって大きく羽ばたいていかなければなりません。

また、合併前の各市町村において築き上げられ、大切に培われてきた歴史や地域特性を受け継ぎながら、射水市としてさらに大きく発展させ次代に引き継いでいくことが私たちの責務と考えます。

少子・高齢化が急激に進行し、国全体が人口減少時代へと突入する等、社会構造が大きく変化しており、また、国、地方を通じた財政状況の深刻化等、本市を取り巻く環境も厳しさを増しています。

このような状況に的確・迅速に対応しながら、市勢の伸展や市民生活のさらなる向上を目指すため、ここに、射水市として最初となる総合計画を策定するものです。

第2 計画の基本姿勢

私たちの市が個性豊かで輝きのあるまちとなるためには、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくことがますます重要となってきます。市民協働とは、「市民と行政が、対等な立場で共通の目的の実現のため、互いに自覚と責任を持ってまちづくりに取り組むこと。」と解されており、市民主体のまちづくりの基本となります。

この計画は、市民の規範となる射水市民憲章の精神を基とし、「市民と行政の協働」、「市民が主役のまちづくり」を計画全体を通しての基本姿勢と位置付け、これからのまちづくりに参画するすべての市民、団体等の活動の指針となるものです。

なお、この計画では、行政との協働の担い手である市民、自治会（町内会）等の地域団体、特定非営利活動法人（NPO）、ボランティア団体、事業者、企業等を総称して「市民」と表します。

第3 計画の構成と期間

1 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現に向けた施策の大綱を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した都市像、まちづくりの基本理念及び施策の大綱を実現するための体系や基本的な施策を示したものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策や事業を効率的・計画的に実施するために必要な事業の年次計画を示すものです。この実施計画は、社会経済情勢の変化等に応じ、見直しをかけながら、施策の実効性の確保に努めるものです。

2 計画の期間

この計画は、平成20年度（2008年度）を初年度に、平成29年度（2017年度）までの10年計画とします。

なお、実施計画は、平成20年度から22年度までの3か年を前期計画、平成23年度から25年度までの3か年を中期計画及び平成26年度から29年度までの4か年を後期計画とします。また、この間、計画的、効率的な施策の展開を図るため、徹底した事業評価を行い、前期計画に必要な調整を加えて中期計画を策定し、さらに同様の手法により後期計画を修正していく等、ローリング方式を採用します。



第2章 射水市の概況

第1 地理的概況

1 位置と面積

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。

本市域は、東西10.9キロメートル、南北16.6キロメートルで、総面積は109.18平方キロメートルとなっており、県土面積の約2.6パーセントを占めています。

2 地 勢

本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔0メートルから140.2メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、内川等の河川があり、富山湾へ注いでいます。

市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、特定重要港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）や北陸自動車道小杉インターチェンジを有していることから、環日本海交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



第2 歴史的概況

本市の南部に位置する射水丘陵の北端の高台には、旧石器時代以来の考古遺跡が多数発掘されており、数千年の昔から人々の暮らしが営まれていたことが分かります。

「いみず」という地名は、かつて、「伊美都」・「伊弥頭」とも表されていました。713年に元明天皇が「風土記」撰進を命じた勅のなかで、郡郷の名は、好ましい漢字二文字で記すようにと述べたのを機に「射水」とされたと言われていました。したがって、2013年（平成25年）は「射水」という文字が使われて1300年という区切りの年となります。

かつての射水平野は、その中央部まで入り江が進入していたと考えられ、そこへ流れ込む多くの河川が運んでくる土砂のたい積作用により放生津潟が形成され、次第に平野全体が湿田化されました。

下地区の加茂神社は、1066年に京都の下鴨神社から勧請して成立したとされ、射水地方の賀茂神を祭る社の総社とされています。当神社の祭礼に奉納される稚児舞（国指定重要無形民俗文化財）や流鏝馬（県指定無形民俗文化財）は古くからの伝承行事となっています。

鎌倉時代になると、放生津に守護所が置かれ、以後、数百年間、放生津は越中の政治、経済、文化の中心となり、1493年には、室町幕府の将軍足利義材が京都での争乱を避け、5年間にわたり放生津の地に滞在しています。

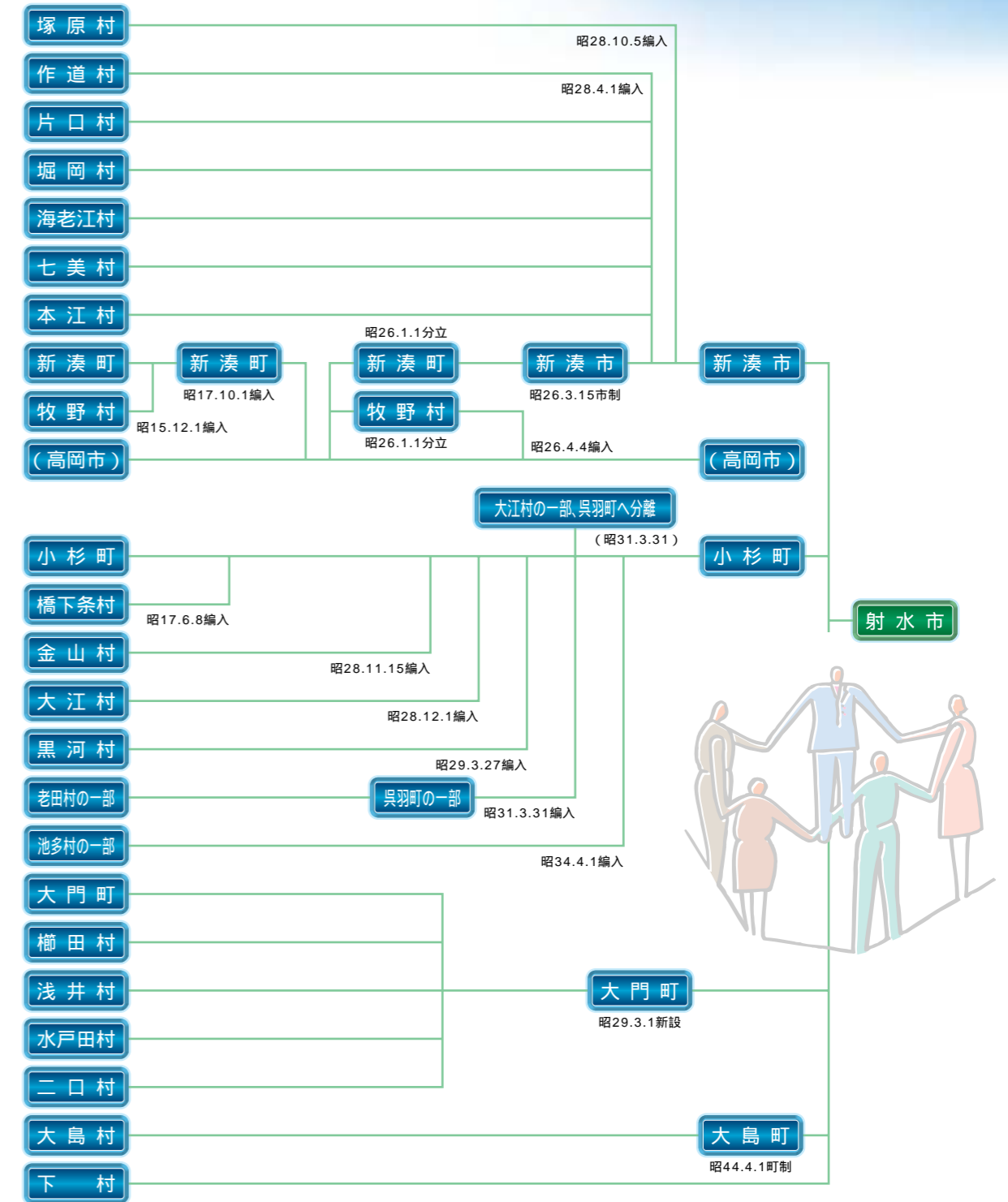
近世初期の1660年代以後には、北陸街道が大門、大島、小杉、下を通り、大門地区や小杉地区は市場町、宿場町として栄えました。

昭和38年には、国営射水平野農業水利事業が行われ、平野は肥よくな乾田農地に生まれ変わりました。また、翌39年には、「富山・高岡新産業都市」の指定を契機に放生津潟を掘り込み、当時日本海側最大の富山新港の建設が開始され、その周辺は臨海工業地帯に、太閤山には一大ニュータウン、県民公園太閤山ランドが造成され、さらに、大学や研究機関も進出しました。

そして、平成17年11月1日に、地理的、歴史的にも産業・経済や文化、生活の上でも関連の深い新湊市、小杉町、大門町、大島町及び下村が合併し、射水市が誕生しました。

第3 市の変遷

世の中の出来事	年月日	変遷事由
明治4年 廃藩置県	4.2.10	放生津町、荒屋町、四日曾根村、三ヶ新村、放生津新町、長徳寺村、六渡寺村、伏木村、古国府門前町、古府町が合併し新湊町が誕生
明治14年 国会開設の詔		
明治22年 大日本帝国憲法発布	19.2.23	
	22.4.1	「町村制」施行
大正		
		庄川改修 (~大正元年)
昭和14年 第2次世界大戦	15.12.1	牧野村が新湊町に編入
昭和16年 太平洋戦争	17.6.8	橋下条村が小杉町に編入
昭和20年 ポツダム宣言受諾	17.10.1	新湊町が高岡市に編入
昭和21年 日本国憲法発布	26.1.1	高岡市から新湊町が分離
	26.3.15	市制施行(新湊町が新湊市へ)
	28.4.1	作道村、片口村、堀岡村、海老江村、本江村、七美村が新湊市に編入
昭和28年 町村合併すすむ	28.10.5	塚原村が新湊市に編入
	28.11.15	金山村が小杉町に編入
	28.12.1	大江村が小杉町に編入
昭和29年 自衛隊発足	29.3.1	大門町、二口村、浅井村、櫛田村、水戸田村が合併
	29.3.27	黒河村が小杉町に編入
昭和31年 日ソ国交回復	31.3.31	老田村の一部が小杉町に編入
	34.4.1	婦負郡池多村の一部が小杉町に編入
昭和43年 富山新港開港	44.4.1	町制施行(大島村が大島町へ)
昭和47年 沖縄本土復帰		
	17.11.1	新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村が合併



本市では、「市長へのメール（手紙）」、「市民意識調査」等を実施し、市民の意識の把握に努めています。また、「市長のタウンミーティング」、「パブリックコメント」、「市民ワーキング会議」、「出前講座」、「市政バス」を通じて市民の声や考え方を集約しながら、広く市民との相互理解に努めています。

さらには、「射水市ゆかりの文化人会議」や「射水市顧問会議」を行い、本市にゆかりのある市内外の方々を委員として、まちづくりに対する積極的な提言を受けています。

第1 市民の意識と意見

1 市民意識調査結果（平成18年7月実施）

新しく誕生した射水市の将来のまちづくりについて、市民がどのように感じ、また、どのように考えているかをまとめました。

重点的に取り組んでほしいこと。（一般調査）

内 容	比 率（％）
むだを省いた行政運営を推進する。	54.5
高齢者・障害者・児童の福祉対策に取り組む。	50.2
健康保険や医療体制の充実を図る。	43.8
少子化対策に取り組む。	26.2
学校教育の内容や教育施設の充実を図る。	24.5

将来の射水市のイメージは。（一般調査）

内 容	比 率（％）
すべての人が安心して暮らせる福祉のまち	41.7
自然環境や景観を大切に、自然と共生するまち	39.0
交通事故や犯罪、災害のない、安全でゆとりのあるまち	38.3
医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち	37.4
保育園、幼稚園、教育機関が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち	29.1

射水市の自慢できるもの、これからも大事に残したいものは。
（中学2年生及び高校2年生を対象とした若者意識調査から）

内 容	比 率（％）
海、山、庄川等の豊かな自然	57.2
「曳山まつり」、「獅子舞」のような昔から続くまつり	43.5
「海王丸パーク」、「太閤山ランド」のような公園やレクリエーション施設	38.8
地元でとれる米、野菜、きのこ、魚等の食べ物	24.6
射水市出身で、国内外で活躍している先輩	21.9

（複数回答のため、合計は100%を超える。）

2 市民ワーキング会議

未来づくり部会

『市民活動・子育て・教育・交流等をテーマに検討』

- 「地域づくりは人づくりから」であり、人づくり、仲間づくりを支援する人材育成のソフト事業へ支援する。
- 核家族化の進行に対応するため、地域のお年寄りがアドバイザーとなり、子育てに関する知識の世代間継承を行う等、交流を促進する。

- 「食育の基本は家庭から」をスローガンに、食への意識の向上を図る。

暮らしの安全・安心部会

『子どもの安全を守るネットワークの構築、超高齢社会への対応、健康づくり・医療の充実、防災・消防体制の整備等をテーマに検討』

- 定期的に児童と共に大人が登下校し、通学路の危険箇所の把握に努め、安全な通路や通学方法を子どもと一緒に考える。また、各地域の防犯パトロール隊や見守り隊活動における情報を共有し、連絡調整できる場を設ける。

- 救急医療について、当番医がどこか分かりやすい広報誌を作成する。

- 災害に備えて自治会、行政の連絡体制を充実させ、さらには災害弱者への情報伝達の体制を整える。また、災害時には、「実際に活動するのは地域」という意識を持つことが大切である。

住みよい環境部会

『エコロジー社会の推進、循環型社会の構築、インフラ整備等をテーマに検討』

- 小中学校で、地球温暖化の原因、将来予測、対応策等についての授業を実施し、授業を受けた子どもたちから各家庭へと伝達してもらう。

- 事業系ごみの減量化を進めるため、事業所に対し、ゼロ・エミッション を推進する。

- 丘陵、平野、川、海に加え、太閤山ランド、海王丸パーク、都市公園等を結ぶ緑のネットワークを構築する。



Q.ゼロ・エミッションとは？

A. 各産業において排出される廃棄物を他の分野の原料として活用することにより、あらゆる廃棄物をゼロにする新しい資源循環型社会を形成する考え方

「いいみず 射水」産業・ブランド部会

『農林水産業、商工業、観光・文化等をテーマに検討』

- 市民自らが、射水市のブランドとして推進できる産物等を認識するとともに、イベント等において、市民が参画から主導へと意識を高める。
- 集客施設で、「遊び」、「食」等、各コースをめぐるツアーを企画する。特に、親子、女性同士が気軽に参加できるコースを企画する。
- 商店に美術品を展示し、地元商店での購買を促進するとともに、芸術・文化への関心を高める。

第2 有識者の意見

「射水市ゆかりの文化人会議」や「射水市顧問会議」では、市のイメージや今後のまちづくりについて、次のような提言がなされました。

1 射水市ゆかりの文化人会議

海の幸や野の幸、山の幸等の食材をはじめ、名所や歴史・文化等、素材としては良いものがそろっているため、これらを組み合わせることや、「ここを見てほしい。」「これを食べてほしい。」といったポイントやストーリーを創ることが重要である。

人は、情緒を求めているので、射水市の「空気と水がおいしい。」「静寂がある。」「季節ごとの音がある。」「いろんなにおいがある。」ことは、ぜひたくなことと認識し、これらを生かすことを考えてはどうか。

「きときと」という言葉が好きである。「きときと」は命の象徴である。この「きときと」、「命」、「絵本」を使って射水市を全国に発信することを考えてはどうか。

歴史を活用し、海と山の物語(ストーリー)を創り出せばどうか。海王丸パークに来た観光客を内川や下条川を經由し、太閤山ランドまで回遊させる等、今あるものを生かすことを考えてはどうか。

いい素材をつなげれば文化になる。これまでは、産業が文化を育ててきたが、これからは文化が活力を生む時代である。市民と行政が一緒になってその仕組みづくりをしていけばどうか。

地域の知名度を上げるには、他と違うことに取り組まなければならない。「命」、「健康」、そして、「人とのふれあい」を大切にしながらまちづくりを進めていってほしい。

2 射水市顧問会議

射水市は、北側が海に面しているため、北側からの人口の流入が見込めない。定期航路便の拡充を働きかけるなどにより、交流人口の増加を図ってはどうか。

新湊大橋の自転車歩行者道用エレベーター(海王丸パーク内)への万葉線の延伸については、軌道の延伸という方法だけでなく、デュアル・モード・ビークル(DMV)等の活用も考えてはどうか。

この地域の医療は、射水市民病院があつてこそだと思ふ。医師や看護師の確保に努めるとともに、医療体制の充実を図ってもらいたい。

東海北陸自動車道の全線開通を活用し、中京圏と富山新港とのつながりを強め、人や物の交流だけでなく、観光にも生かしてはどうか。

若い人が訪れたいような「射水市らしさ」を分かりやすくPRしてほしい。

射水市の教育に特色を持たせ、「子どもを育て、教育を受けさせるなら射水」と言われる独自の施策を進められたい。

行財政改革を進めて、防災や安全・安心、福祉、医療等、メリハリのある行政運営を図られたい。

市民と行政の協働は難しい面もあるが、各種団体の理解と協力を得るなど、幅広く取り組まれたい。

港があるということは、射水市の大きな特徴である。国や県に対し、東西埋立地の具体的な活用をはじめ、地元として強力に働きかけられたい。

北陸新幹線の開業により生じる住宅移転には、市内で移転先が確保できるよう対策を講じられたい。

射水市の将来にとって統合庁舎は必要である。住民の意見を踏まえ、慎重かつできるだけ早く取り組まれたい。



Q.デュアル・モード・ビークル(DMV)とは?

A. 道路と線路の両方を走れる車両で、道路ではゴムタイヤで走行し、線路では車体から鉄製車輪が出て列車に切り替わる。

今までに経験したことがない人口減少時代の到来、少子・高齢化の進行、さらには、情報化や国際化の進展等、大きく時代が変わっています。

将来に向けたまちづくりを進めていくには、このような時代の潮流を的確にとらえ、対応していくことが重要です。

第1 人口減少時代への移行

我が国の総人口は、戦後から増加を続けてきましたが、平成17年の国勢調査人口が平成16年の推計人口を約2万2千人下回ったことや、人口動向の基調となる自然動態が減少していることから、人口減少時代へ移行したと考えられています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」では、平成18年に総人口がピークに達し、以後長期の人口減少過程に入ると推計されていましたが、当時の予想を上回る速さで人口減少が進行していると言えます。また、出生率を見ても、昭和50年代半ばから約30年にわたり、人口を一定規模で保持する水準を大きく割り込んでいます。

本市においては、富山市と高岡市に接するという地理的優位性や定住化に向けた取組を行ってきた成果もあり、若干ながらも人口は増加傾向にあります。しかしながら、今後もこの人口を維持・増加していくためには、本市が持つ様々な地域特性を最大限に発揮し、市民と行政が一体となって有効な施策を実施していく必要があります。

第2 少子化の進行

我が国の子どもの数は、第2次ベビーブーム(昭和46~49年)以降ほぼ一貫して減少し続けています。今日の少子化は、核家族化・都市化の進展、個人の価値観・ライフスタイルの多様化等を背景とした晩婚化や未婚化に加え、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさ、さらには社会保障制度への不安等、様々な事項が要因と考えられています。

本市においては、「射水市次世代育成支援行動計画」に基づき、地域、事業者、行政等が一体となって「安心して生み育てられるまち」を実現し、少子化の流れを止めるための効果的な施策を推進する必要があります。



第3 超高齢社会への移行

平成17年国勢調査では、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は、20.1パーセントであり、初めて20パーセントを超え、世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進行しています。高齢化の進行は、生産年齢人口の大幅な減少をもたらし、経済活力の減退や年金・医療等の社会保障費の増加等に大きな影響を与えることが懸念されています。一方、元気で活動的な高齢者の増加が見込まれ、高齢者による地域社会の活力の向上や長年培ってきた能力等が活用できるという効果も期待できます。

本市においては、高齢化率が21.0パーセントとなっており、超高齢社会となっています。このような状況の中、高齢者が生きがいを持ち元気で安心して暮らせるようなシステムを作り上げ、地域全体で支え合う体制を整備する必要があります。

第4 深刻な環境問題の進行

近年、地球温暖化による影響が身近に感じられています。地球規模の異常気象、平均気温の上昇に伴う海水面の上昇や高潮の発生、生態系の変化等が顕著となっています。ほかにも様々な環境汚染、酸性雨、オゾン層の破壊等が生活に深刻な影響を与えています。

本市においても、高潮の発生や集中豪雨による河川の増水等により浸水被害が出る等、地球温暖化の影響が現れてきています。自然と共生する「持続可能な社会」を構築するため、温室効果ガスの排出抑制や省資源・省エネルギーについての意識高揚、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換等、市民及び行政が一体となって環境対策に取り組む必要があります。

第5 情報流通社会の進展

近年の情報通信分野の急速な発展は目覚ましいものがあります。また、最近では、ITから情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえたICTへと移行しています。





このような情報流通社会の進展は、社会、経済、医療分野等で様々な課題への対応に貢献しており、利用者本位の視点に立ったサービスの提供がますます重要となっています。その一方で、プライバシーや情報セキュリティ等の不安や課題が現れてきており、情報教育の推進やセキュリティ意識の向上等、包括的な利用環境の整備が必要とされています。

本市においては、全市域にケーブルテレビ(CATV)網が整備されており、これらを利用したユビキタスネットワーク社会を構築する必要があります。

第6 国際化の進展

近年、中国をはじめとする東アジア諸国を中心に急速な経済発展が遂げられています。

本市においては、特定重要港湾である富山新港を擁し、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応したまちづくりを推進する必要があります。

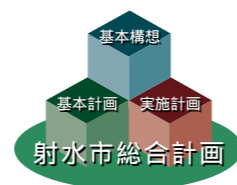
また、市内に在住する外国人の数が、近年、飛躍的に増加していることから、国際化は、日常生活に大変身近なものとなっています。このような状況の中、国際交流団体を中心として、国際感覚に優れた人材の養成や国際化の進展に対応できる基盤を整備する必要があります。

第7 価値観の多様化

経済社会の成熟、少子・高齢化等の社会環境の変化に伴い、個人の価値観の多様化が進み、「物質的な豊かさ」から個人の「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっています。これに伴い、複雑多様化・高度化するニーズに的確に対応し、個人の価値観やライフスタイルを尊重した社会の形成が必要となっています。

また、2007年から始まった団塊の世代の大量退職は、さらなる社会経済情勢の変化をもたらすことが予想され、これら団塊の世代が持つ長年培ってきた能力や経験を生かすような地域社会の仕組みづくりが必要となっています。

本市においては、市民ニーズの把握に努めながら限られた財源や人的資源を有効に活用し、多様な地域課題を解決するため、市民と行政との協働や自主性・自立性の高い行政運営を進める必要があります。



Q. ユビキタスネットワーク社会とは？

A. いつでも、どこでも、だれでも、何でもネットワークにアクセスが可能な環境にある社会。「ユビキタス」とは「至る所に存在(遍在)する。」という意味

基本構想





射水市が目指す将来像を次のとおり定めます。

豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水

「海、川、野、そして、里山」という豊かな自然をいつまでも大切にしながら、すべての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民だれもが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造します。



Q. 射水市総合計画の基本構想とは？

A. 市の将来都市像を示し、それを実現するための基本的な方向性を示したもの。決定には市議会の議決が必要となる。

将来像を実現するため、次の3つの基本理念を定めます。

「きらめく 未来」

まちづくりの主体は市民です。市民が主体となったまちづくりを進めるためには、創造性豊かで、たくましい人材の育成が大切であり、将来の射水市を担う人づくり、様々な分野で活躍できる人づくりを基本とします。



ひろがる
安心

まちづくりの
基本理念

きらめく
未来

あふれる
元気

「ひろがる 安心」

少子・高齢化が進行する中、だれもが生涯を通じて快適で、安心して暮らせることが大切であり、生み育てやすく、また、それぞれのライフスタイルの中で健康で生きがいの持てる社会を創り上げるため、人と環境にやさしく、だれもが住みよさを感じられる安全・安心の確保を基本とします。



「あふれる 元気」

本市が有する魅力あふれる資源を全国に発信しながら、すべての産業が将来に向け成長を続け、さらには、港を生かすことで、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う都市として発展するため、元気と活力の創造を基本とします。

新しい歴史を刻み始めた「射水市」にとって、これからの10年は、未来に向かい夢と希望に満ちた市となるための大きな扉を開く第一歩となる期間です。

この期間に、本市がより一層発展するために、「いのち」、「交流」、「協働」を新しいまちを開く「かぎ」として活用します。

「いのち」

人や豊かな自然、そして、すべてのものに共通し、大切にしている「いのち」を、これからの市民活動や行政運営の「かぎ」とします。

この「かぎ」を使うことで、だれもが笑顔にあふれ、健康で生き生きと暮らし、そして、私たちにやすらぎを与えてくれる自然と触れ合える「しあわせのまち」の扉が開きます。



「交流」

私たちの暮らしを豊かにする人や物、文化、情報等の「交流」を市勢伸展の「かぎ」、そして、地域や世代をつなぐ「交流」を人づくりの「かぎ」とします。

この「かぎ」を使うことで、市に人や物が集まり、そして、市の魅力が全国や環日本海へと発信され「活力のまち」の扉が開きます。

また、伝統・文化の伝承や地域・家庭において、人と人との結びつきが強まる「ふれあいのまち」の扉が開きます。

「協働」

市民が積極的にまちづくりに参画し、行政と共に自らの手でまちづくりを進める「協働」を計画の実効性確保の「かぎ」とします。

この「かぎ」を使うことで、市民と行政の役割分担が明確になり、よりよいパートナーシップを築きながらお互いが対等の立場でまちづくりを進める「市民主体のまち」の扉が開きます。



本市の人口は、平成17年国勢調査人口では、94,209人となっており、わずかながら増加傾向となっています。しかしながら、国全体が人口減少時代に突入していることや少子化の影響等から平成22年を境に減少傾向へと向かうものと予想されます。

人口は、都市の活力にもかかわることから、子どもを生ま育てやすい環境づくりや安全・安心のまちづくり、暮らしやすい生活環境の整備や雇用機会の充実等について積極的な施策を推進し、人口の維持・増加に努めることにより、平成29年度の目標人口を94,000人とします。

【年齢別人口】

(1) 年少人口（15歳未満人口）

青・壮年層の市内流入と出生数の増加が見込まれるものの、全国的な少子化の影響から平成22年を境に減少すると考えられます。平成29年には約12,600人、構成比で13.5パーセントになると見込まれます。

(2) 生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）

青・壮年層の市内流入が見込まれるものの、緩やかに減少すると考えられます。平成29年には約53,700人、構成比で57.1パーセントになると見込まれます。

(3) 老年人口（65歳以上人口）

高齢化が進行することから今後も増加を続け、平成29年には約27,700人、構成比で29.4パーセントになると見込まれます。



【世帯数】

今後も核家族化が進行し、1世帯当たり世帯人員は減少していきませんが、人口の減少に伴い、世帯数は平成22年を境に減少すると考えられます。平成29年には世帯数は約30,700世帯になると見込まれます。



これからのまちづくりを進めるに当たり、その主要課題として次の6項目を掲げその対応に積極的に取り組みます。

第1 人口減少への対策

本市の人口は、平成22年まで増加し、その後、減少傾向に転じるものと予測されます。人口の減少は、地域の活力の低下や福祉をはじめとするあらゆる制度に影響を与え、現行制度の維持・充実が困難になります。

今後は、これまでに行ってきた人口定住に向けた施策のさらなる充実を図るとともに、コンパクトな市域の中に、あらゆる魅力が詰まった本市の特色の発信に努め、定住人口・交流人口の増加を図る施策を推進します。

第2 少子・高齢化への対策

本市の人口構成は、他市と同様に少子・高齢化の傾向が現れており、今後も老年人口の増加、年少人口の減少傾向が続くと予想されます。

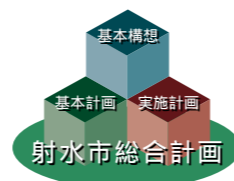
今後は、あらゆる分野において、子どもを生き育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもたちが心豊かに育つ教育の充実を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で、元気で生き生きと暮らせる環境を整えるとともに、一人ひとりが地域の中で尊重され、生きがいの持てる社会づくりを推進します。

第3 災害・危機管理への対策

本市には、多くの河川が流れ、増水や高潮の発生による浸水被害や、台風、地震等による災害が発生する危険があります。また、特定重要港湾を抱えること等から、総合的な危機管理に対する対策が求められています。

今後は、水害に対処するハザードマップの作成等、自然災害に対する防災対策に加え、テロ行為、感染症対策、情報流出等、様々な危機に対応できる体制の確立を推進します。



Q.ハザードマップとは？

A. 自然災害の発生について、予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲及び被害程度、また、避難経路や避難場所等の災害時に有効となる情報が示されている地図



第4 環境への対策

本市には、海、川、野、そして、里山に豊かな自然があり、そこには貴重な生物が生息しています。この自然を将来へ引き継いでいくためにも環境問題に取り組み、地球温暖化の防止に向けて積極的に対応することが求められています。

今後は、市民と行政が連携し、さらには、周辺自治体、国等と一体となって環境対策に努めるため、リサイクル（再資源化）の徹底や普及啓発等、循環型社会の構築に向けた取組を推進するとともに、近年、荒廃が進んでいる里山の整備・再生を推進します。

第5 射水ブランドの発信

本市には、豊かな自然からの恵みである農林水産物や伝統と文化が息づく各種祭りがあります。そして、これらの資源を生かしブランド化を図る「射水ブランド基本計画」が策定されています。

今後は、市民と行政が連携をとりながら、射水の魅力あふれる資源を広く全国に発信するとともに、これらの資源をさらに生かす様々な仕掛けづくりを推進します。

第6 行財政改革の推進

本市の財政状況としては、歳入面での大きな伸びが期待できない一方、扶助費を始めとする義務的経費が増加する等、硬直傾向からの脱却が難しく厳しい状況が続くと予想されます。

今後は、多様化する住民ニーズに効率的に対応するため、財政の健全化を進めながら、不断の行財政改革を断行するとともに、成果重視の効率的で効果的な行政運営を推進します。



第1 土地利用の基本的考え方

本市は、射水丘陵の一部の区域を除くほとんどの区域が富山高岡広域都市計画区域に含まれています。

土地利用についての基本的な考え方としては、これまでの土地利用を尊重し、自然環境との調和を図り、地域の個性・特性を生かしながら、広域的な視野に立ち、人口及び産業の見通しと将来の発展動向を十分に勘案し、機能的で調和のとれた土地利用を推進します。

第2 土地利用の方向

1 都市地域

(1) 住宅地

住宅地は、超高齢社会に対応した暮らしやすさの確保、市街地の空洞化の進行による行政投資の非効率化や空き家の増加による防犯・衛生上の懸念、地域コミュニティ機能の維持等の課題に対応するため、既成市街地等での居住環境の改善を図ります。

また、市外への転出を抑え、転入を推進する受け皿として、市街化区域内農地等を活用した民間開発や土地区画整理事業を促進するとともに、住宅需要の高い地区においては、地区計画を有効に活用する等、秩序ある市街地の形成を図ります。

(2) 商業地

商業地は、現在3か所の既成市街地に分散しており、それぞれモータリゼーションの進展等を背景にした大規模な集客施設の進出により空洞化が進んでいます。

このため、中心市街地活性化基本計画を策定し、空き店舗の活用を促進し、商業者と一体となって、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、景観に配慮した沿道サービスや業務機能等の立地を進め、商業拠点地域との連携軸を形成します。

(3) 工業地

富山新港や伏木港周辺に非鉄金属、鉄鋼、化学、木材等の企業が立地しており、県内屈指の臨海型工業地帯を形成しています。

また、北陸自動車道小杉インターチェンジ付近には、流通団地が形成されており、物流の拠点となっています。さらには、既存の工業団地への企業誘致も進んでいることから、工業団地の造成・活用についても調査を行います。

2 農業地域

農地は、本市の東部や中央部、そして、南西部を中心として水田を主体とする優良な農業地域を形成しています。これらの地域においては、無秩序な農地転用を制御し、ほ場の大区画化や農業水利施設の整備及び維持管理や優良農地の保全に努め、農業の振興を図ります。

また、農地本来が有する自然環境保全機能の維持に努めます。

3 海岸・河川地域

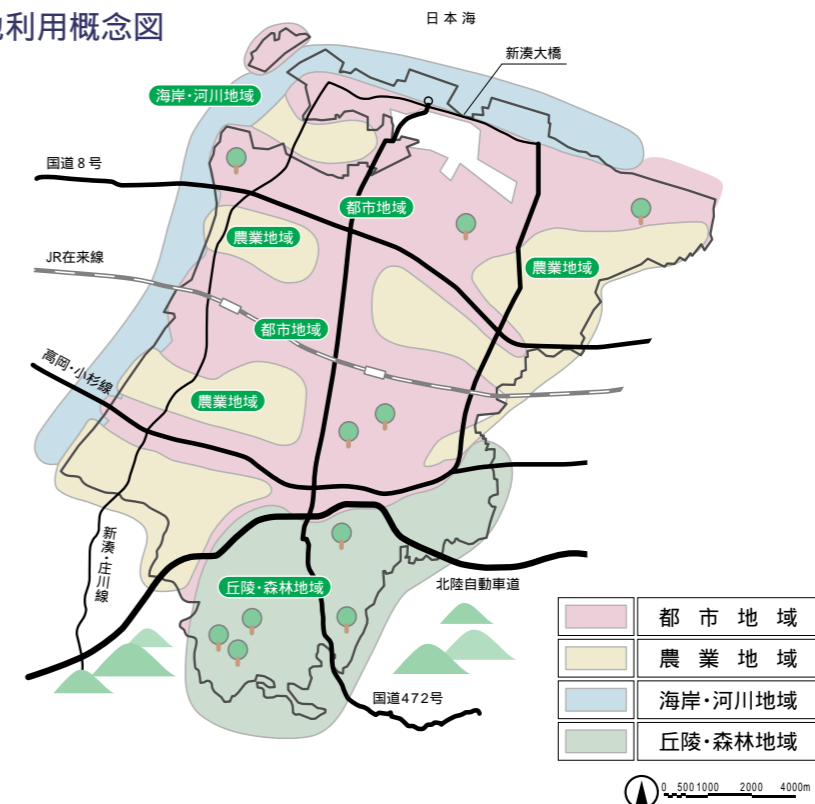
本市の臨海部に位置する富山新港東西両埋立地（海王町、海竜町）では、年間数多くの観光客が訪れる海王丸パークを始めとした各種施設が整備されているとともに、両埋立地を結ぶ新湊大橋を含む臨港道路富山新港東西線が、平成20年代前半に完成する予定となっています。これにより地域の物流、産業、観光等、多岐にわたり計り知れない可能性を開くものと予測されており、両埋立地における未利用地の活用等、「新湊みなとまちづくり方策」の展開を図ります。

また、庄川、内川、下条川等を有機的に結び、人々が集いにぎわい憩える交流拠点として魅力ある水辺空間の創出を進めます。

4 丘陵・森林地域

射水丘陵地を中心とする森林地域においては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、適切な整備や保全管理を進めるとともに、自然に学び、自然に親しむ空間の創出を進めます。

土地利用概念図



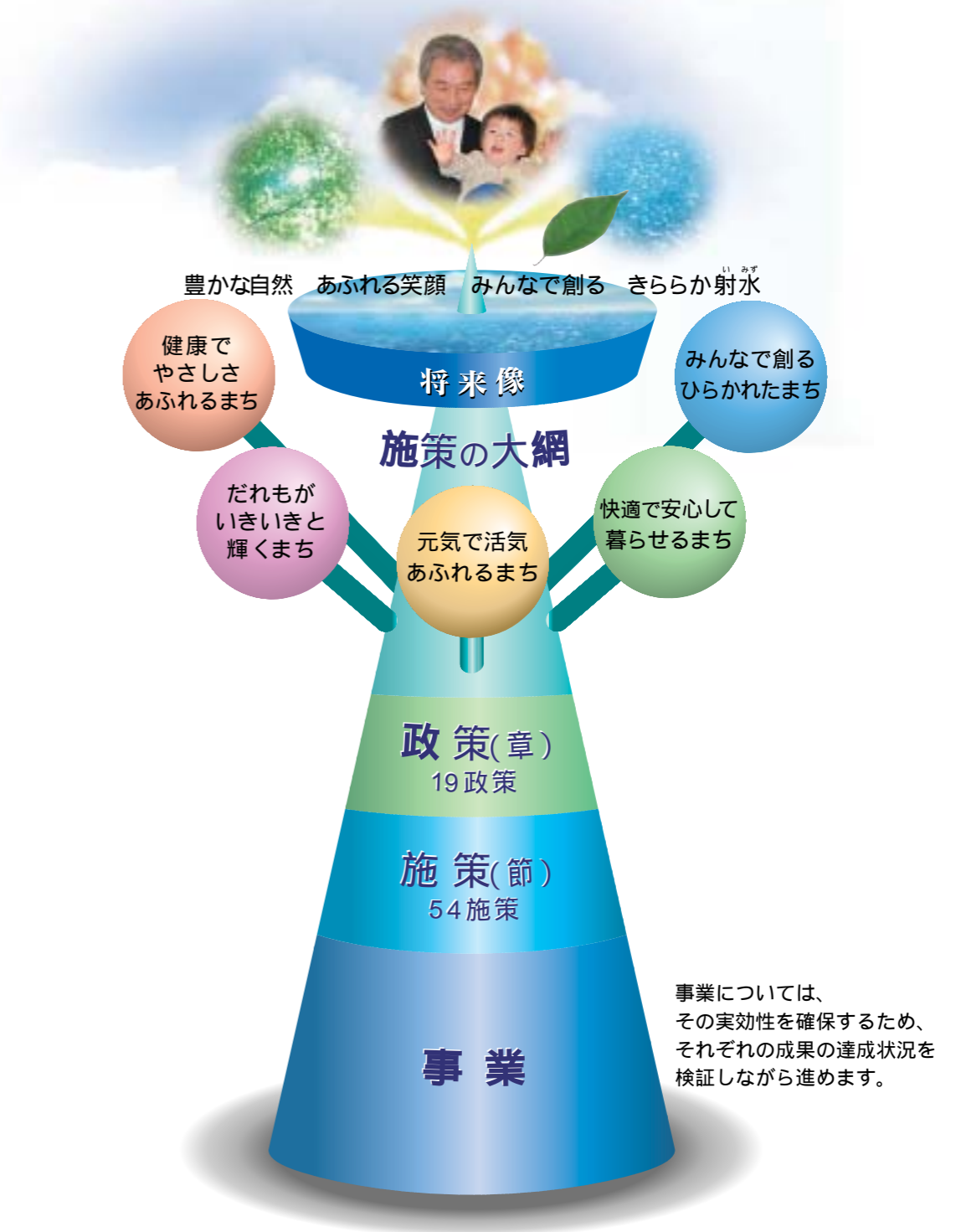
将来像

豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水



施策の体系

本市の将来像を実現するため、5つの施策の大綱を設定し、その下に体系的に政策（章）、施策（節）及び事業を位置付けます。



Q. 基本構想の構成図とは？

A. 将来像実現のための施策に対し、理念を基に分かりやすく、図で表したもの



第8章 施策の大綱（まちづくりの基本方針）

5つの施策の大綱は、その一つひとつが基本理念である「きらめく未来」、「ひろがる安心」、「あふれる元気」を受け継いでおり、「いのち」、「交流」、「協働」をキーワードに、将来へ向けた新しいまちづくりを具体化するための方向を示したものです。

第1 健康でやさしさあふれるまち

家庭や地域、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら子育てへの支援、高齢者、障害者の自立や社会参加への支援を行い、お互いが支え合うやさしさあふれる社会の構築を進めます。

また、健康で元気な生活を送るための生活習慣確立への支援や市民病院と地域医療が連携し、病気の時でも安心できる医療体制の充実を進めます。

1 元気な声が響くまちづくり

少子化による様々な社会的影響が懸念される中、家庭や地域等と連携した総合的な少子化対策、子育て支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる社会の構築を目指します。

また、高齢者の健康の保持や要介護の予防に重点を置き、高齢者が慣れ親しんでいる地域で、自立した生活を送り元気に暮らし続けられる社会環境の整備を進めます。

2 やさしさに包まれたまちづくり

高齢者や障害者等、支援を必要とする人を地域ぐるみで支えるため、多くの市民が自主的・積極的に福祉活動へ参加できる施策を展開します。

また、ノーマライゼーション とリハビリテーション の理念に基づき、障害の有無にかかわらずお互いが支え合う地域づくりを進めるとともに、障害者の自立と社会参加を支援します。

さらに、介護保険や国民健康保険の財政基盤の安定化、新たに始まった後期高齢者医療制度、国民年金制度の周知を図り、社会保障制度の円滑な運営や制度の普及啓発を進めます。

3 医療体制の整ったまちづくり

命や健康に対する関心が高まるにつれ、高度化・専門化する市民の医療ニーズに対応し、必要なときに適切な医療を提供できるよう、市民病院と身近な「かかりつけ医」等の密接な連携による、地域医療体制、救急医療体制及び在宅医療体制の充実を図ります。

また、市民病院は、市内の基幹病院としての役割を担っており、「生命を尊重し、患者一人ひとりに最適な医療を提供する。」という基本理念、「患者個人の尊重」、「最適な医療」、「地域への貢献」の3つの基本方針を掲げ、地域医療との連携を強め、市民が安心して生活できる医療環境の整備を進めます。

第2 だれもがいきいきと輝くまち

人の価値観が一人ひとりの「心の豊かさ」重視へと変化していることから、個々の人生がより充実したものとなるよう、それぞれのライフステージに応じた学習機会を提供し、創造力豊かなたくましい人づくりを進めます。

また、将来を担う子どもたちが、確かな学力を身に付けるとともに、「いのち」を大切に作る心、そして、郷土を愛する心を育む取組を進めます。

1 心豊かな人を育むまちづくり

将来を担う子どもたちが、これまで培われてきた歴史、文化、伝統に学び、自分たちを取り巻く社会環境の変化に対応し、たくましく成長するよう、家庭や学校、地域社会が連携しながら、自ら学び、考え、判断し、そして行動する力を育む教育を進めます。

また、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう教育環境を整えるとともに、地域の自然環境や芸術・文化、伝統芸能とのかわり深め心豊かな人づくりを進めます。



Q. ノーマライゼーションとは？

A. 社会的に不利を負う人々と共に生きる社会を基本とする考え

Q. リハビリテーションとは？

A. 障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練にとどまらず、生涯のすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営めるよう障害者の自立と社会参加を目指す施策の理念



2 だれもがきらめくまちづくり

だれもが、いつでも自分の能力や可能性を伸ばしながら、生涯を通じて楽しく学習活動ができる体制を整えるとともに、生涯にわたって自分の年齢や体力、目的に応じたスポーツに親しむ環境を整える等、生きがいを持ち、そして、一人ひとりがきらめいている社会づくりを進めます。

3 交流で輝くまちづくり

本市の地理的特性を生かした様々な地域間交流や姉妹都市との市民レベルでの交流をさらに活発にするとともに、都市圏に住む人を対象に、本市の豊かな自然を活用した交流を促進します。

また、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担うため、国際化に対応した人材の育成を図るとともに、市内に住む外国人とのコミュニケーションを深め、共に協力し連携する多文化共生社会の形成を進めます。

4 みんなが思いやりあるまちづくり

人権尊重の理念の下、子ども、高齢者、障害者、外国人等だれもがお互いを尊重する社会づくりを進めます。また、男女が性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる環境の整備を図る等、互いに認め合い、思いやりのある住みよい社会形成を進めます。

第3 元気で元気あふれるまち

元気ある市を創り上げるため、食、水辺、祭りを活用した「射水ブランド」を全国に発信するとともに、地域の魅力を活用し、中心市街地の活性化を図ります。

また、市内にある学術研究機関と連携し、新たな商品開発や新産業の創出を促進するとともに、農林水産業や商工業等あらゆる産業の活性化や、そこに携わる人たちが安心して働ける環境づくりに努め、元気で活力ある産業の発展を進めます。

1 新しい価値を生み出すまちづくり

本市には、海の幸、野の幸、山の幸等、全国に誇れる素晴らしい資源が数多くあります。全国各地から観光客の誘致を図るため、平成19年3月に策定した「射水ブランド基本計画」を基として、射水の魅力を市民自らが再認識し、射水にしかない魅力を全国へと広く発信し、生き生きとした活力ある地域づくりを進めます。



2 活気ある商工業で栄えるまちづくり

地域経済を支える商工業の発展は、市の活力を生み出すには欠かすことのできないものです。

市内の工業団地において既存産業の振興を図るとともに、県立大学や各種学術研究機関と連携しながら新たな商品の開発や成長産業を創出する企業の誘致・育成を推進します。

また、地域の知恵と行動力で中心市街地の活性化を図るため、経営基盤の強化や経営の近代化等が必要であることから、商工会議所や商工会と連携しながら支援を進めます。

3 豊かな大地に根ざすまちづくり

国における農業政策が大きく変わる中、効率的かつ安定的な農業経営が可能となるよう、農地の集積化、集落営農組織の育成・発展に努めるとともに、消費者ニーズにあった農産物の提供を促進し、さらには、ブランド化を進める等高付加価値化を行い、安定した農業の振興を図ります。

また、射水丘陵（里山）においては、森林整備と森林資源の有効活用を進め、里山の持つ豊かな自然を生かし、市民が学び、憩い、自然と触れ合える空間の創出を進めます。

4 豊かな水産資源を生かしたまちづくり

ブランド化が進む「射水のさかな」をさらにPRするとともに、多様化する消費者ニーズを的確にとらえ、購買意欲を高めるような新商品の開発や販売経路の拡大を図ります。

また、漁業生産、水産物流通の拠点としての漁港の整備を促進するとともに、貴重な水産資源を維持・拡大するため、漁場環境の保全や養殖技術の研究、稚魚の放流等による水産資源の回復を図りながら、活力ある漁業の振興を進めます。

5 だれもがいきいきと働くまちづくり

産業を維持・活性化するためには、労働力の確保は重要な要因であることから、U・J・Iターン 対策の推進、女性や高齢者、障害者、外国人労働者等が働きやすい雇用環境の整備、若者の雇用のミスマッチの解消等、労働環境の整備に努め、さらには、新たな企業誘致による雇用機会の創出や職業能力の開発を進めます。



Q. U・J・Iターンとは？

A. 大都市圏や農村圏の居住者が移住する動きの総称。一般的に、Uターンは都会に出た地方出身者が故郷に戻ること。Jターンは都会に出た地方出身者が出身地に近い地方都市で就職・定住すること。Iターンは都会の出身者が地方で就職・定住する形態を指す。

第4 快適で安心して暮らせるまち

地理的優位性や市の特色を生かし、定住人口の増加を図るため、生活インフラの整備や時代のニーズに対応した住宅環境の整備に努めるとともに、機能的な道路網の整備や多様な交通手段による生活環境の利便性向上に努め、にぎわいと快適性を兼ね備えたまちづくりを進めます。

また、万が一の災害等に備え、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という意識の高揚を図り、市民と行政が一体となって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

1 自然と共に生きるまちづくり

環境に対する関心が高まる中、市民の環境保全に対する意識をより一層高め、地球温暖化防止や再資源化に向けた活動を推進し、大量生産、大量消費、大量廃棄といった環境負荷の多い社会から低環境負荷型・循環型社会への転換を進めます。

また、本市の恵まれた自然と触れ合い親しめる場を創出し、市民の自然環境を保護する意識の向上を図り、自然と共に生きるまちづくりを進めます。

2 快適で利便性の高いまちづくり

地域の特性を生かした土地の有効かつ効果的な活用を図るとともに、市内外の地域との交流を支える機能的で利便性の高い道路網や交通網の整備を進めます。

また、海岸部や市街地を流れる河川等、水辺を生かした個性的で魅力あるまちづくりを創造し、豊かで快適な生活環境の整備を図ります。

3 快適で住みよいまちづくり

若い世代を始めとした定住人口の増加や街中居住を進めるため、市街地に人が集まる環境を整え、にぎわいを創出し、快適に生活できるような生活環境の整備を進めます。

また、子どもから高齢者、障害者等だれもが安心して快適に生活できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、花や緑のある住む人にやさしいまちづくりを進めます。

4 安心して暮らせるまちづくり

自然災害への対応や市民の安全を守るための総合的な消防・防災体制を確立するとともに、地域団体と協力しながら防犯活動や交通安全活動を推進します。

また、市民、行政を通じて危機管理意識の高揚を図りながら、災害や事件、事故等、不測の事態に対して被害を回避、低減できる体制を整え、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらには、積雪が多い本市において、除排雪機械や消雪施設の整備、市民による地域ぐるみ除排雪活動の拡大に努め、冬季を安全に快適に過ごすための施策の展開を進めます。

第5 みんなで創る ひらかれたまち

市民と行政との協働を実効性のあるものとするため、まちづくりへの市民の参画機会の拡充や市民自らが考え、主体となってまちづくりを行う環境を整備するとともに、分かりやすくひらかれた行政を進めます。

また、昨今の厳しい財政状況にあって、市民ニーズをとらえた各種施策を計画的に実施していくため、より一層の行財政改革を進め、健全かつ市民満足度の高い行政運営を進めます。

1 市民が主役のまちづくり

近年、まちづくりに対する市民の関心は高まりを見せていることから、市民と行政が互いの役割や責任を認識し、自主的・主体的な市民活動を支援するとともに、市民の参画と協働によるまちづくり、市民が主役となるまちづくりを進めます。



Q.ユニバーサルデザインとは？

A.年齢、性別、能力、国籍等、人々の様々な特性や違いを越えて、すべての人にとっての暮らしやすい社会の実現を目指す概念



2 わかりやすいまちづくり

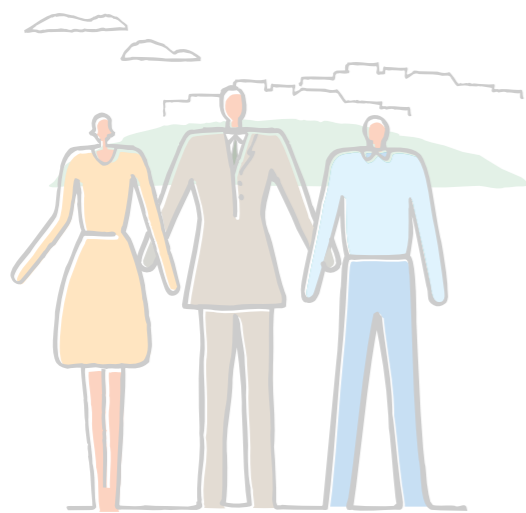
射水らしさを表すイメージづくりを展開し、市内外へ発信するとともに、市民、観光客、外国人等だれにでも分かりやすく、住む人・訪れる人にやさしいまちづくりに向けた取組を進めます。

また、機能的で分かりやすい行政サービスを提供するため、情報通信技術の双方向性を生かしたシステムの構築とその利用環境の整備を図り、市民にとって快適で利便性の高いまちづくりを進めます。

3 むだのないひらかれたまちづくり

厳しい財政状況が続く中、組織機構の見直しや民間活力の導入等、限られた財源・人的資源を有効に活用しながら、簡素で効率的な行政運営を着実に進めます。

また、職員の自己啓発に取り組み、市民のための政策を立案・実施できる政策形成能力の向上を図ることにより、地方分権社会にふさわしい自主的・自立的で個性あふれるまちづくりを進めます。



総合計画を着実に推進していくため、本市を取り巻く社会経済状況等を的確に把握し、時代に適応した市政を進めていく必要があります。

第1 市民との協働による計画の確実な推進

計画の実施に当たっては、市民の市政への主体的な参画のもと、将来像の実現に向け着実に事業を推進していきます。

これからの市政運営には、市民との協働は必要不可欠なものとなっており、市民自らが「自分たちのまちは、自分たちがつくる。」という意識を持つことが大切です。このため、市民と行政の役割を明確にし、それぞれのレベルアップに努めながらよりよいパートナーとして知恵を出し合い、協力しながら魅力あるまちづくりを実践します。

第2 成果を重視した計画の進行

計画の実効性を確保するため、それぞれの事業の成果を重視した計画の進行管理に努めます。「市民の生活向上にどのような成果があったのか。」「市民の満足度はどうか。」等、市民の目線に立った目標を定め、これらを検証しながら着実に計画を進めていきます。

また、包括協定を結んでいる県立大学を始めとし、各種教育機関、研究機関等産学官の連携を充実し、お互いが協力しながら目標の達成を目指します。

第3 国、県等との連携の推進

この計画の期間である平成29年までには、新湊大橋の完成や北陸新幹線の開業が見込まれています。これらの事業は、本市にとって平成20年に全線開通する東海北陸自動車道と共に広域交通の基盤となるばかりでなく、観光要素を十分秘めており、交流面においても大変重要な位置付けとなっていることから、国、県や周辺自治体とより一層連携を深め、事業が円滑に進むよう働きかけていきます。

また、本市が「子育てしやすいまち」「住みやすいまち」となるよう様々な事業を通して国、県等に働きかけていくとともに、全国に先駆けた施策の展開を目指し、提案型の行政運営を推進していきます。





この総合計画では、計画の期間が、平成20年度から平成29年度までの10年間となっています。本市が、将来に夢のある構想を描き、さらなる飛躍を目指すためには、基本計画に掲げる施策を着実に実施に向け取り組んでいくことはもちろんのこと、計画年度を超え、長期的な展望に立って取り組む課題があります。

この章では、計画期間内に完了するものばかりではなく、課題解決に向けて着手しているものの完成まで長期間を要するもの、具体的な施策を展開するには、さらなる検討やかなりの条件整備が必要なもの等、具体化には、技術的、地理的、経済的な観点や環境面からの調査・研究が必要となる「将来に向けての検討課題」を取り上げます。

(1) 港や海岸線を生かしたまちづくり

この地域と中京圏を結ぶ東海北陸自動車道の開通や都市圏とを結ぶ北陸新幹線の開業等により、本市が有する富山新港を中心とする海岸線を生かすまちづくりを目指します。

● イメージ1

富山新港から佐渡や能登方面へのジェットフォイルによる定期航路が就航し、中京圏をはじめとする都市圏からの多くの観光客が、新湊大橋や橋の背景となる雄大な立山連峰を海上から眺めることができる交流拠点となっています。

● イメージ2

昭和の初期には、富山飛行場が倉垣にあったことから、本市の北東部に空港を誘致し、富山新港とともに環日本海交流のゲートウェイとしての機能が強化されています。



Q. ジェットフォイルとは？

A. ジェットエンジンで海水を船尾から噴射させ、揚力（浮き上がる力）を得る水中翼船の一種。従来の水中翼船と比較して高速で安定性があり、滑らかな航行を実現している。

(2) 若者（学生）が集うまちづくり

本市には、県立大学や富山商船高等専門学校、さらには各種専門学校があり、多くの学生が市域内で学んでいます。このような状況から、さらに大学や専門学校等を誘致し、都市の活気を促す若者が集うまちづくりを目指します。

(3) 北部市街地とJR北陸本線沿線に広がる市街地との周回ルートの構築

本市には、万葉線沿線に広がる北部市街地とJR北陸本線沿線に広がる市街地があり、その間には優良な農地が広がっています。これらを有機的に結ぶことにより、さらなる発展が期待できます。

そのため、国道472号を利用しながら、JR線や万葉線を結び、環境にやさしい動力を使用したデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、2つの市街地を周回するルートの構築を目指します。

(4) 飛躍に向けた事業の推進

本市が直面している少子・高齢化への対策、人口増に向けた対策、環境問題への対策等、本計画期間を超え、継続して取り組んでいかなければならない課題があります。特に、まちの活力指標としての人口規模については、目標人口を踏まえ、さらには市民と行政が一体となった着実な施策の展開により、10万人都市を目指します。

また、基本計画の具体的な施策として明記されていないものについても将来に向けての検討課題として位置付けなければならない課題もあります。これらのことを考慮し、今後も引き続き調査・研究しながら、さらなる飛躍を目指します。

以上の課題については、将来に向けての検討課題という位置付けではあるものの、実現の可能性、費用対効果、事業の熟度、さらには、国、地方を通じた大変厳しい財政状況等も考慮するとともに、事業の選択や内容の見直しを行いながら取り組んでいきます。





基本計画





第1部
健康でやさしさあふれるまち



第1節 子育て支援の推進

【将来の姿】

家庭を持つことに夢や喜びを感じ、安心して子どもを生ま育てられる環境が整い、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに成長しています。

【現況と課題】

少子化の進展により、将来の労働力人口の減少や経済成長、現行の社会保障制度の維持への影響が懸念されています。また、核家族化、女性の就業率の増加等により、子育てに対する不安や負担感が増大しています。

このような状況の中、妊産婦、乳幼児の健康診査や相談の充実、子育てを支援するための機能の充実及び施設整備、要保護児童対策の推進を図るとともに、社会全体で子どもを育むための仕組みづくりが求められています。

合計特殊出生率の推移

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	14年	15年	16年	17年
射水市	-	-	-	-	-	1.41	1.43	1.40	1.34
全国	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.32	1.29	1.29	1.26
富山県	1.77	1.79	1.56	1.49	1.45	1.41	1.35	1.37	1.37

射水市の数値は推定値

(資料:厚生労働省、健康推進課)

0～14歳人口の推移

(単位:人)

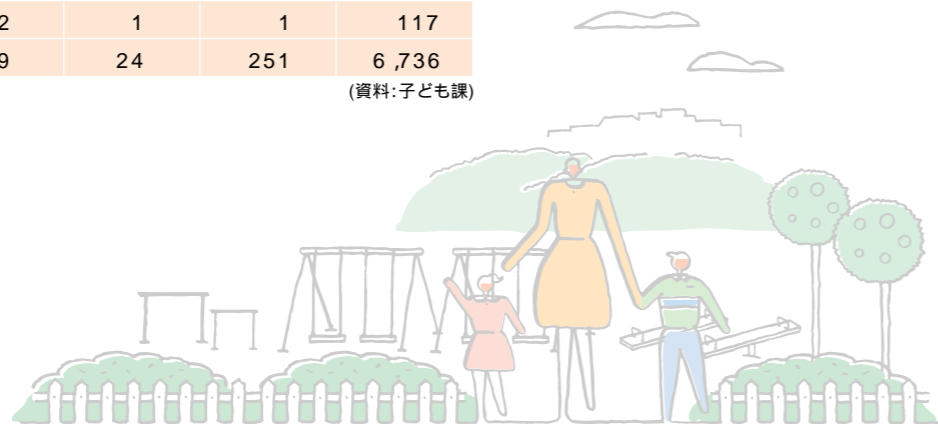
	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
0～14歳	21,909	20,912	17,149	14,577	13,687	13,537
総人口に占める割合(%)	23.99	22.31	18.46	15.68	14.64	14.37

(資料:国勢調査)

母親クラブ数と児童クラブ数(平成19年5月1日現在)

	母親クラブ	校下児童クラブ	単位児童クラブ	児童数
新湊地区	7	8	94	2,834
小杉地区	3	9	96	2,340
大門地区	5	5	38	764
大島地区	2	1	22	681
下地区	2	1	1	117
合計	19	24	251	6,736

(資料:子ども課)



【目指す方向】

地域、事業者、行政が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりを始めとした、子どもを生ま育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもが健やかに育つ社会の形成を目指します。

【施策】

第1 総合的な少子化対策の推進

子どもを安心して生ま育てる社会を構築するため、若者の雇用、仕事と家庭の両立支援、健康の確保、教育環境の整備、居住環境の確保等総合的な少子化対策を推進します。

1 少子化対策の推進

- (1) 市民と行政が連携した総合的な組織体制の強化
- (2) 少子化対策に関する施策の総合的な推進
 - ア 安心して子育てのできる家庭づくりへの支援
 - イ 仕事と子育ての両立支援
 - ウ 子どもの健やかな成長と若者の自立への支援

2 少子化対策・子育て支援に対する情報提供の充実

3 少子化対策・子育て支援に対するニーズの把握の推進

第2 地域・家庭における子育て支援の推進

地域社会や家庭が一体となって安心して子育てができる社会の実現を目指します。また、放課後や休日の児童の安全な遊び場所、交流場所づくりに努めます。

1 地域の育児力の向上

- (1) 子育て支援センターの整備・充実
- 2 子育て地域ネットワークの構築
- (1) 子育てサークルのネットワーク化の推進
 - (2) 子育て支援ボランティアの育成・支援

3 子育て・育児相談体制の充実

- (1) 子育て関連施設の連携による育児相談の充実
- (2) 関係機関による相談体制の充実

4 託児支援サービスの拡充

- (1) 一時保育サービスの充実
- (2) ファミリーサポートセンター 事業の拡充



Q.ファミリーサポートセンターとは?

A. 仕事と育児の両立支援と家庭での育児支援を目標に、子育ての手助けを必要とする依頼者(依頼会員)と、子育ての手助けを希望する援助者(協力会員)で構成される会員組織

- 5 医療費助成制度の充実
 - (1) 子ども医療費助成制度の充実
 - (2) 妊産婦医療費助成制度の充実
- 6 不妊治療助成制度の充実
 - (1) 不妊治療に係る経費の助成
- 7 子育てに係る手当制度の充実
 - (1) 児童手当制度の円滑な運用
- 8 保育料等サービス利用料の適正化
 - (1) 多子世帯の保育料軽減制度の拡充
- 9 保育サービスの拡充
 - (1) 特別保育等の保育サービスの拡充
 - (2) 認定こども園の推進
- 10 児童の安全な居場所の確保
 - (1) 安全な公共施設や児童公園、道路の整備
 - (2) 放課後児童クラブの推進
 - (3) 放課後子どもプランの推進
 - (4) 余裕教室の活用、整備



第3 子育て支援施設の整備

老朽化が著しい児童福祉施設の改修及び子育て支援機能を兼ね備えた複合施設を整備することにより、児童の健全育成を推進します。

- 1 保育施設の整備促進
 - (1) 老朽化している保育園の整備
- 2 児童健全育成施設の整備促進
 - (1) 子育て支援機能を兼ね備えた複合施設の整備
 - (2) 遊び、体験、交流の場としての児童館や児童室（公民館併設）の充実

第4 児童の健全育成の推進

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことのできる社会を実現します。また、障害のある児童や教育的支援の必要な児童が適切な教育を受けられるように支援体制を推進します。

- 1 要保護児童対策の推進
 - (1) 射水市要保護児童対策協議会等ネットワークの充実及び連携の強化
- 2 障害のある児童に対する施策の推進
 - (1) 障害等の早期発見
 - (2) 障害児の支援施策の充実
 - (3) 障害に応じた適切な教育の推進
 - (4) 障害に応じた学校施設等の整備
- 3 ひとり親世帯等支援施策の推進
 - (1) 母子家庭等の自立支援の促進
 - (2) 関係機関との連携による総合的な相談体制の充実
 - (3) 母子寡婦福祉資金貸付制度の周知
- 4 地域ボランティア活動の推進
 - (1) 児童クラブや母親クラブ等の健全育成団体の活動への支援
 - (2) 地域社会との交流の推進



第5 母と子の健康づくりの推進

妊産婦や乳幼児の健康診査及び教室・相談等の充実に努め、母と子の健康づくりを推進します。

- 1 父性・母性の育成と母の健康
 - (1) 父性・母性の育成
 - ア 妊娠届出時や相談を通じた母性意識の高揚
 - イ 思春期における乳幼児とのふれあい体験の推進
 - (2) 妊産婦の健康診査と事後指導の充実
 - (3) 妊娠、出産、育児に関する教育・相談の場の提供
 - (4) 父親の育児参加を進めるための体験型教室の充実
- 2 乳幼児の健康と子育て支援の充実
 - (1) 疾病や発達の遅れを早期発見・早期支援できる体制づくり
 - ア 乳幼児健康診査等内容の充実
 - イ 健康診査事後フォロー体制の充実と関係機関との連携
 - (2) 育児相談・育児教室による子育て支援の強化
 - ア 母乳相談・離乳食実習等内容の充実
 - イ 子育ての仲間づくりの場の提供
 - ウ 母のストレス、心の健康問題への早期支援
 - (3) 「こころ」と「ことば」を育む支援
 - ア 絵本を通じた読み聞かせの推進
 - (4) 外国語健康診査案内の作成等による外国人への育児支援
 - (5) 母子保健推進員活動による地域での子育て支援



Q. 認定こども園とは？

A. 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設

第2節 明るく元気な健康づくりの推進

第1章

元気な声が響くまちづくり

〔第1部 健康でやさしさあふれるまち〕

【将来の姿】

市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送るための取組を地域ぐるみで実践しています。

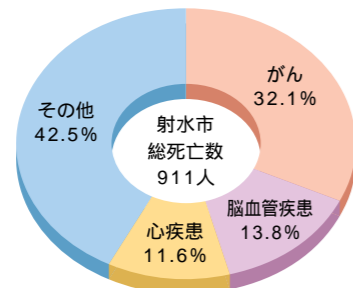
【現状と課題】

本市においては、がんや循環器疾患等生活習慣病による死亡割合が県・国と同様に約6割を占めています。さらに、急速な高齢化の進行とともに寝たきりや認知症になる人の増加が予測されます。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、個人の健康づくりへの取組を地域社会で支える仕組みづくりや、健康長寿を目指した

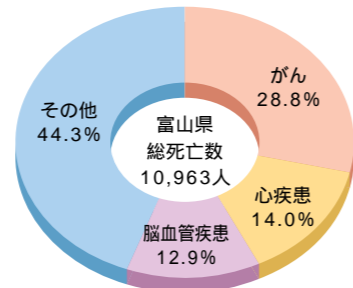
環境づくりが求められています。

このような状況の中、市民一人ひとりが健康な生活習慣を身に付け、積極的に疾病予防や健康づくりに取り組むことができるよう支援し、市民が健康で元気に自立して生涯を送ることができる社会を目指す必要があります。

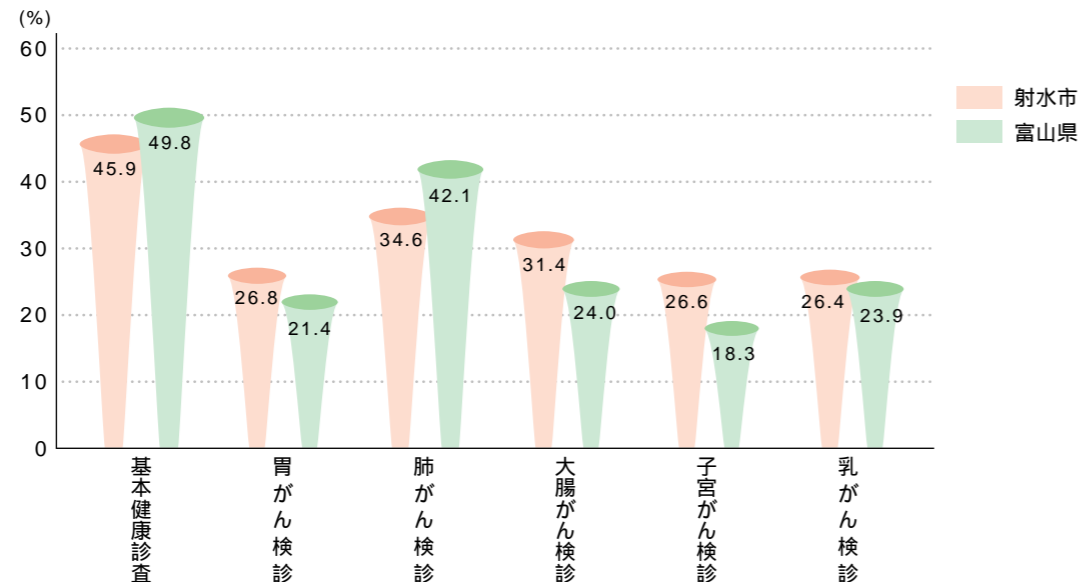
生活習慣病による死亡割合(平成18年)



(資料:健康推進課)



健康診査等受診率(平成18年度)



(資料:健康推進課)

【目指す方向】

乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけるため、ライフステージに応じた健康づくりの支援を推進するとともに、市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援体制の整備に努めます。

【施策】

第1 健康づくり推進体制の充実

健康的な生活習慣を目指し、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組める体制づくりに努めます。

- 地域ぐるみの健康づくり
 - 健康づくりを担うボランティアの育成
 - 健康づくりボランティア団体の活動支援
- 関係機関との連携強化
 - 保健、医療、福祉関係機関との連携強化
 - 学校保健、職域保健等との関連強化
- 健康づくり基盤の整備と情報発信の充実
 - ヘルスプラン策定による健康づくり指標の提示
 - ホームページの充実とケーブルテレビ等の活用
- 保健センター機能の充実及び健康管理システムの有効活用

第2 健康な生活習慣の推進

健康的な生活習慣を推進するために、運動習慣、食生活、こころの健康、歯の健康、禁煙等に重点をおいた取組を進めます。

- 健康づくりのための運動習慣の定着
 - ヘルスポランティア活動による運動習慣の普及啓発
 - 元気ウォークの推進
 - 総合型地域スポーツクラブ等との連携
- 健康な食習慣の推進
 - ライフステージに応じた健康な食生活を学ぶ機会の提供
 - 食事バランスガイドの普及
 - 地域に根ざした食生活改善推進員活動の定着
- こころの健康づくり
 - こころの健康に関する正しい知識の啓発・普及
 - 相談体制の充実と関係機関との連携



Q. 食事バランスガイドとは?
 A. 1日に「何を」、「どれだけ」食べたらよいかが一目で分かる食事の目安を、イラストで表した食生活の指針



- 4 歯と歯ぐきの健康づくり
 - (1) 生涯にわたる歯科保健推進体制の整備
 - (2) フッ素を有効利用した歯質強化対策の推進
 - (3) 歯周病予防の推進
- 5 禁煙の推進
 - (1) 喫煙と健康被害に関する知識の啓発・普及
 - (2) 地域や職場等での禁煙の推進
 - (3) 未成年者への禁煙教育の取組の推進

第3 生活習慣病等の予防の推進

循環器疾患を始めとする生活習慣病のり患率の抑制に向け、早期発見・治療はもとより、生活習慣の改善により病気の発症を予防する「一次予防」をさらに重視する取組を推進します。



- 1 生活習慣病の予防
 - (1) メタボリックシンドロームの予防に向けた取組の啓発・普及
 - (2) 生活習慣病のリスクに応じた保健・栄養指導の充実
 - (3) 医療保険者等関係機関との連携
- 2 がんの予防
 - (1) 各種がん検診の精度管理と検診体制の整備
 - (2) 食生活や生活習慣の改善によるがん予防の推進
 - (3) 検診受診率の向上と精密検査受診の徹底
- 3 感染症の予防
 - (1) 感染症予防の正しい知識や情報の提供
 - (2) 予防接種体制の充実と接種率の向上
 - (3) 感染症危機管理体制の整備



Q. メタボリックシンドロームとは？

A. 肥満や高血圧症、脂質代謝異常等が複数重なり、心筋梗塞や脳卒中等、重い動脈硬化性の病気に進む危険性がある状態を総称した概念

第3節 いきいき長寿社会の推進



【将来の姿】

高齢者が地域の中で尊重され、生きがいを持って自立した生活を送れる環境が整っています。

【現況と課題】

本市では、高齢者人口が年々増加していることから、要介護認定者数も増加しています。今後も高齢者人口の増加が予想されるため、要介護認定者や寝たきり、認知症高齢者の増加が見込まれます。また、核家族化の進展による一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見られ、高齢者が地域で元気に生活するための施策が求められて

います。このような状況の中、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる環境の整備や高齢者の社会参加、就業等への支援が重要となっています。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、地域による支え合いの輪が必要とされています。

65歳以上人口の推移

(単位:人)

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
65歳以上	9,488	11,166	12,849	15,089	17,636	19,803
総人口に占める割合(%)	10.39	11.91	13.83	16.23	18.86	21.02

(資料:国勢調査)

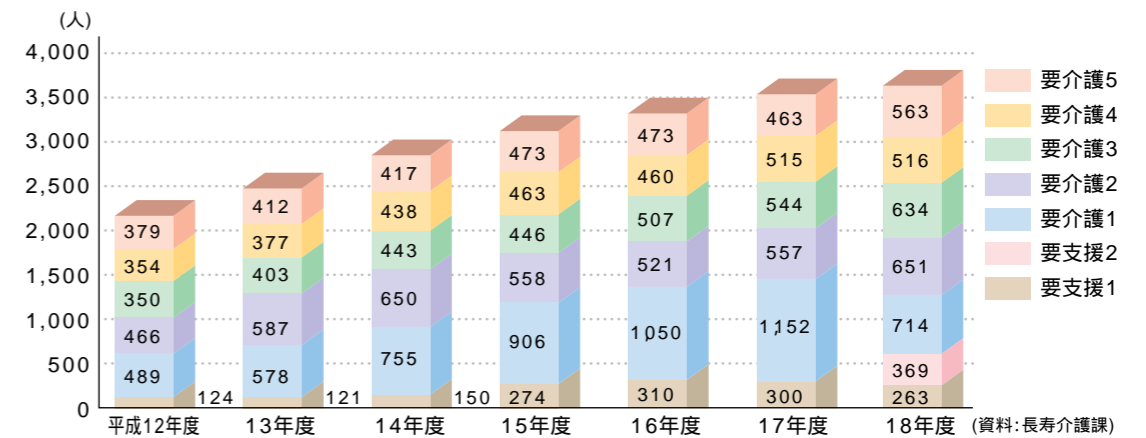
世帯数と1世帯当たりの人員数

(単位:世帯、人)

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
世帯数	22,851	23,745	24,696	26,710	28,461	30,135
1世帯当たりの人員数	4.00	3.95	3.76	3.48	3.29	3.13

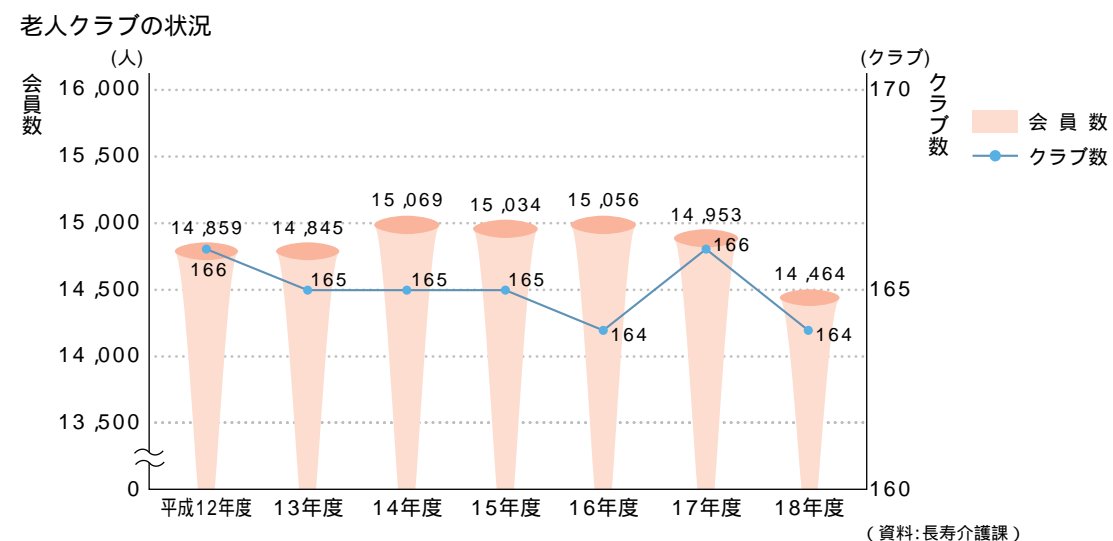
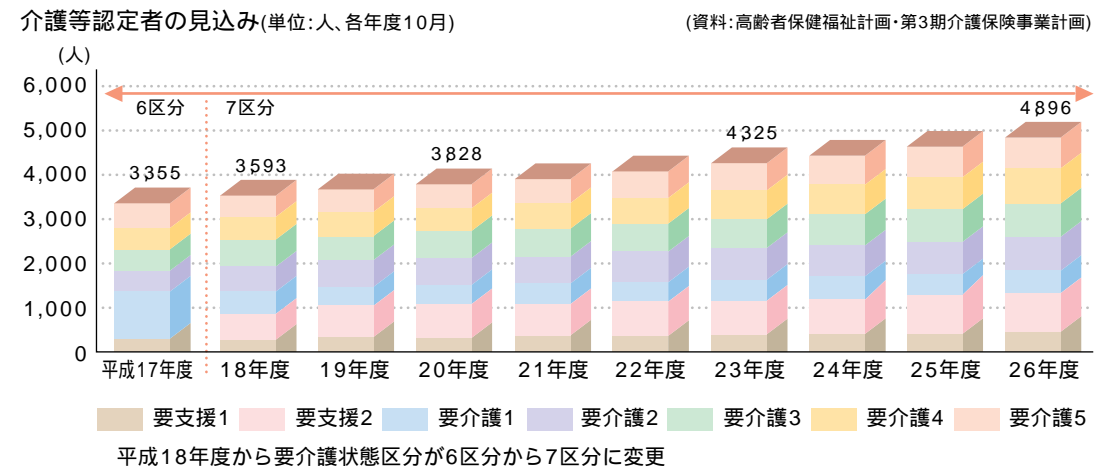
(資料:国勢調査)

要介護認定者数の推移(各年度3月末日現在)



平成18年度から要介護状態区分が6区分から7区分に変更

(資料:長寿介護課)



【目指す方向】

健康づくりの推進と介護予防を強化するとともに、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるための支援の充実や、介護が必要となった高齢者や家族への支援を行い、共に支え合う福祉のまちを目指します。また、高齢者自らがまちづくりの担い手として積極的に活動に参加し、尊厳のある自立した生活を送ることができる高齢社会の形成を目指します。

【施策】

第1 元気高齢者づくりの推進

高齢になっても自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、元気高齢者づくりの取組を推進します。

- 1 元気高齢者づくりの推進
 - (1) 中高年齢期の健康づくりの知識の普及と健康不安への相談・サポート体制の充実
 - (2) 生活習慣病予防、寝たきり予防のためのパワーアップ貯筋教室（健康づくり運動教室）の拡大
 - (3) 転倒による骨折を防ぐための検診・事後指導の充実
 - (4) 閉じこもり予防のための高齢者サロンへの支援
- 2 認知症予防の推進
 - (1) 認知症に関する正しい理解や知識の普及
 - (2) 認知症の予防や早期発見のための相談の充実と関係機関との連携
- 3 社会参加の促進
 - (1) 老人クラブ活動への支援
 - (2) 能力や技術を生かしたボランティア活動の促進
 - (3) 世代間交流の推進
 - (4) 生涯学習施設や文化・交流施設の活用の促進
- 4 就労機会の充実
 - (1) シルバー人材センターの活動の促進
 - (2) 豊富な経験や高い能力を生かす雇用の促進

第2 高齢者にやさしい福祉の充実

高齢者の自立支援や尊厳保持への取組を推進します。

- 1 高齢者の虐待防止、権利擁護の推進
 - (1) 虐待防止ネットワークづくりの推進
 - (2) 成年後見制度の利用支援及び事業の周知
- 2 認知症高齢者対策の総合的展開
 - (1) 認知症予防教室や認知症予防対策の推進
 - (2) 認知症の段階に応じた施策の推進



第3 在宅支援サービスの充実

核家族化の進展に伴う一人暮らし高齢者をはじめ、高齢者が在宅で安心して生活を送れるよう、生活環境に応じたきめ細かなサービスを継続・提供します。

- 1 生活支援サービスの充実
 - (1) 在宅介護や生活支援を必要とする人へのサービスの充実
 - (2) 介護予防サービスとの連携
- 2 自立した生活が継続できる住まいの確保
 - (1) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進
- 3 自宅で暮らし続けられる住宅の整備
 - (1) 住宅改修等への支援の推進



第4 介護予防活動の推進

介護予防を効果的に推進するために、一次予防（生活機能の維持）から二次予防（生活機能低下の早期発見・早期対応）、三次予防（要介護状態の改善・重症化予防）までの連続した支援体制の確立に取り組みます。

- 1 介護予防事業の推進
 - (1) 地域支援事業への参加促進
 - (2) 介護予防事業の普及啓発
- 2 介護予防マネジメントの充実
 - (1) 地域包括支援センターの充実
 - (2) 地域ケア体制の強化
 - (3) ケアマネジメント機能の向上



Q. 地域包括支援センターとは？

A. 介護予防も含めた高齢者の生活全体を地域において包括的・継続的に支えるための新たな地域包括ケアシステムの拠点。市内には、3か所(平成20年3月現在)の地域包括支援センターがある。

第5 介護サービス基盤の整備

介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で生活できるよう地域密着型サービスなど各種サービスの充実を図ります。

- 1 介護サービス基盤の充実
 - (1) 訪問介護、通所介護等の介護サービスの充実
 - (2) 介護予防訪問介護、介護予防通所介護等の介護予防サービスの充実
 - (3) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等施設サービスの充実
 - (4) 介護サービスを支える人材確保の支援及び資質の向上
- 2 高齢者福祉施設の整備
 - (1) 生活を支援する施設の活用・整備への支援
 - (2) 介護予防拠点の基盤整備の促進



第1節 地域で支え合う福祉の推進

第2章

やさしさに包まれたまちづくり

〔第1部 健康でやさしさあふれるまち〕

【将来の姿】

多くの市民が自主的・積極的に福祉活動に参加し、高齢者、障害者、子ども等を地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティが形成されています。

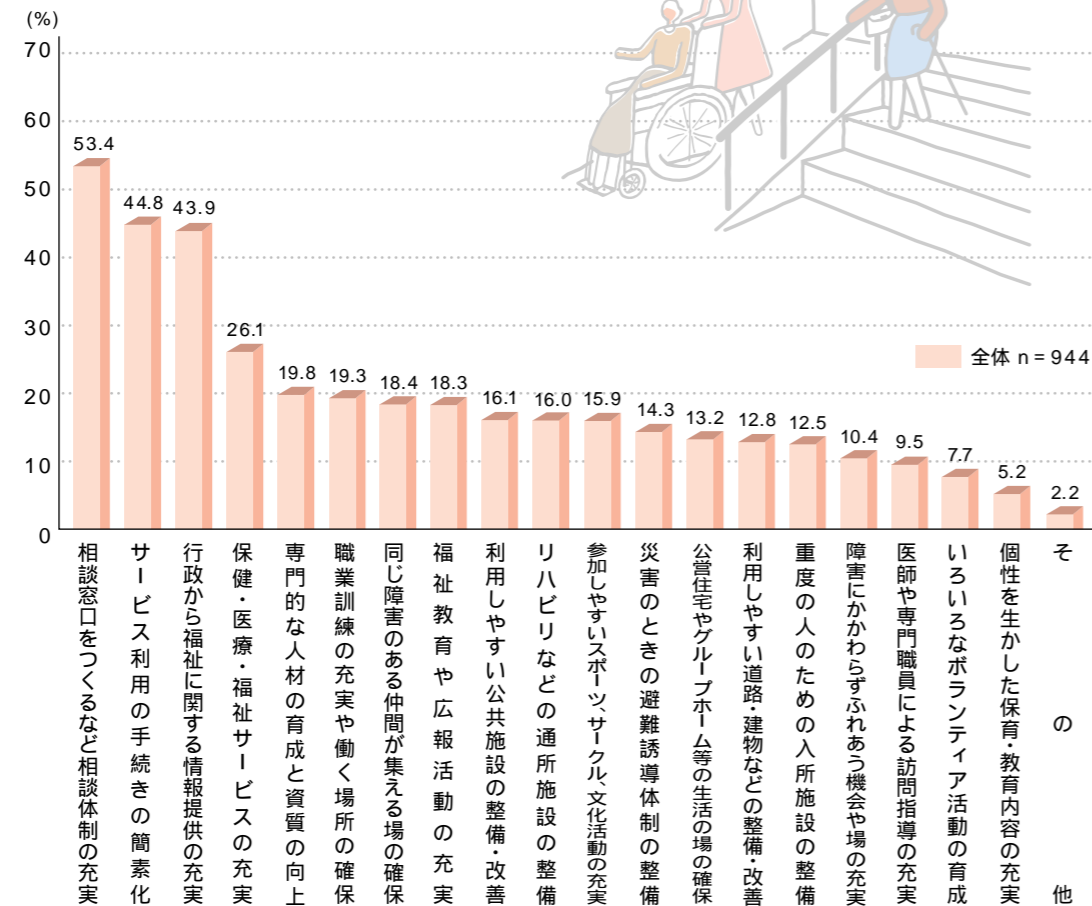
【現況と課題】

少子・高齢社会の進展や価値観の多様化等による世帯の小規模化、人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における支え合いの意識や機能が低下しています。一方、住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズが増大していることから、日常

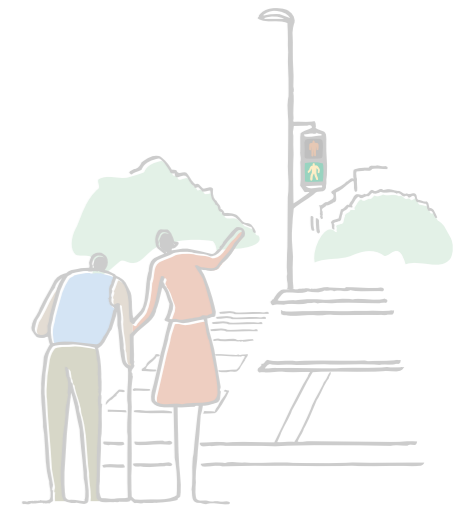
生活圏における質の高い福祉サービスの提供が求められています。

このような状況の中、市民が生活の拠点である地域に根ざして、互いに助け合い支え合うことができるよう、様々な福祉活動を推進していく必要があります。

障害者にとって住みよいまちの条件
(障害者計画策定のためのアンケート調査から抜粋)



(資料: 社会福祉課)



【目指す方向】

住み慣れた地域で、高齢者、障害者、子育て中の人など、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、市民が主体となって、互いに助け合い支え合う地域が一体となった福祉体制づくりを目指します。

【施策】

第1 地域福祉支援体制の拡充

関係機関・団体・行政が互いに連携しながら、多くの市民が自主的かつ積極的に福祉活動に参加できる体制を整備し、地域福祉活動を推進します。

1 地域福祉支援体制の充実

- (1) 社会福祉協議会等との連携
 - ア 社会福祉協議会と連携した福祉活動の促進
 - イ 社会福祉協議会の組織強化と自立支援
 - ウ 社会福祉法人に対する支援
- (2) 福祉ボランティアとの連携、協働
- (3) 地域福祉活動のネットワークづくり
 - ア 福祉コミュニティの醸成及び小地域ネットワーク活動の促進

2 福祉教育の推進

- (1) 福祉の心を養う福祉教育の推進

3 総合的な地域福祉の推進

- (1) 地域住民、事業者、福祉ボランティアが相互に協力する地域福祉の推進
- (2) 更生保護活動の充実
 - ア 社会復帰を支援する更生保護事業への支援



第2 地域福祉サービスの充実

支援を要する市民が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、民生委員児童委員や福祉ボランティアを支援し、地域力を生かした地域福祉サービスの充実を図ります。

- 1 福祉ボランティア体制の整備・充実
 - (1) ボランティアセンター機能の強化
 - ア コーディネーター、リーダー、サポーター等の人材育成
 - イ ボランティアの育成及び活動支援
 - ウ ボランティア情報の提供及び相談機能の充実
 - エ ボランティア活動拠点としての整備
 - (2) 地域福祉活動団体の組織化及び活動支援

- 2 福祉意識の啓発及び相談体制の充実
 - (1) 福祉に関する啓発活動の推進
 - (2) 情報提供・相談機能の充実
- 3 地域福祉サービスの確立
 - (1) 住民の立場に立った福祉サービスの推進
 - (2) 保健、医療、福祉が連携した効果的・効率的な業務体制の推進
 - (3) 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画 への支援



Q. 地域福祉活動計画とは？

A. 地域福祉の推進を目的とし、社会福祉活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を行う者が相互協力して策定する民間の活動・行動計画。地域の社会福祉協議会の呼びかけにより策定される。



第2節 心かよう障害者福祉の充実



【将来の姿】

すべての市民が障害者の問題を自らの問題として共有し、障害者自身も様々な社会活動に積極的に参加しているノーマライゼーションが実現した社会となっています。

【現況と課題】

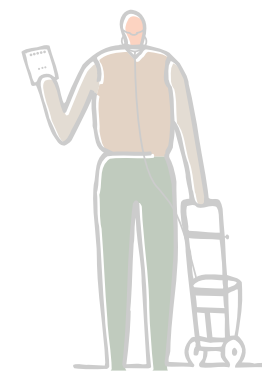
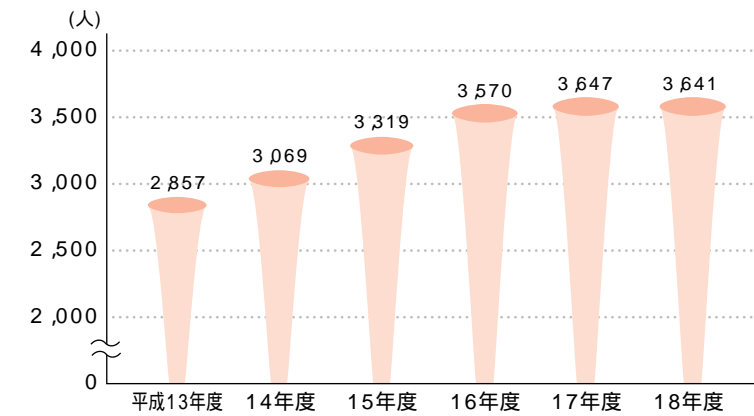
本市では、身体障害者手帳保持者の増加に加え、高齢化、障害の重度化・重複化が進んでいます。また、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者についても増加傾向にあります。さらには、各手帳保持者の家族介護者の高齢化も顕著となっています。

このノーマライゼーションの実現を目指すため、平成15年に「支援費制度」が導入され、さらに平成18年には「障害者自立支援法」が施行されました。このノーマライゼーションを実現する基盤として、障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生活できる社会づくりを進める必要があります。

このような状況の中、ノーマライゼーション

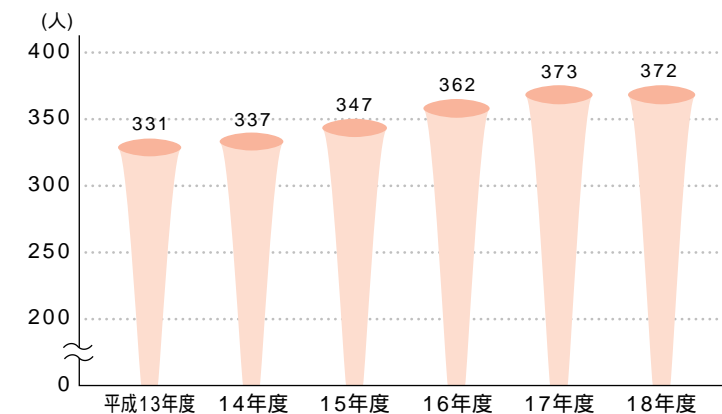
身体障害者手帳所持者数の推移

(資料:社会福祉課)



療育手帳所持者数の推移

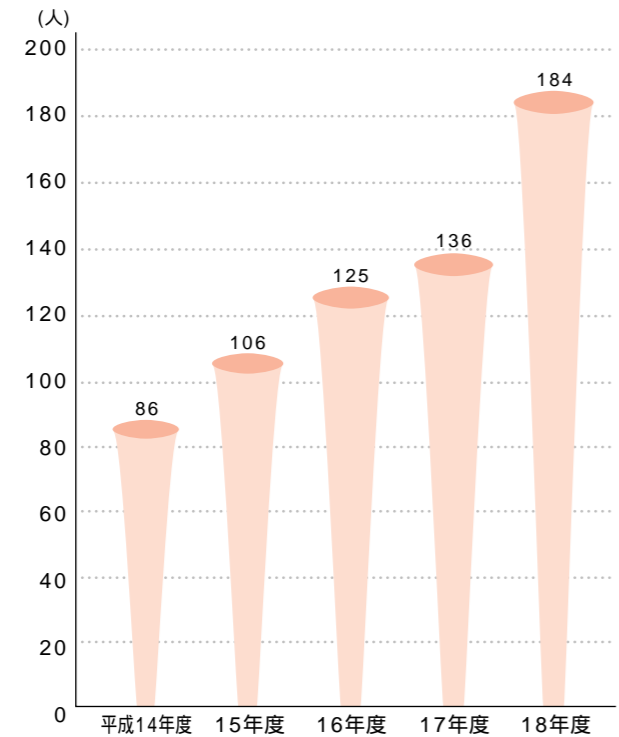
(資料:社会福祉課)



Q. ノーマライゼーションとは？

A. 社会的に不利を負う人々と共に生きる社会を基本とする考え

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(資料:社会福祉課)

【目指す方向】

ノーマライゼーションの理念に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに支え合う地域づくりを進め、障害者が安心して自立した生活を営み、自由に社会参加できるまちづくりを目指します。

さらに、障害者の社会参加を促進する手助けの一環として、ユニバーサルデザイン の考え方を踏まえたハード面、ソフト面のバリアフリー化への総合的な取組を目指します。



Q.ユニバーサルデザインとは？

A. 年齢、性別、能力、国籍など、人々の様々な特性や違いを越えて、すべての人にとっても暮らしやすい社会の実現を目指す概念。



【施策】

第1 障害者の自立支援と社会参加の促進

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者の自立への支援と社会参加を促進します。

- 1 障害者の自立支援の推進
 - (1) 相談支援体制の強化
 - ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供
 - イ 障害者と社会の交流促進
 - (2) 地域活動支援センターの活用
 - (3) 移動支援事業の充実
 - (4) 日常生活用具給付等の充実
- 2 障害者の社会参加の促進
 - (1) 手話通訳等の派遣によるコミュニケーション援助の推進
 - (2) 社会参加促進事業の充実
 - (3) ハード面、ソフト面でのバリアフリー化の推進

第2 障害者福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスの充実を図ります。

- 1 自立支援給付の充実
 - (1) 介護給付の実施
 - ア 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所(ショートステイ)、生活介護、施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)、共同生活介護(ケアホーム)等の実施
 - (2) 訓練等給付の実施
 - ア 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、共同生活支援(グループホーム)の実施
 - (3) 適正な補装具費の支給
 - ア 補装具(障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等)費の支援
 - (4) 自立支援医療の実施



第3節 安心をつなぐ社会保障の充実



【将来の姿】

介護保険や健康保険、高齢者医療制度や年金制度等の社会保障を安定的に享受でき、市民だれもが自立し、いきいきと健康で文化的な生活を送っています。

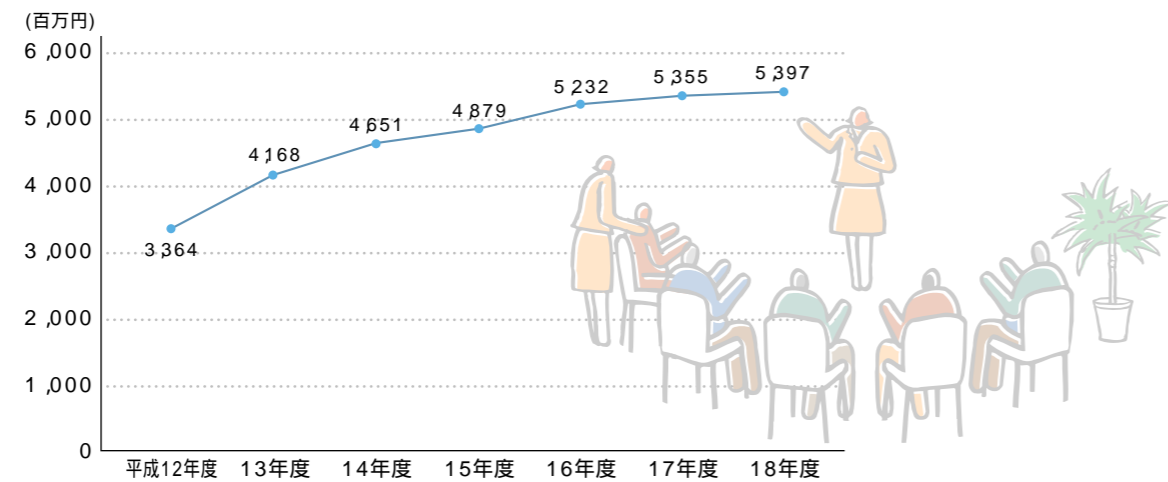
【現況と課題】

急速な高齢化の進行により、介護保険給付費や医療費が年々増加しており、介護保険や国民健康保険等の保険財政に深刻な影響を与えています。複雑・多様化する介護ニーズや疾病構造の変化による医療費の増大に適切に対応するため、医療費の節減や保険料の収納率の向上等、財政基盤の安定化が必要となっています。さらには、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度や

生涯の安心を確保する年金制度について理解され、円滑な運営が進むよう努めていきます。

また、地域社会のきずなの希薄化や所得格差の広がり等から、今後も生活保護受給者が増加すると予想され、受給者の状況にあった支援の提供や経済的給付から自立を支援する施策への転換が求められています。

介護保険給付費の推移

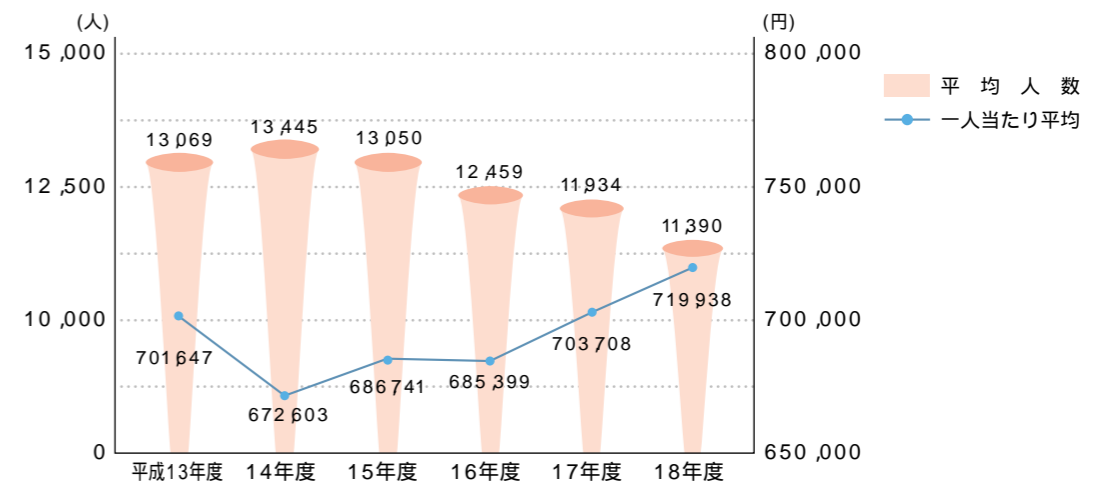


国民健康保険加入状況の推移(各年度3月末現在)

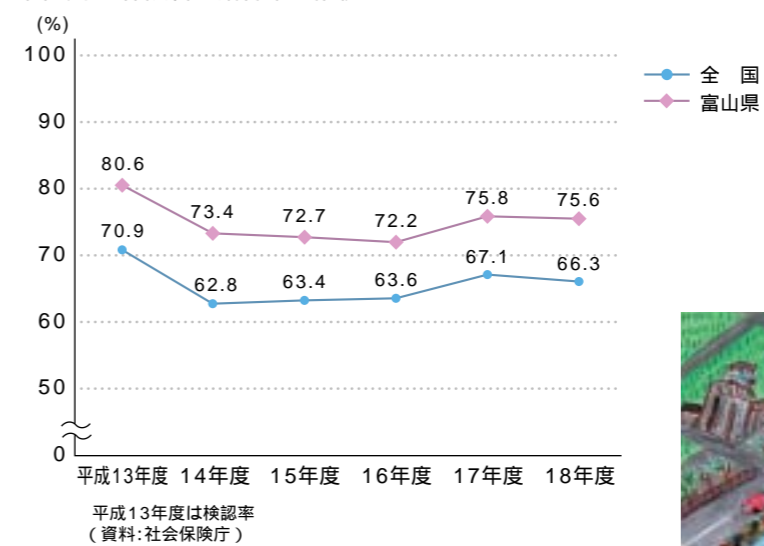
年度	人口(人)	被保険者数(人)	加入率(%)	保険料収納率(%)
平成13年度	94,680	24,591	25.97	95.58
平成14年度	94,826	26,581	28.03	95.07
平成15年度	94,853	27,401	28.89	95.13
平成16年度	94,792	27,759	29.28	95.08
平成17年度	94,730	28,225	29.80	94.62
平成18年度	94,902	28,394	29.92	94.16

(資料:市民・保険課)

老人医療費給付状況の推移



国民年金保険料の納付率の推移



生活保護世帯数の推移(各年度3月31日現在)

	保 護 実 数			富山県
	世帯数(世帯)	人員(人)	保護率(‰)	保護率(‰)
平成12年度	109	127	1.44	1.82
平成13年度	116	132	1.53	1.87
平成14年度	117	134	1.54	1.99
平成15年度	113	133	1.50	2.07
平成16年度	114	135	1.56	2.17
平成17年度	111	133	1.40	2.26
平成18年度	126	152	1.60	2.28

保護率:人口1,000人当たりの保護人員数 (資料:社会福祉課、県厚生企画課)
富山県の保護率は、各年度の平均値



【目指す方向】

介護保険利用者が、介護サービス等を適切に選択できる情報提供システムの確立を図るとともに、各種社会保障制度の周知、啓発を図り、制度の充実と適切な運営を目指します。さらに、生活保護受給者が自らの能力を生かし、自立できる施策の充実を目指します。

【施 策】

第1 介護保険の円滑な運営

利用者の立場に立った介護サービスの提供や要介護認定と給付の適正化の推進等により、介護保険の円滑な運営に努めます。

- 1 介護保険運営の健全化
 - (1) 介護保険制度の周知と情報提供システムの確立
 - (2) 介護保険サービス事業者等への指導と支援
 - (3) 要介護認定と給付の適正化
 - (4) 低所得者への対応
- 2 介護保険事業の総合的な推進
 - (1) 介護保険事業計画の策定
 - ア 市関連計画、富山県の関連計画等との調整

第2 国民健康保険の適切な運営

予防を重視し、被保険者の健康増進を促すことで医療費の適正化、保険料の収納率向上を目指し、国民健康保険の安定化を図ります。

- 1 国民健康保険の適正化
 - (1) 相互扶助意識の啓発
 - (2) 保険料納入時の口座振替等利用の推進
 - (3) 医療費の適正化の推進
- 2 保健事業の充実
 - (1) 訪問による日常生活指導の充実
 - (2) 特定健診等実施計画に基づく受診データの分析、受診率の向上、特定保健指導の充実
 - (3) 人間ドック事業、ウォーク事業、健康相談等の保健予防活動の強化

第3 後期高齢者医療の適切な運営

高齢者医療の確保に関する法律に基づき、市町村事務的確な運営を図ります。

- 1 制度の周知・啓発
 - (1) 後期高齢者医療に関する情報提供の充実
 - (2) 富山県後期高齢者医療広域連合との連携
- 2 保険料徴収事務の円滑化

第4 国民年金制度の啓発

制度の趣旨や重要性等の啓発を行い、未納者対策に係る情報の提供、相談体制の充実に努めます。

- 1 納付意識の向上と相談体制の充実
 - (1) 公的年金制度の情報提供の充実
 - (2) 保険料納入時の口座振替等利用の推進
 - (3) 相談体制の充実

第5 生活援護の充実

生活保護受給者に対し、経済的給付を中心とする制度から、被保護者の状況や自立阻害要因ごとに必要な自立への支援を組織的に推進します。

- 1 相談・指導の充実
 - (1) 低所得者の生活実態の把握と自立促進
 - ア 民生委員児童委員との連絡・連携の強化
 - イ ケースワーカーの適切な指導、相談、助言
- 2 総合的な自立支援プログラムの推進
 - (1) 被保護者に適した自立支援プログラムの推進
 - ア 被保護者の状況の類型化
- 3 自立生活に向けた支援の充実
 - (1) 各種福祉・年金制度等、他施策との連携強化



第1節 医療体制の充実

第3章

医療体制の整ったまちづくり

〔第1部 健康でやさしさあふれるまち〕

【将来の姿】

かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅へなど地域の医療機関が緊密に連携する医療体制が整い、市民が安心して暮らしています。

【現況と課題】

市民の多様な医療ニーズに対応し、いつでも安心して、適切で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実、強化が求められています。

医療法に基づき、県は、県における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定めることとなっており、県内に4つの医療圏を設定し、地域医療の機能分担、連携体制や初期から第三次までの救急医療体制を順次整備してきました。

高岡医療圏（射水市、高岡市、氷見市で構成）に属する本市の医療機関は、平成20年1月末日現在、病院6か所、一般診療所59か所、歯科診療所31か所、薬局22か所です。

地域医療の体制としては、市民病院が基

幹病院としての役割を担っているほか、市内の医療機関等が身近なかかりつけ医、かかりつけ薬局として、地域医療の提供に重要な役割を担っています。今後も市民病院と市内の医療機関等の連携強化や機能分担の促進を図ることが必要です。

救急医療の体制としては、市民病院を始めとし、医師会が実施している休日在宅当番医制及び高岡市急患医療センターでの救急体制等により実施している初期救急、高岡医療圏域の公立6病院が輪番体制で実施している第二次救急、さらに厚生連高岡病院での第三次救急が整備されています。今後も関係機関の連携・協力体制を強め、広域的な救急医療体制を充実・強化していく必要があります。

射水市の医療施設数、病床数(平成20年1月末日現在)

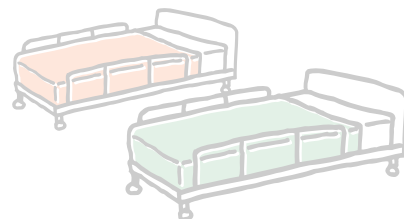
医療施設数

総数	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局
118	6	59	31	22

病床数

総数	病 院			一般診療所
	一般	結核	感染	
613	483	4	0	126

(資料:県高岡厚生センター)



【目指す方向】

市民が身近な地域で、安心して質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実、市民病院と市内医療機関との連携強化と機能分担を進めます。

【施 策】

第1 地域医療体制の充実

身近な地域で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実を図ります。

- 市民病院と市内の医療機関の連携強化
 - 市民病院と市内医療機関の連携強化及び機能分担の促進
 - かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着や在宅医療の推進

第2 救急医療体制の充実

いつでも安心して病態に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急医療体制から第二次・第三次救急医療体制までの充実を図ります。

- 救急医療体制の充実
 - 市民病院と市内医療機関との初期救急時間外診療の連携
 - (仮称)射水市急患医療センターの整備
 - 第二次・第三次救急医療機関及び消防本部との連携強化
- 救急医療についての啓発普及
 - 救急医療に関する啓発普及及び適切な救急医療情報の提供



第2節 質の高い医療の提供



【将来の姿】

市民病院が、地域住民に最も信頼され親しまれる病院となり、患者一人ひとりに最適な医療を提供するとともに、他にない優れた特徴を持つ病院として地域に貢献しています。

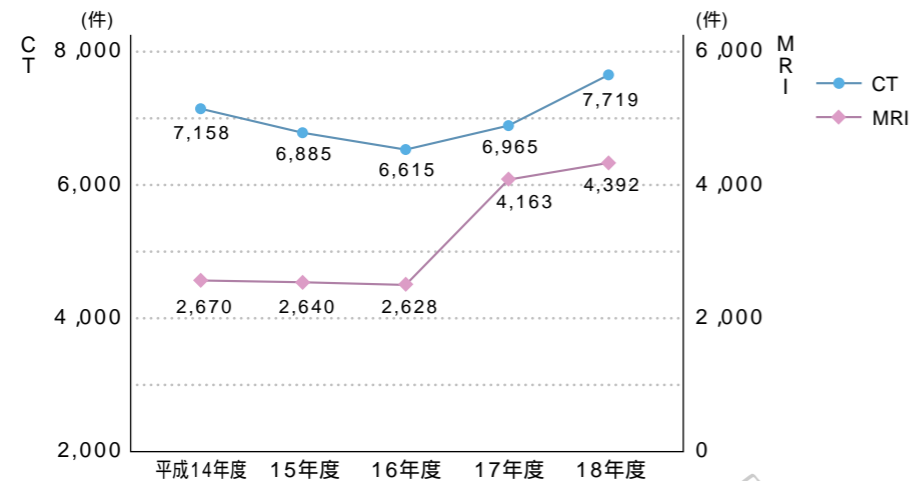
【現況と課題】

市民病院は地域住民のニーズに親身に対応し、安全で質の高い医療を提供することにより、地域に最も親しまれる病院になることを目指しています。市民病院が継続的に安心できる医療を提供するためには、常に患者の立場に立って安全で透明性の高い医療や救急医療の整備など、基本的病院機能を向上させると同時に、地域連携型医療体制に対応した特徴的な病院機能を有する必要があります。

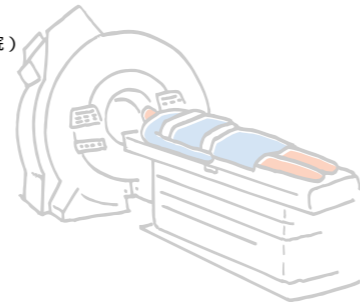
最近の市民病院における高度医療機器利用状況をみると、CT、MRI検査（図1）

心臓カテーテル検査・治療や救急搬送件数（図2）が急増しています。これらは緊急性の高い急性重症患者や患率の高い循環器疾患患者が増加していることを意味します。このような状況を考慮すると、近隣の病院に対して市民病院が優位に立てる病院機能として、良質の循環器診療を挙げることができます。高度医療機器を充実させ循環器診療体制を強化することは、市の救急医療体制を補強し地域の安心につながるだけでなく、機能分担を推進する国の医療政策の方向とも合致します。

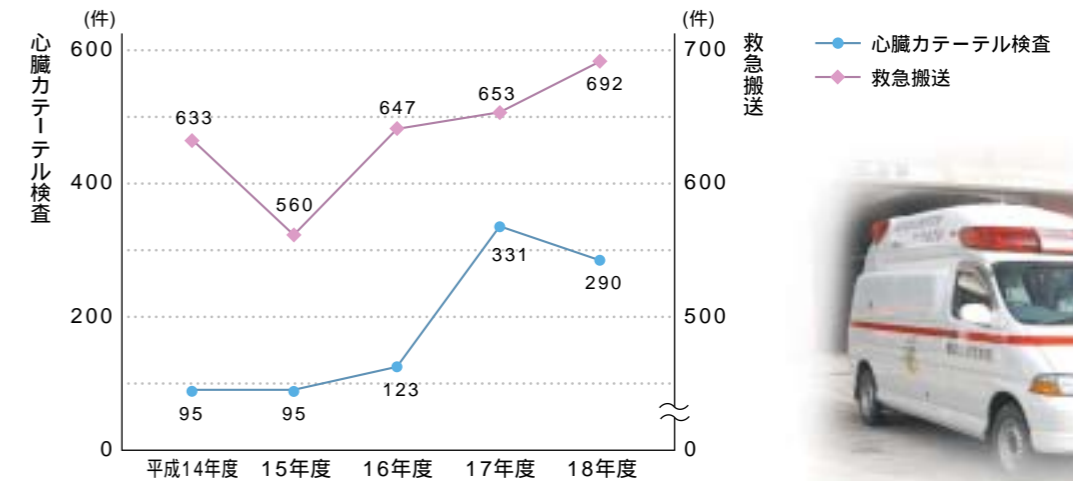
CT及びMRI検査件数の推移(図1)



(資料:市民病院)



心臓カテーテル検査及び救急搬送件数の推移(図2)



(資料:市民病院)



【目指す方向】

住民一人ひとりに最適な医療を提供できる優秀なスタッフを確保し、安全で親身な医療サービスと急性期疾患に対応できる診療体制を整備し、連携型医療体制の一翼を担える特徴ある病院機能を確立します。

【施策】

第1 特色ある医療の提供

循環器センター等、特化した病院機能の充実を目指すとともに、患者にやさしい病院環境を創造します。

1 病院機能分担の推進

(1) 特化型病院機能の整備

ア 循環器センターの整備

2 特色ある医療の提供

(1) 先進的医療技術の導入と高度医療機器の整備

ア 高度医療機器（CT・MRI等）の整備・更新

(2) 特色ある医療環境の整備

ア 生体情報モニタのできる病室の充実

イ 運動リハビリテーション設備の充実





第2 医療水準向上の推進

質の高い医療を効果的に提供するため、優秀な医療スタッフの確保やきめ細かい看護サービスの提供など医療水準のレベルアップを図ります。

- 1 医療水準の向上
 - (1) 優秀な医療スタッフの充実
 - ア 優秀な医師の確保
 - イ 看護体制の充実
 - (2) 救急医療の充実
 - ア 救急外来の施設整備とICU¹の増設

第3 健康管理センターの利用促進

早期発見・早期治療等、予防医学を推進するため、健康管理センターの利用促進を図ります。

- 1 健康管理センターの利用促進
 - (1) 予防医学の専門医による生活管理プロジェクトの推進
 - (2) 人間ドック等の利用率の向上

第4 地域医療との連携の推進

救急から入院そして在宅まで、一人ひとりの患者にふさわしい医療を効果的に行うため、地域の医師会や近隣の病院との病診・病病連携を推進します。

- 1 病診・病病連携の推進
 - (1) ICT²ネットワークの整備による情報の共有化
- 2 訪問診療・訪問介護等の充実
 - (1) 在宅医療を支援する体制の構築
 - ア 退院後在宅患者のケアの充実



Q. ICU(Intensive Care Unit)¹とは？

A. 集中強化治療室、集中治療室。高度な治療や容態管理を必要とする重病重態の患者を引き受ける部門

Q. ICT(Information&Communication Technology)²とは？

A. 基本的にはIT(情報通信技術)と類似した意味であるが、国際機関を含めた世界の大半の国ではICTという表現が広く定着している。

第3節 患者満足度の向上

【将来の姿】

患者サービスが一層向上し、良質で患者満足が高い医療を提供できる医療環境が整っています。

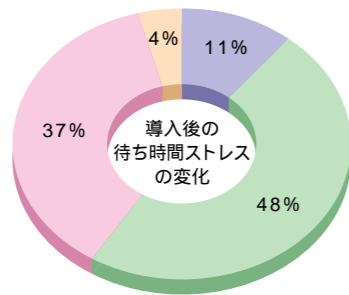
【現況と課題】

近年、医療の中心は医療提供側から医療サービスを受ける患者側へと移行しています。患者側から医療の質を測る指標の一つに「患者満足度」があります。この「患者満足度」の決定因子は医師・看護師と患者のコミュニケーションであり、満足度の向上には医師が対話を通じてしっかり患者と向き合うことが大切とされています。また、入院生活の場となる建物や居住空間の快適性や診療設備の充実も、満足度を規定する因子として重要であることが分かっています。

市民病院が行った外来患者満足度調査結

果から、最も不満が大きかった待ち時間ストレスに対し、独自の外来診察番号表示システムを導入しました。番号システムの導入後には約6割の患者の待ち時間ストレスの改善がみられました(図)。患者満足度を高めるために、市民病院が日ごろ提供している医療サービスについて患者がどのように評価し、どのようなことを望んでいるかに熱心に耳を傾け、医療環境を整えて、親身なケアと技術的なケアを通じて医療サービス向上を図る必要があります。

外来診察番号表示システム導入後の待ち時間ストレスの変化



イライラがとても少なくなった
イライラが少なくなった
変わらなかった
かえってイライラした
(資料:市民病院)

市民病院の内科再来患者289人を対象に、外来診察番号表示システムによる診察待ちのイライラの変化についてアンケート調査した。システム導入の結果、待ち時間に対するストレスの改善が見られた患者は約6割であった。
(アンケート実施:平成17年11月25日~12月22日)



Q. 外来診察番号表示システムとは？

A. 医療サービスの一環として、平成17年7月から内科、皮膚科外来において患者の診察順を番号表示することで、診察待ち時間の解消を図ることを目的に開発された番号表示システム



【目指す方向】

整った医療設備と快適な医療環境の下で、患者の視点に立った親身なケアと技術的なケアを充実させ、患者満足度の高い医療体制を構築します。

【施策】

第1 各種情報の提供と適切な医療の提供

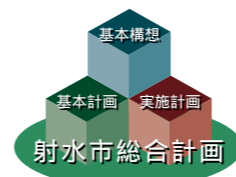
患者が求める理想の病院づくりを目指すため、各種情報の提供と適切な医療の提供に努めます。

- 1 情報提供の充実
 - (1) 広報誌、ホームページ等の充実
- 2 医療情報の共有による患者参画型医療の推進
 - (1) チーム医療の推進
 - (2) インフォームドコンセントの推進

第2 医療環境の整備

患者満足度調査に基づいた医療環境の整備や接遇の改善等により、快適な医療環境の整備に努めます。

- 1 患者満足度調査による病院機能評価の充実
- 2 快適な入院生活を保障する医療環境の確保
- 3 職員に対する接遇・倫理教育の充実
- 4 病院施設整備の推進
 - (1) 現外来診療棟の老朽化に伴う、新外来診療棟の改築



Q. インフォームドコンセントとは？

A. 手術等に際して、医師が病状や治療方針を分かりやすく説明し、患者の同意を得ること。



第4節 経営の健全化と業務効率の強化

第3章

医療体制の整ったまちづくり

〔第1部 健康でやさしさあふれるまち〕

【将来の姿】

職員のチームワークに支えられた体系的病院マネジメント・システムが確立し、健全で安定した運営がなされています。

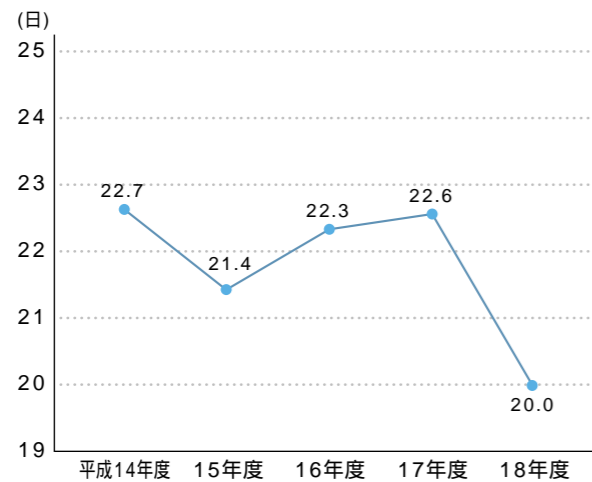
【現況と課題】

今後の医療政策の方向性は、自己完結型から地域内連携型への医療提供体制の再編、平均在院日数の一層の短縮と在宅医療の推進、そして包括化点数による経済合理性の追求にあります。このような急激な外部医療環境の変化の中で、自治体病院が直面している重大な課題は、限界にきている費用対策、収益の制限、困難な医師・看護師の確保、そして厳しい病院間の競争です。医療費の抑制と費用のかかる安全性の確保というジレンマの中で、いかに高い医療レベルを維持できるかが問われています。

市民病院の平均在院日数の推移(図)を見ると、「13:1」の看護体制から、より手厚い看護ができる「10:1」体制に向けた取組により、平成18年度は平均在院

日数が減少しているのがわかります。平成19年度は急性期病院やDPC¹ 応募基準に必要な「10:1」体制を維持することで、さらに在院日数が短縮することが予想されます。市民病院が患者満足度の高い健全な病院運営を継続させるためには、明確な理念と基本方針の下に目標管理による体系的病院マネジメント・システムを構築する必要があります。このために平成19年度から病院運営にバランススコアカード(BSC)²を導入し試験運用を開始しました。この方法により病院運営の戦略を組織全体に浸透させるとともにチームワーク組織風土を醸成し、患者満足度の向上と特徴的病院機能により地域信頼度と病院の存在価値を高めしていく必要があります。

平均在院日数の推移 (資料:市民病院)



Q. DPC(Diagnosis Procedure Combination)¹とは?

A. 診断群分類別包括評価。医療行為別に単価を定めて支払うのではなく、一括して支払う方式

Q. バランススコアカード(BSC)²とは?

A. 企業経営のマネジメント手法の一つ。財務的視点だけで業績を評価するのではなく、顧客の視点、内部(業務)プロセスの視点、学習と成長の視点という多面的な視点で企業経営を分析評価する手法



【目指す方向】

病院の理念と方針が組織全体に浸透することにより、職員一人ひとりが病院の方向性や現況を認識し、個人の活動が共通の戦略目標に向かって収束する組織風土を確立します。

【施策】

第1 経営健全化の推進

バランススコアカード(BSC)の導入により系統的運営体制を整備します。また、強い財務体質を構築するため、効果的な病床数の検討と質の高い医療提供に伴う加算取得を目指します。さらに、効率的な業務委託の推進や経費の節減等を行い、経営基盤を強化します。

1 健全経営の確保

- (1) 医療の質と病床利用率の向上
- (2) 医療機関としての機能の向上と施設加算の取得
- (3) 住民健診・人間ドック利用率の向上
- (4) 業務委託、診療材料費等の再検討

2 最適平均在院日数と病床稼働率の維持

- (1) 病診連携、病病連携による切れ目のない医療の推進
- (2) 救急体制の整備による急性期医療の充実
- (3) ICT技術を使った効率的病床管理体制の構築

第2 医療評価制度の充実

医療機関の機能の充実・向上のため、適切な第三者による医療機能評価を導入し、質の高い医療の提供に努めます。

1 日本医療機能評価機構の病院機能評価の受審

- (1) 効果的で具体的な改善目標の設定
- (2) 認定証による患者の信頼の向上

2 医療費包括化制度への対応(準備)

- (1) 総医療費の抑制

3 医療の質(医療成績・安全・患者満足度)と経営の質を向上させる評価システムの構築

- (1) 患者へ診療情報を適切に提供できる体制の整備
- (2) 総合的な経営管理ができる組織体制の整備
- (3) 医師、看護職員、医療技術職員等、病院職員による指揮命令系統の改善





第3 医療業務効率の向上

チーム医療の推進等により、医療業務効率を向上し、医療の質の向上を図ります。

- 1 クリニカルパス¹の充実
 - (1) 医療の標準化
 - (2) チーム医療の推進
- 2 電子カルテ等ICT技術による情報システムの充実
 - (1) 電子カルテ等情報システムの推進
- 3 スキルミックス²による多職種を動員した業務の効率化
 - (1) 専門能力の向上
 - ア 専門医や認定看護師等の資格取得の推進
 - イ 医療スタッフの医療に関する能力の向上

第4 医薬分業の推進

保険薬局における医薬分業により、安全な医薬品の利用推進に努めます。

- 1 医薬分業の推進
 - (1) 適正で安全な医薬品使用の推進
 - ア 医薬品に関する情報の提供
 - イ 的確な診断に基づく最適調剤
 - ウ 医師や薬剤師等、医療関係者による患者情報の共有



第2部 だれもがいきいきと輝くまち



Q. クリニカルパス¹とは？

A. 入院中における疾患について、入院、検査、手術、リハビリ等の医療行為の流れをイラストで作成した計画書（入院診療計画書）。診療の効率化や均質化、コスト削減を図る手法

Q. スキルミックス²とは？

A. 個々の業務の質と作業効率を高めるため、資格、能力、経験、年齢等が異なるスタッフを混合配置すること。

第1節 学校教育の充実

第1章

心豊かな人を育むまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

【将来の姿】

子どもたちが、夢や希望を持ちながら、楽しく充実した毎日を送れるよう、基礎学力の向上と個性を尊重した創造性豊かな教育が行われ、健やかな心と体を育みながら生きる力を身に付けています。

【現況と課題】

急速に変化する社会情勢の中で、子どもたちの基礎学力や学習意欲、体力の低下が懸念されています。また、地域社会とのつながりの希薄化による社会への適応・判断能力の低下、いじめ、不登校等も問題となっています。

このような状況の中、すべての子どもた

ちが一人の人間として尊重され、適切な教育を受けられるように教育的支援や相談体制を整備するとともに、学校、家庭、地域が連携して魅力ある学校づくりを進め、子どもたちの心と体を健全に育てる環境づくり、そして、家庭や地域に信頼される教育を推進する必要があります。

市内の園児・児童・生徒数(平成19年5月1日現在、単位:人) (資料:平成19年度学校基本調査)

幼稚園園児数 ()内は園数

区分	園児数			年齢区分		
	男	女	計	3歳	4歳	5歳
公立(3)	124	110	234	78	80	76
私立(3)	149	139	288	91	100	97
公立・私立計(6)	273	249	522	169	180	173



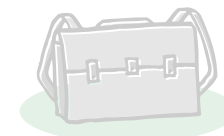
小学校児童数 ()内は校数

区分	児童数			学年別児童数					
	男	女	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
新湊地区計(8)	1,070	993	2,063	326	309	373	334	369	352
小杉地区計(5)	1,018	1,001	2,019	340	360	351	325	324	319
大門小学校	349	403	752	136	121	143	128	112	112
大島小学校	327	347	674	127	120	107	116	98	106
下村小学校	51	66	117	22	20	19	13	20	23
小学校計(16)	2,815	2,810	5,625	951	930	993	916	923	912



中学校生徒数 ()内は校数

区分	生徒数			学年別生徒数		
	男	女	計	1年	2年	3年
新湊地区計(4)	524	491	1,015	385	325	305
小杉地区計(2)	527	474	1,001	353	332	316
大門中学校	304	340	644	227	192	225
中学校計(7)	1,355	1,305	2,660	965	849	846



子どもの体格・体力等の現状

身長・基礎的運動能力の比較

区分	男子		女子	
	親の世代	今の子どもたち	親の世代	今の子どもたち
身長(cm)	141.8	145.3(3.5)	144.4	147.2(2.8)
50m走(秒)	8.8	9.0(0.2)	9.1	9.2(0.1)
ソフトボール投げ(m)	34.0	29.8(4.2)	19.9	17.8(2.1)

親の世代は昭和50年度の11歳、今の子どもたちは平成17年度の11歳

週3日以上、運動やスポーツを実施する子どもの割合の比較

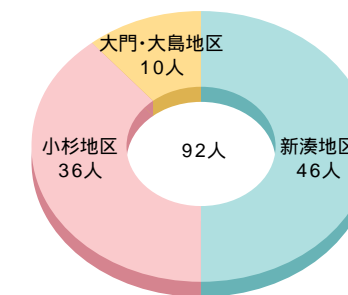
親の世代	男子		女子	
	今の子どもたち	親の世代	今の子どもたち	親の世代
78.8	62.1(16.7)	74.1	39.8(34.3)	

学校での体育の授業を除く。(単位:%)
親の世代は昭和47年度の11歳、今の子どもたちは平成17年度の11歳

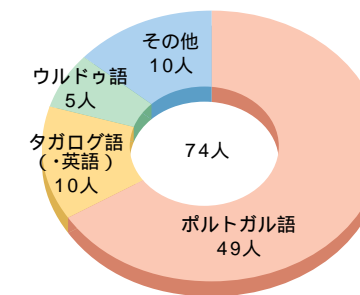
(資料:文部科学省「平成17年度体力・運動能力調査」)

外国籍児童・生徒の在籍状況(平成19年5月1日現在、小・中学校計92人)

居住地区別



母国語別(日本語指導が必要な児童・生徒)



(資料:教育総務課)

【目指す方向】

子どもたちの基礎学力の定着と自ら学ぶ意欲を高め、幼児期から自然環境や郷土の歴史・文化・芸術に触れる体験学習の機会を充実するとともに、心の悩みには早期に対応できる相談体制の充実を図ります。さらに、社会性・道徳性を身に付けるとともに、スポーツに親しむ機会の拡充に努め、健やかな体と心を育む教育を推進します。

また、障害のある子どもや教育的支援が必要な子どもに対応したきめ細やかな教育と、子どもたちの成長に合わせた継続的な教育の推進に努めます。



【施策】

第1 確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識・技能の習得や探究的な学習を推進して、確かな学力の定着を図ります。

- 1 基礎学力の定着
 - (1) 基礎学力の把握
 - ア 全国学力状況調査結果の分析
 - イ 小学校チャレンジテスト、中学校レッツチャレンジへの取組の充実
 - (2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着
 - (3) 学ぶ意欲を高める学習の充実
 - (4) 家庭との連携による望ましい学習習慣の確立
- 2 少人数指導の推進による個に応じた指導の充実
 - (1) 35人を超える学級でのきめ細かな学習指導
 - (2) 小学校1・2年生の35人学級の実施
 - (3) 少人数での課題別・習熟度別学習の推進
- 3 総合的な学習の時間の充実
 - (1) 自ら課題をもって主体的に問題解決に取り組む探究的な学習の推進
- 4 学校図書館、読書活動の充実
 - (1) 学校図書館の機能充実
 - ア 蔵書、検索システム等の整備・充実
 - イ 公立図書館とのネットワークの強化
 - ウ 情報基地としての学校図書館機能の充実

- (2) 読書習慣の習得
 - ア 短時間一斉読書活動の推進
 - イ ボランティアによる読み聞かせ等、読書への興味付けの推進
- (3) 司書教諭及び学校図書館司書の充実
 - ア 司書教諭及び学校図書館司書の市内全校配置
 - イ 司書教諭及び学校図書館司書の研修の充実

第2 心身ともに健やかな子どもの育成

時代の変化に対応できるたくましい子どもを育成します。

- 1 たくましい子どもの育成
 - (1) よりよい人間関係の構築
 - ア 自然体験・生活体験、ボランティア活動の推進
 - イ 集団遊び、学年間・学校間交流の推進
 - ウ 人間関係構築のためのコミュニケーション能力の育成
 - (2) 一人ひとりの人格形成への支援
 - ア 個々の子どもの実態に応じた生徒指導、生活指導の充実
- 2 子どもの体力向上のための取組の推進
 - (1) 運動・スポーツ習慣の定着
 - ア スポーツ少年団活動の推進
 - イ 地域の人材活用による中学校部活動の推進
 - (2) 児童・生徒の体力の実態把握

- (3) 総合型地域スポーツクラブによる子どもを対象とした各種教室の充実
 - ア バランスの取れた多様な種目を体験できる環境の整備
 - イ 幼児期に基礎的な運動能力を養うことができる環境の整備
 - (4) 心身の健康に対する意識の高揚
- 3 合同部活動等の実施
 - (1) 複数校による合同部活動の推進
 - ア 学校間の連携による複数校合同部活動の推進
 - イ 相互乗り入れ部活動の体制づくりの推進
 - (2) 市内中学校の部活動交流の実施
- 4 道徳教育の推進
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - (2) 自然や社会の中で「いのち」とふれあう学習の充実
 - (3) 家庭・地域と連携した規範意識の育成
 - (4) いのちの大切さや思いやりの心を育む教育の推進

第3 郷土愛を育む教育の推進

市内小・中学校の一体感、射水市の子どもとしての意識を持てるようにするため、地域に学び地域にかかわることによる郷土愛を育む教育を推進します。



- 1 地域素材・施設・人材を生かしたふるさと学習の充実
 - (1) 地域に根ざした総合的な学習の推進
 - (2) 射水市の郷土教材の開発
 - (3) 射水市に関する副教材の作成
 - (4) 文化施設と連携、活用する教育の推進
 - (5) 市外・県外の学校との交流の推進
- 2 「社会に学ぶ14歳の挑戦」活動の充実
 - (1) 就業体験活動の充実
 - ア 事業所等の協力体制の充実
 - イ 学校、保護者、事業所等の連携
- 3 郷土の伝統的芸能・芸術への理解
 - (1) 獅子舞・曳山等、地域の伝統的行事への参加の促進
 - (2) 地域の指導者からの伝統的行事の指導
- 4 人づくり環境の形成
 - (1) 郷土の自然・歴史・文化等を学び親しむ機会の拡充
 - (2) ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進
- 5 環境教育の推進
 - (1) 地域の産業等と関連付けた環境教育の推進
 - (2) 家庭、地域、関係機関と連携した地球温暖化問題の理解の推進



第4 教育相談体制の充実

障害のある子どもがいきいきとして学校生活を送れる環境整備に努めます。また、いじめ・不登校等の課題を持つ子どもの窓口となる教育相談体制を充実します。

- 1 特別支援教育の充実
 - (1) 障害のある子どものニーズに応じた教育の推進
 - (2) 障害に関する理解の啓発
 - (3) 地域、ボランティア等による支援
- 2 教育相談体制の整備、心身の調和のとれた教育の推進
 - (1) スクールカウンセラーや心の相談員の配置
 - (2) 子どもの成育に関する相談窓口の充実
 - (3) 適応指導教室の充実
- 3 外国人児童・生徒に対する教育支援体制の整備
 - (1) 母国語を理解する外国語指導助手や外国人相談員の配置

第5 幼児教育の充実

自然な生活の流れの中で、直接的・具体的な体験を通して人間形成の基礎を培うため、幼児教育を充実します。

- 1 幼稚園、保育園、小学校の連携の推進
 - (1) 幼稚園、保育園の情報交換や合同研修会の開催
 - (2) 幼稚園、保育園と小学校の交流の推進
- 2 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
 - (1) 家庭、地域社会、幼稚園・保育園等による総合的な幼児教育の推進
 - (2) 遊びを通じた生きる力の育成
 - (3) 絵本を活用した心の豊かさの育成



第2節 教育環境の充実

【将来の姿】

安全・安心が確保された学校施設において、将来を担う子どもたちへの適正な学習・指導が行われ、また、地域住民にとっても生涯学習の場、防災の拠点として活用されています。

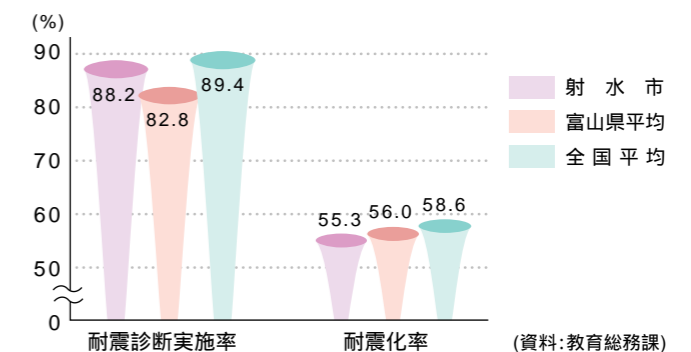
【現況と課題】

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つものです。また、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たすものでもあります。しかし、本市の学校施設には耐震化が必要なものがまだ多くあり、老朽化も進行していることから、安全・安心の確保、教育環境の向上

のためにも、学校施設の改修が必要となっています。

また、社会環境の変化に伴い、食育、情報教育、英語教育等といった、時代に即した適正な教育内容の充実が求められていることから、ハード・ソフト両面からの教育環境の整備を図る必要があります。

学校施設の耐震化状況(平成19年4月1日現在、棟計算)



【目指す方向】

施設面における安全・安心な学校づくりを目指すとともに、地域にひらかれた信頼される学校づくりに努めます。また、子どもたちの健全な食生活に必要な知識の習得や望ましい食習慣の指導を推進するとともに、高度情報化社会・国際社会に対応した人材を育成するため、情報教育・英語教育に関する環境の充実に努めます。



Q. 適応指導教室とは？

A. 不登校児童・生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を援助支援する教室



【施策】

第1 学校の施設整備とよりよい学校運営の推進

安全・安心な学校づくりのため、学校施設の耐震化を計画的に推進するとともに、環境にも配慮した施設・設備の整備を図ります。

- 1 学校施設の耐震性の確保
 - (1) 耐震化率向上の推進
 - ア 耐震診断の未執行施設の解消
 - イ 整備目標を設定し、年次計画に基づく耐震補強を推進
- 2 学校施設・設備の計画的な整備・充実
 - (1) 学校老朽化施設の大規模改造・増改築
 - ア 緊急度を踏まえ、年次計画に基づき整備
 - (2) 児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討
- 3 環境にやさしい学校施設の整備
 - (1) エコスクール¹整備の推進
 - ア 省エネルギーの推進及び新エネルギーの活用
 - イ 自然との共生及び資源リサイクルの推進
- 4 学校給食施設の整備
 - (1) 施設・設備の計画的な整備
 - (2) 学校給食業務への民間活力の導入
- 5 スクールバスの安定運行の確保
 - (1) 老朽化車両等の整備・更新

第2 信頼される教育の推進

ひらかれた学校づくりのために、地域や保護者の声を取り入れ、教職員の資質向上を図ります。

- 1 学校評価の充実と学校運営の改善
 - (1) ひらかれた学校づくり
 - ア 学校の自己評価、外部評価等の実施及び公表
 - イ 学校評議員制度²の活用
 - ウ 小・中学校の通学区域制度の弾力化
- 2 自己申告・自己評価による教員評価の実施
 - (1) 自己評価への数値目標の設定
- 3 資質向上のための研修の実施
 - (1) 時代の要請や教員のライフステージに応じた教職員研修の充実
- 4 教育環境の改善
 - (1) 情報機器の整備及び利活用による教員の職務効率の向上



第3 学校における食育の推進

望ましい食習慣の指導と食文化の学習を推進します。

- 1 食習慣の指導の推進
 - (1) 学校栄養職員等による食習慣の指導の推進
 - (2) 食品の安全性に対する学習の推進
- 2 学校給食の充実
 - (1) 学校給食での地場産物の活用
 - (2) 食文化の学習の推進



第4 グローバル社会への対応

高度情報化社会、国際社会に対応できる人材の育成に努めます。

- 1 情報教育の推進とインターネットモラルの普及
 - (1) 学校の情報機器の整備
 - ア 学校の規模に応じた情報機器の整備
 - (2) 学校での情報教育の推進
 - ア 情報活用能力の育成
 - イ 情報を活用した学習の推進
 - ウ インターネットモラルの学習と指導
- 2 英語教育の推進
 - (1) 小学校での英語教育の推進
 - (2) 外国語指導助手（ALT）による英語指導の充実



Q. エコスクール¹とは？

A. 環境を考慮した学校施設。太陽光発電設備の設置や校内の緑化等、環境への負荷の低減に対応した施設づくりを行うこと。

Q. 学校評議員制度²とは？

A. 学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方等に関し、保護者や地域住民の意見・意向を聞くための制度。地域と連携した教育活動が活発になると期待されている。

第3節 地域・家庭教育の充実

第1章

心豊かな人を育むまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

【将来の姿】

学校、家庭、地域がお互いに連携して、子どもの教育についてのそれぞれの役割を果たし、心豊かで社会性や規範意識を持った子どもが育まれています。

【現況と課題】

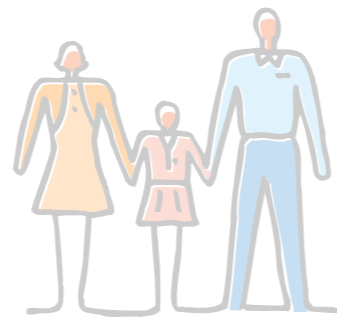
核家族化、少子化傾向が強まるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育てに不安を感じている親が増えています。また、子どもたちが同世代の友達や地域の大人と触れ合う機会が減ってきているなど、人間関係の希薄化に伴う地域や家庭での教育力の低下が懸念されています。

このような状況の中、家庭における教育力の向上のため、親への相談体制の充実を図るとともに、子どもたちと地域社会との交流を促進するなど、子どもたちに対し、大人たちが正面から向き合い、手と手を携え、学び合い、地域の教育力を集結する必要があります。

家庭教育に関する講座・学習会等の開催状況(平成18年度市家庭教育推進協議会主催分)

講座名	講座数	参加者数	対象
就学時健診を活用した子育て講座	16	968	就学する子どもを持つ親
思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	7	434	思春期の子どもを持つ親
その他の機会を活用した家庭教育アドバイス講座	3	392	保育園児を持つ親・祖父母
父親の家庭教育参加を考える集い	3	426	父親
企業と連携した家庭教育支援事業	1	12	子育て中の親
家庭教育アドバイザースキルアップ講座	5	116	家庭教育アドバイザー
計	35	2,348	

(資料:生涯学習課)



【目指す方向】

学校、家庭、地域の連携及び協力を積極的に推進するとともに、それぞれの役割を着実に実践し、家庭における教育力の向上や地域ぐるみの教育力の充実等、未来を担う子どもたちを社会全体で支え育てていく環境の整備に努めます。

【施策】

第1 地域で育てる教育の促進

自治会、婦人会、PTA、企業等を含む地域社会が、教育機能としての期待と役割を果たすために、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進します。

1 地域ネットワークの形成

(1) 地域ネットワーク体制の整備・充実
ア 地域、PTA等の社会教育団体と行政が連携したネットワーク体制の充実

2 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成の推進
ア ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年団体の支援・育成
イ 地域における健全育成活動の充実
ウ 少年育成センターを拠点とした非行防止活動の推進
エ まちの有害環境浄化活動の推進
オ 青少年健全育成に関する市民の意識啓発

第2 地域にひらかれた学校づくり

地域住民と子どもたちの交流を推進し、地域のつながりを深めます。

1 地域とのふれあい活動の推進

(1) 地域住民と子どもたちの交流活動の推進
(2) 余裕教室の有効利用

2 学校体育施設の開放

(1) 学校の体育施設を開放することによる地域スポーツの振興
ア 学校体育施設の開放未実施校の開放推進

第3 家庭における教育の充実

基本的な生活習慣やしつけを身に付ける家庭教育の重要性について、情報の提供等の啓発活動を行うなど、健やかに子どもを育てるための環境の整備に努めます。

1 家庭教育の充実

(1) 家庭教育への支援の拡充
ア 家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実
イ 親子ふれあい活動の推進
ウ 家庭教育アドバイザーの育成

第4 家庭における食育の促進

子どもたちが生涯にわたって健康で豊かな食生活を実践できるよう、望ましい食習慣や食品の安全性についての学習等、家庭と連携した食育を促進します。

1 家庭での食習慣の指導の促進

(1) 学校栄養職員による保護者への指導の推進
2 食品の安全性に対する学習の促進
(1) 家庭での学習教材の作成・配布

第1節 生涯学習活動の推進

第2章

だれもがきらめくまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

【将来の姿】

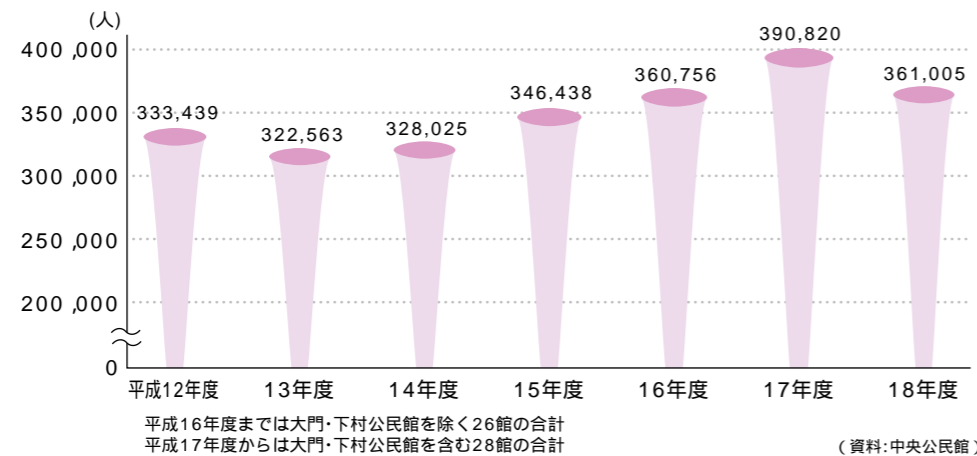
いつでも、どこでも、それぞれのライフスタイルに応じて楽しく学び、また、学んだことを地域の中で喜びを感じながら生かすことのできる環境を整えることにより、だれもがきらめき、いきいきと暮らすまちが創出されています。

【現況と課題】

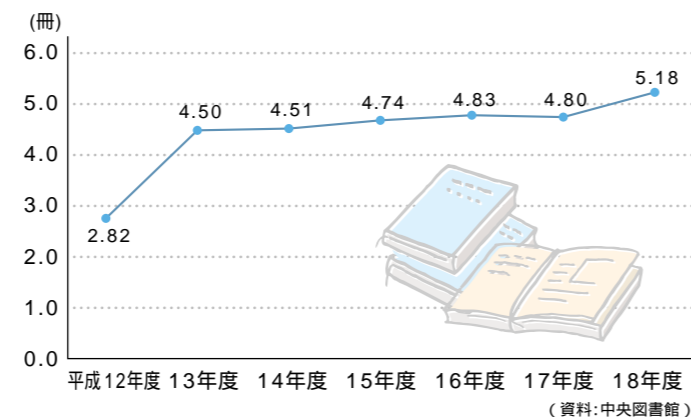
本市では、近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに、民間等による学習機会の提供の増加、市民の自主的な学習活動への意欲の高まりなどから、生涯学習活動への参加者が増加しています。また、団塊世代が退職を迎え、生涯学習活動環境の一層の充実が求められています。

このような状況の中、多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の活性化と高機能化を進める必要があります。

地区公民館の利用状況



年間一人当たり貸出図書冊数



【目指す方向】

今後は、高齢者をはじめとするすべての市民が楽しく活動的に過ごせるよう、本市の豊かな自然や歴史・文化資源等の地域特性を生かした魅力ある学習機会の提供、学習成果の発表の場の確保、高等教育機関や企業と連携した講座の充実等、多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を強化するとともに、地域に密着した学習ニーズに的確に対応できる拠点施設の整備を推進し、魅力ある生涯学習のまちづくりを目指します。

【施策】

第1 生涯学習推進体制の充実

地域特性を生かした魅力ある学習機会の提供や学習成果の発表の場の確保等、生きがいを持って豊かに過ごすことができる多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を推進します。

1 生涯学習活動の充実

(1) 学習機会の充実

- ア 多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実
- イ 社会教育団体や学習グループの支援・育成
- ウ 高齢者等の教養・趣味活動の支援

(2) 情報の提供

- ア 生涯学習の普及・奨励等に関する広報活動の充実

(3) 指導者・ボランティアの養成と活用

- ア 指導者等の確保や養成研修機会の拡充
- イ 地域人材の発掘・確保

2 生涯学習推進体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備・充実

- ア 生涯学習フェスティバル(シンポジウム)等の発表の場の提供
- イ 学習意識の高揚の促進、活動支援の推進

- ウ 社会教育団体等の各種団体が自主的に活動しやすい環境づくりの推進

- エ 地域に結びついた学習活動の促進

(2) 高等教育機関、企業、各種団体との連携の推進

- ア 高等教育機関や企業との連携
- イ 関係団体、公民館等で活動している団体・グループの横断的な連携
- ウ 青少年の学校外活動に積極的に取り組む団体やグループの育成・支援

【施策】

第2 生涯学習施設の整備

地域の拠点である地区公民館等の生涯学習施設の改築・改修整備や設備の充実を図ります。

1 生涯学習関連施設の整備・充実

(1) 生涯学習関連施設の充実

- ア 利用者の視点に立った施設の運営
- イ 地域自治の振興を図る事業など広域的な利用を視野に入れた取組の推進

ウ 施設が持つ情報・人材等の学習資源を相互に活用できる施設間のネットワークづくりの推進

(2) 公民館の整備・充実

- ア 地域の自主的・自発的な学習活動の場として、より効果的・効率的な運営と利用の推進
- イ 公民館の利用度、老朽度に応じた施設の整備・充実

(3) 図書館の充実

- ア 市民ニーズに沿った情報提供機能の拡充
- イ 読書活動の推進や図書館ボランティアの支援・育成

第2節 芸術・文化の継承と創造

【将来の姿】

特色ある伝統文化が次世代に引き継がれており、文化財の保存・活用等によって、市民の芸術・文化活動が一層振興されています。また、その活動や交流の場を提供することで、新しい文化の創造と発信が図られています。

【現況と課題】

芸術・文化は、市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、市民全体の社会的財産です。

市内には、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、新湊博物館、大島絵本館、陶房「匠の里」等の施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした活動を行っており、芸術・文化活動の拠点となっています。

今後は、市民が芸術・文化をより一層親しみ楽しめるよう、施設や活動の充実を図る必要があります。

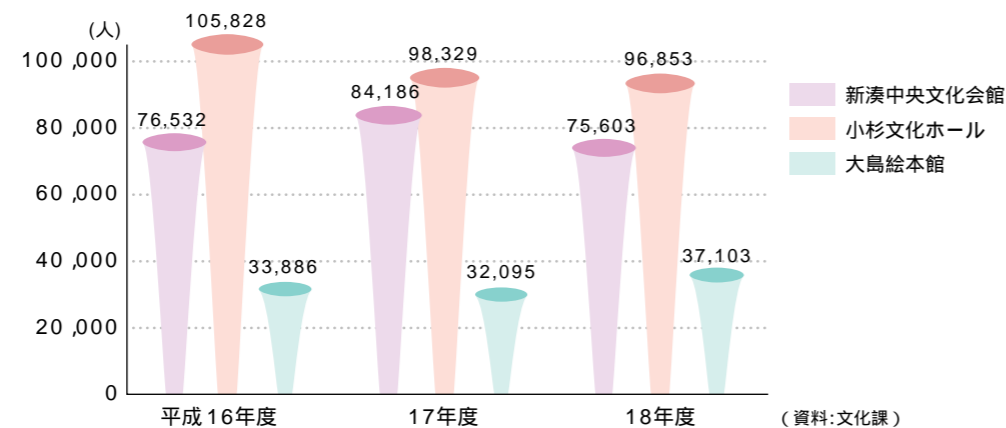
また、本市には、豊かな歴史の中で生まれ、地域に根ざし、暮らしとともに受け継がれ、守り伝えられてきた多くの伝統行事や文化財があります。これらを再認識するとともに、保存・活用に努め、後世に継承していく必要があります。

文化財の指定状況(平成19年2月1日現在)

区別	種別	国指定	国登録	県	市	合計	
有形文化財	建造物				7	7	
	美術工芸品	絵画			2	4	6
		彫刻			5	27	32
		工芸品			2	7	9
		書跡・典籍・古文書				18	18
	歴史資料	1		1		2	
民俗文化財	有形民俗文化財				11	11	
	無形民俗文化財	1		4	5	10	
記念物	史跡	2		4	20	26	
	名勝				3	3	
	天然記念物			5	6	11	
登録有形文化財			4			4	
合計		4	4	23	108	139	

(資料:文化課)

各種文化施設の利用状況



【目指す方向】

市民がゆとりや潤い等の精神的な豊かさを実感できるよう、幅広く芸術・文化に親しみ、主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、新しい文化を創造し、次代を担う文化人・芸術家の育成に努めます。

また、個性豊かな地域文化創造の基礎として、地域に根ざし、受け継がれてきた伝統行事・文化財の調査・研究、保存・継承及びその積極的な活用を図り、市民の郷土への愛着と誇りを育む気運の醸成を図ります。

【施策】

第1 芸術文化活動の推進

市民が主体となった芸術文化活動を推進するとともに、担い手となる指導者や芸術家の育成を図ります。

- 1 音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験の機会の充実
- 2 芸術文化活動の指導者や芸術家の育成・活用と活動の場の提供
- 3 芸術文化団体の育成、支援及び活性化

第2 文化財の保存と活用

指定文化財をはじめとする文化的財産の調査・保存を進めるとともに、市民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

- 1 歴史的建造物、伝統芸能、埋蔵文化財等の各種文化財の調査・研究、保存
- 2 文化財の公開や情報発信等による文化財の積極的な活用

- 3 市民の郷土への愛着と誇りを育む環境づくり

第3 文化施設の充実

それぞれの文化施設の特徴を生かした活動を推進するとともに、その活動の拠点となる文化施設の充実を図ります。

- 1 文化施設における活動の推進、設備の充実
 - (1) 自主事業や企画展の開催
 - (2) 所蔵品や資料の収集、保存や展示等の充実
 - (3) 文化施設の計画的な整備・改修
- 2 文化・歴史資料の収蔵機能の整備
 - (1) 収蔵場所の確保
 - (2) 文化施設の所蔵品情報のデータベース化

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興



【将来の姿】

「市民一人一スポーツ」、「成人の週1回以上のスポーツ実施」が実践されており、市民一人ひとりがスポーツを通じて、健康で生きがいの持てる生涯スポーツ社会が形成されています。また、指導者の養成、ジュニア層の育成等により、競技力が向上し、全国的に活躍する人材が育っています。

【現況と課題】

健康づくりに対する市民の関心が高まりつつある中、本市では、市民のだれもがスポーツに参加しやすい環境づくりを進め、「市民一人一スポーツ」を提唱しているとともに、自ら行うスポーツだけではなく、見て楽しむスポーツ観戦等のイベント事業を展開しながら、スポーツ・レクリエーションの振興を図っています。

このような状況を背景に、個々人の目的や関心、技能に応じた運動プログラムの情報提供や実践活動を行い、だれもが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で豊かなスポーツライフを送ることができる社会づくりを推進していく必要があります。

第2章

だれもがきらめくまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

市内の総合型地域スポーツクラブの現状(平成19年度)

区分	NPO法人 新湊カモンスポーツクラブ	NPO法人こすぎ総合 スポーツクラブきらり	NPO法人だいまん スポーツクラブ	NPO法人おおしま スポーツクラブ	NPO法人しもむら スポーツクラブまいけ
設立年月	H16.3.6	H16.3.30	H17.3.6	H18.2.19	H18.2.26
会員数	1,180名	1,088名	315名	504名	473名
指導者数	61名	44名	17名	22名	35名
主な活動拠点	新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
開催教室数	60教室	44教室	18教室	23教室	38教室
クラブの 主な特色	地域の特色ある 新体操やヨット をはじめ、参加 者のレベルに合 わせた教室の展 開、健康運動・カ ルチャー教室も 充実 託児付き スポーツ教室有り	小学校、公民館、 ショッピングセ ンター等への出 前型教室等をは じめ、世代を超 えて楽しめる豊 富なメニューを 展開 託児付き スポーツ教室有り	エアロピクス、 気功、健康運動 等の教室のほか、 野外活動等のイ ベントも充実	未就学児は親子 ふれあい、小学 生には多種目、 一般向けに健康 増進、ストレス 解消、リラック ス効果の高い教 室を展開	地域に親しまれ ている乗馬やパ ークゴルフ、ダ ーツ教室に加え、 ジュニア教室、 シニア体力アップ 教室等を重点 に展開 託児付き スポーツ教室有り

(資料:スポーツ課)

【目指す方向】

スポーツや健康づくりへの関心を高め、市民が積極的にスポーツに参加できるよう、情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域住民への普及啓発を促進し、活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指します。



Q. 総合型地域スポーツクラブとは？

A. 住民が身近な地域で、自分の関心や適性に合った多様なスポーツに取り組めるよう、場所、指導者、プログラム等のスポーツ活動の展開を核としながらも、地域活動や地域交流、ボランティア活動等の主体となり、地域づくりや地域活性化の重要な基盤となる組織として期待されている。

【施策】

第1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

市民だれもが、年齢、体力、技術に応じて、身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各種スポーツ団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

- 1 総合型地域スポーツクラブの育成及び活動支援
 - (1) クラブの体制強化
 - (2) 自主運営に向けた支援
 - (3) 各クラブ間の連携体制の確立
- 2 スポーツ・レクリエーション機会の拡充
 - (1) 各種スポーツ教室の開催やニュースポーツの普及促進
 - (2) 地域、職域でのサークル等、市民スポーツ団体の育成
- 3 スポーツ団体及び人材の育成
 - (1) 競技団体の育成や一貫した指導体制の確立
 - (2) 指導者養成のための講習会、研修会の開催
 - (3) ジュニア層の育成による競技力の向上と競技者人口の底辺拡大
 - (4) スポーツ諸団体の連携の推進

4 スポーツ交流の推進

- (1) 姉妹都市等とのスポーツ交流の推進

5 スポーツ大会の再編と競技力の向上

- (1) 各種スポーツ大会の統合再編
- (2) 新方式のスポーツ大会の推進

第2 スポーツ施設の整備

市民一人ひとりがスポーツ活動を楽しめるよう、地域の実情に即した施設の整備を推進し、身近で安全にスポーツ施設を利用できる環境づくりに努めます。

1 スポーツ施設の整備・充実

- (1) 地域の実情に即した施設の整備
- (2) 既存施設の有効利用
- (3) 公式競技施設の整備の検討



Q. 新方式のスポーツ大会とは？

A. これまで開催されていた県民体育大会や県民スポーツ・レクリエーション祭、県スポーツ少年団競技別総合交流大会等を見直し、子どもから高齢者まで、スポーツ愛好者からトップアスリートまでを対象とした総合的なスポーツ大会として開催しようとするもの

第1節 国内交流の推進

第3章

交流で輝くまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

【将来の姿】

交流人口の増加によって、まちのにぎわいが創出され、多くの人に移り住みたくなるような、ひらかれた魅力あふれる市となっています。また、市民同士の交流が活発で、NPO・ボランティア活動をはじめ、市民主体のまちづくりが盛んな市となっています。

【現況と課題】

本市は、長野県千曲市や北海道剣淵町と姉妹都市提携を結んでおり、互いの地理的環境や特色の違いを生かした交流を進めています。また、県境を越え海にかかわる問題の解決を目指す「あいの風海域沿岸首長会議」等、共通の目的を持つ他市町村との交流も行っています。

今後も、これらのネットワークを生かして既存の交流活動を活発化するとともに、近年関心の高まりを見せている地方回帰の気運やマルチハビテーション・ニーズ（都市と田舎を行き来する暮らしへの欲求）の受け皿となる施策を展開するなど、新たな交流も併せて推進していく必要があります。

姉妹都市交流の状況(平成18年度)

区分	交流の内容、目的等	
長野県千曲市	射水市 千曲市(7回)	姉妹都市盟約調印、災害時相互応援協定、スポーツ交流、行政視察、経済交流、観光PR、児童クラブ交流
	千曲市 射水市(4回)	
北海道剣淵町	射水市 剣淵町(3回)	姉妹都市盟約調印、行政視察、特産品PR、学校給食交流
	剣淵町 射水市(3回)	

(資料:企画政策課)

【目指す方向】

他の地域と友好的に交流・連携をしながら、本市の魅力在全国に発信し、都市圏等からの移住・交流人口の増加によって地域の活性化を図ります。また、市内においても、各種団体や市民が地区を越えて交流できるような機会の拡充を進めます。

【施策】

第1 姉妹都市交流の推進

姉妹都市との交流を通じ、相互の発展を目指します。

- 1 各種団体等が主体となった市民間交流の促進
- 2 災害時の相互応援協定等、多分野での連携の強化
- 3 各々の道の駅等を拠点とした観光PRの推進

第2 地域間交流の推進

各種団体や市民による交流活動の拡充を図るとともに、本市の魅力を内外に発信するなど、地域間のネットワークづくりを推進します。

- 1 国内都市との交流の促進
 - (1) 共通の目的を持った都市間交流の推進
 - (2) 周辺自治体との連携の強化
- 2 市内(市民)交流の促進
 - (1) 各種団体や市民が地区を越えて交流できる機会の拡充
 - (2) 共通の興味や関心を持った市民が集まりやすい環境づくりの推進
- 3 移住・交流の推進
 - (1) 観光、イベント、特産物等のPR
 - (2) 都市圏に住む団塊の世代等を対象とした本市での生活や各種体験等ができる環境の整備
 - (3) 移住促進に向けた各種情報の提供
- 4 都市農山村交流の促進
 - (1) グリーンツーリズムの促進(体験農林業の充実)
- 5 都市漁村交流の促進
 - (1) ブルーツーリズムの促進(体験漁業・稚魚放流体験事業の充実)

第2節 国際交流の推進

第3章

交流で輝くまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

【将来の姿】

環日本海交流のゲートウェイとして、国際的にひらかれた活気のある都市を形成し、住みよいまちづくりに向けて、外国人と日本人がともに手を携えて協力・連携する多文化共生社会となっています。

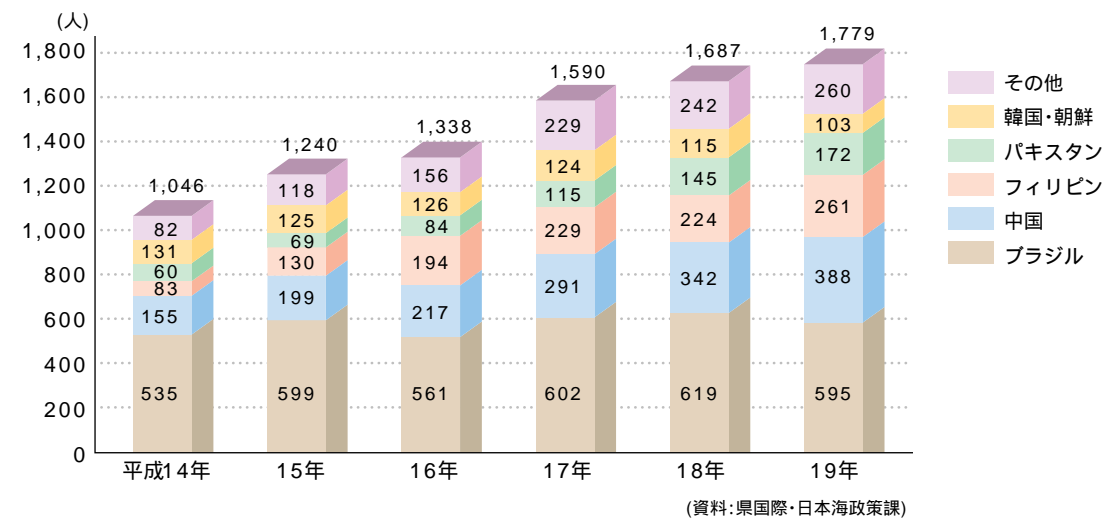
【現況と課題】

本市の外国人登録者数は年々増加しており、平成19年12月末現在で1,779人と、市の人口の約1.9パーセントを占めています。そのうち、ブラジル人が3分の1以上を占め、次いで中国人、フィリピン人の順に多くなっています。身近な地域コミュニティに住む外国人が急増した結果、日本語

が十分に理解できないことによるコミュニケーション不足や生活習慣・文化の相違等によって、様々な問題が生じています。

このような状況の中、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、地域の国際化に向けた交流等を進め、多文化共生社会を形成していく必要があります。

外国人登録者数の推移(各年12月31日現在)



射水市民国際交流協会の主な事業展開状況(平成18年度)

事業名	事業概要	開催回数	参加者数
国際交流事業・イベント等	住民との交流イベントの開催	5回	約280人
研修事業	5か国語の外国語講座の開催	毎月2回	各回20人程度
情報サービス事業	各種媒体による広報活動	—	—
ボランティアの募集	受入れホストファミリーの募集	—	—

(資料: 射水市民国際交流協会)

【目指す方向】

今後も、多言語による行政情報の提供に努めるなど、外国人住民にも分かりやすい行政サービスの充実を図ります。また、市民の草の根レベルでの国際交流・国際理解が進むよう、射水市民国際交流協会を拠点とした交流事業を推進します。

【施策】

第1 環日本海交流の推進

日本海沿岸地域や極東シベリア地域等との親善友好を推進し、両地域の発展を図ります。

- 港湾機能の活用
 - 対岸諸国との経済交流の促進
 - 日本海側有数の国際貿易港である富山新港の活用
- 中国・韓国等からの観光客誘致
 - 外国人にも魅力的な観光資源の発信
 - 案内板・観光パンフレット等、多言語での観光情報案内の充実
- 留学生の支援
 - 射水市民国際交流協会を中心とした交流事業の活性化

第2 多文化共生社会の推進

市民の国際理解を深めるとともに、外国人住民が日本での生活になじめるよう支援します。

- 国際交流員(CIR)の配置
 - 学校訪問を通じた児童の国際理解の推進
 - 市刊行物等の翻訳による英語等での情報提供の推進
- 多言語での情報提供
 - 生活に密着した行政情報等の多言語による提供の推進
- 射水市民国際交流協会の強化、育成
 - 日本語教室等を通じた日本語が十分に理解できない外国人への支援
 - イベントの開催等による外国人と日本人の交流機会の拡充



第1節 男女共同参画の推進

第4章

みんなが思いやりあるまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕

【将来の姿】

男女が、家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮して、喜びと責任を分かち合いながら、いきいきと暮らしている社会が形成されています。

【現況と課題】

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、人々の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的な役割分担や慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのことが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の

広がりを妨げる要因となります。

このような状況の中、本市では、「射水市男女共同参画推進条例」や男女共同参画社会の実現のための基本施策となる「射水市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、ともに社会を支えていくための施策を確実に実施していく必要があります。

意識調査にみる男女の地位の平等感(「男性が優遇されている」と感じる比率)

区分	性別	射水市	県	国
家庭生活	男性	58.3	58.2	40.8
	女性	67.7	67.3	56.6
職場	男性	63.2	67.8	55.5
	女性	70.4	70.2	62.8
学校	男性	14.3	15.8	11.0
	女性	20.7	20.3	15.8
政治	男性	57.4	57.1	66.0
	女性	70.0	67.2	77.0
法律や制度	男性	27.6	36.3	37.6
	女性	45.6	44.5	53.4
社会通念・しきたり	男性	77.9	73.4	70.0
	女性	83.6	74.6	78.7

(資料:射水市(平成18年市民意識調査)、県・国(平成16年男女共同参画意識調査)) (単位:%)



【目指す方向】

「射水市男女共同参画基本計画」に基づいて、市、市民、事業者等がそれぞれの責任を果たしながら、連携・協力して、男女共同参画意識の醸成を図り、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

【施策】

第1 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

男女が互いを認め合い、尊重し合う社会を形成するため、家庭、学校、地域等のあらゆる分野で男女共同参画意識の醸成を図ります。

- 1 男女共同参画の理解と意識形成
 - (1) 男女共同参画に関する意識啓発
 - (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- 2 男女の人権の尊重
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進
 - (2) 男女間における暴力の防止

第2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が社会の対等なパートナーとして、個性と能力が発揮できる社会を推進します。

- 1 政策・方針決定への女性の参画推進
 - (1) 審議会、委員会等への女性の積極的登用の推進
 - (2) 女性の人材育成と登用の推進

2 地域社会・国際社会における男女共同参画の推進

- (1) 男女が共に参画する地域活動の推進
- (2) 国際理解・国際交流の推進
- 3 雇用や就労等における男女平等の促進
 - (1) 雇用機会均等の普及促進
 - (2) 多様な働き方に対する支援
 - (3) 農林水産業・商工自営業における女性の参画促進

第3 健康でいきいきと暮らせる環境整備

家庭生活と社会活動の両立支援や健康支援の充実に努め、男女がいきいきと暮らせる環境の整備を図ります。

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 介護支援体制の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援
- 4 生涯を通じた心身の健康支援
- 5 母性保護と健康支援
- 6 高齢者等の社会参画に対する支援

第2節 人権尊重社会の推進

第4章

みんなが思いやりあるまちづくり

〔第2部 だれもがいきいきと輝くまち〕



【将来の姿】

互いの人権を尊重することにより、健やかに心豊かな人格が生まれ、だれもが平等で明るく、安心して暮らせる社会が形成されています。

【現況と課題】

近年、人権に関する認識が高まりつつありますが、今もなお、様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示による人権問題等、社会情勢の変化に伴う新たな課題も生じています。

このような状況の中、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、他人への思いやりの心を育むなど、人権尊重の精神

を生活の中に生かしていく必要があります。

また、いじめや児童虐待、子どもが被害者となる犯罪等、子どもを取り巻く状況の背景として、子どもが生まれながらに有している人間としての権利が尊重されていないことが挙げられることから、次代を担う子どもの人権が尊重される社会を実現していく必要があります。

【目指す方向】

人権の意義やその重要性が社会規範として身に付き、日常生活においても人権への配慮が態度や行動に自然に表れるような人権意識の高揚に努めます。また、「射水市子ども条例」に基づき、子どもの人権について理解・尊重され、家庭、地域、企業、行政が一体となった子どもが安心して育つことのできる環境づくりに取り組みます。

【施策】

第1 人権尊重のための活動の推進

人権尊重の理念を普及・啓発する活動や人権教育を推進するとともに、人権相談体制の充実に努めます。

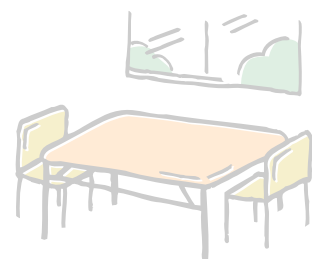
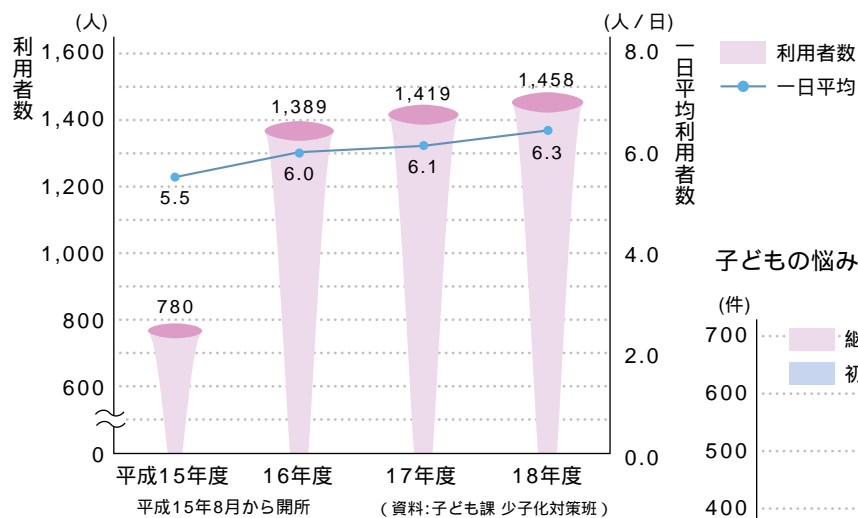
- 1 人権尊重の普及・啓発
 - (1) 人権尊重の必要性を考える講演会、研修会の充実
 - (2) 学校教育や社会教育における人権教育の充実
- 2 人権擁護体制の充実
 - (1) 教育・福祉関係機関との連携による人権相談体制の充実
 - (2) 児童や障害者、高齢者、外国人等の権利擁護対策の充実

第2 子どもの人権尊重社会の推進

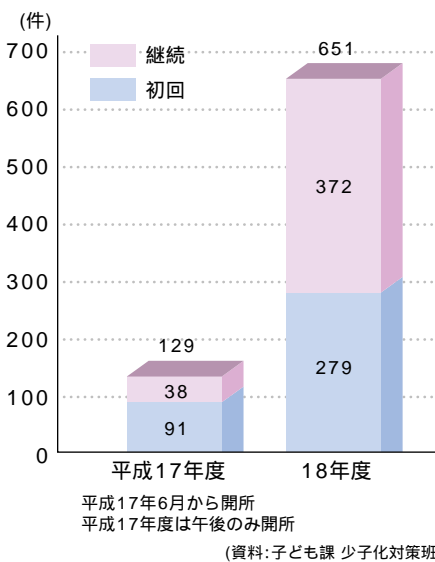
大人と同様に、子ども一人一人の人間として尊重し、子どもの幸せを考え、健やかな成長を育むために必要な子どもの人権に関する啓発及び擁護活動を推進します。

- 1 子どもの人権に関する啓発活動の推進
 - (1) 啓発パンフレット等による啓発の推進
 - (2) 学校、幼稚園、保育園や家庭における子どもの人権についての学習機会の充実
- 2 子どもの権利支援センター事業の推進
 - (1) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所の提供の充実
 - (2) 子どもの権利侵害に対する相談体制の充実

子どもの権利支援センターの利用状況



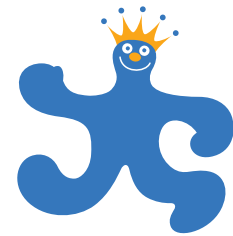
子どもの悩み総合相談室の利用状況



第3部
元気で活気あふれるまち



第1節 射水ブランドの創造



【将来の姿】

本市の優れた特産品やイメージが「射水ブランド」として広く認知されることにより、産業の活性化や観光客の増加が図られ、交流人口が増加し、地域の活力が向上しています。

【現況と課題】

本市には、優れた特産品や豊かな自然等魅力ある地域資源が多くありますが、全国的に認知されたものはごく一部であり、知名度の課題があります。

このような状況の中、平成18年度に策

定した「射水ブランド基本計画」に基づき、射水の魅力を再発見するとともに新たな地域資源を掘り起こし、射水ブランドとして全国に発信していく必要があります。

【目指す方向】

市民一人ひとりが、射水の魅力ある地域資源を認識し、全国へ発信できるような取組を進めるとともに、地域イメージのブランド化を推進します。

また、関係機関や団体等と連携しながら、特産品を使用した射水商品ブランドの開発や育成を促進します。



【施策】

第1 射水ブランドの確立・発信

食（うまいもんがあるまち）・水（水辺 海、川 のまち）・祭（魅力ある祭に出会えるまち）を核とし、里山等の特色も含めて、地域イメージを確立するとともに、射水の魅力を全国に発信します。

1 射水ブランドの確立・発信

- (1) 食・水・祭を中心とした地域の魅力の確立
 - (2) 多様な媒体を活用し、射水の魅力の継続的な発信
- 2 射水市の地域イメージの向上
 - (1) 地域の食材を利用した食の体験等の実施
 - (2) 市民が射水の魅力を再発見・再認識するよう支援

第2 射水商品ブランドの育成

特産品を使用した射水商品ブランドの開発、育成等を支援します。

1 射水商品ブランドの開発

- (1) 農林水産物、伝統工芸品等の特産品のブランド化の支援
- (2) 集客力のある観光地のブランド化の促進

2 商品ブランドの育成

- (1) ブランド化に向けた商品開発の支援
- (2) ブランド化された特産品等の商品への支援の充実

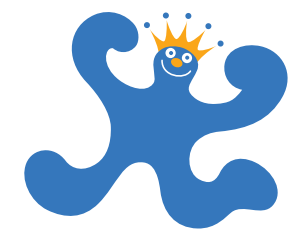
第3 射水商品ブランドのPR

射水ブランドを全国に発信するための啓発、PRを推進します。

- 1 市民一人ひとりがブランドリーダーになり情報を発信
- 2 アンテナショップ「いきいき富山館」の活用
- 3 本市ゆかりの著名人や射水市観光大使等の協力
- 4 テレビ、雑誌等の広報媒体の活用
 - (1) 企業との共同制作企画によるPRの拡大
 - (2) 各種イベントを通じた販路の拡大



射水ブランドのキャッチフレーズ「射水ブランド」



射水ブランドロゴマーク

第2節 魅力ある観光の振興



【将来の姿】

海王丸パークを中心とした新しいみなと空間や、県民公園太閤山ランド等の観光拠点が広く認知され、市民と行政が一体となり「もてなしの心」を醸成することにより、県内外はもとより国外からも観光客が増加しています。

また、市民が主導するイベント・祭りの開催により市全体が活性化し、各種交流も盛んに行われています。

【現況と課題】

本市には、県内でも上位の観光客入込数を誇る海王丸パークや県民公園太閤山ランド等魅力ある観光拠点がありますが、近年入込数は減少傾向となっています。

また、地域の歴史・文化に根づいた祭りや伝統芸能、市民に親しまれているイベントも多くあるものの、観光資源が一体となっていないことや、市内に宿泊施設が少ないことなどから通過型の観光となっています。

今後、東海北陸自動車道や北陸新幹線の

開通により、首都圏及び中京圏からの交流人口の増加が大いに見込めることから、豊かな観光資源の活用、関係機関と周辺市との連携による広域観光の推進等、様々な観光施策を進める必要があります。

また、富山新港の東西埋立地を結ぶ臨港道路富山新港東西線いわゆる新湊大橋は、日本海側最大級の斜張橋という観光資源としての役割も担うことが可能であるため、周辺の既存観光資源との連携が必要です。



県内観光客入込数(推計)

(単位:人)

順位	観光施設	平成16年	平成17年	対前年比
1	立山黒部アルペンルート	1,038,194	1,016,372	2.1%
2	高岡古城公園	985,304	894,940	9.2%
3	五箇山	678,000	712,000	5.0%
4	県民公園太閤山ランド	691,490	659,606	4.6%
5	海王丸パーク	577,400	543,400	5.9%
6	黒部峡谷鉄道	511,206	488,989	4.3%
7	宇奈月温泉郷	478,430	444,938	7.0%

(資料:観光・ブランド課)

射水市主要観光拠点、イベント入込数

(単位:人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
海王丸パーク	854,700	577,400	543,400	638,500
道の駅カモンパーク新湊	220,280	245,560	237,150	471,951
県民公園太閤山ランド	727,960	691,490	659,606	686,190
富山新港新湊まつり	43,000	40,000	40,000	91,000
海老江曳山まつり	24,000	24,000	24,000	24,000
新湊曳山まつり	77,000	75,000	75,000	75,000
新湊産業海鮮まつり	130,000	70,000	40,000	新湊カニかに 海鮮まつり 50,000
新湊カニかにまつり	50,000	40,000	70,000	
小杉みこし祭り	40,000	40,000	40,000	40,000
越中だいもん凧まつり	130,000	10,000	80,000	80,000
大門曳山まつり	10,000	10,000	10,000	10,000
大門産業まつり	12,000	12,000	12,000	射水市農業 産業まつり 26,000
大島まつり	20,000	12,000	12,000	
やんさんま	3,500	3,500	3,500	5,000

(資料:観光・ブランド課)

【目指す方向】

射水市を広くアピールできるよう、臨海部等の新たな観光資源や拠点の整備、既存資源の活用やイベントとの連携、各種マスメディアを通じた情報発信やPR活動を推進します。また、広域観光のネットワークを活用して滞在型観光となるよう魅力ある観光ルートの開発を進めます。

本市を訪れる人々に「来てよかった」、「また来たい」と思ってもらえるように、市民と観光関連団体等が一体となって「もてなしの心」の醸成を図ります。





【施策】

第1 観光資源の活用・充実

魅力ある観光地を目指し、観光資源の活用・充実を図ります。

- 1 既存観光資源の活用
 - (1) 祭り、イベント開催の充実
 - (2) 拠点をつなぐ観光モデルコースの開発
 - (3) 海・川・野の幸があふれる「食」のブランド化
- 2 観光拠点の整備
 - (1) 既存施設の整備
 - ア 水辺空間や古い街並みの整備・充実
 - イ 歴史・文化資源と合わせた周遊コースの策定
 - (2) ユニバーサルデザインによる観光施設の整備
- 3 新湊大橋ライトアップの推進
 - (1) 主橋りょう部とアプローチ部のライトアップの推進
 - (2) 歩行者用エレベーター塔との連絡道整備の推進
 - (3) イベント時の活用の充実
- 4 帆船海王丸の保存維持・活用
 - (1) 帆船「海王丸」を中心とし、みなとオアシスに認定された海王丸パークの利用促進
- 5 歴史、文化、昔話、伝承等の活用
 - (1) 歴史や伝統文化、昔話、伝承等の再発見・掘り起こし
 - (2) 観光PR素材としての活用

6 滞在型観光地づくりの促進

- (1) 宿泊施設の誘致
- (2) 公共交通体系との連携・活用
 - ア JRや万葉線との連携
 - イ コミュニティバスの活用

7 祭り・イベントの活性化

- (1) 既存イベントの総合的な見直し、充実
- (2) 市民主導のイベントへの支援

第2 観光振興体制の充実

市民、行政が一体となった総合的な観光振興体制の充実を図ります。

- 1 観光振興のための指針づくり
 - (1) 市の個性化・活性化の促進
- 2 観光PRの充実
 - (1) 情報発信の充実
 - ア インターネットを利用した観光情報の充実
 - イ 外国人観光客への観光情報の充実
 - ウ 各種マスメディア、フィルムコミッション 活動等を通じた情報発信の充実
 - (2) 出向宣伝の強化
 - ア 観光PR展及び物産展等への支援・参加
 - イ 旅行代理店等へのPR活動強化
 - ウ 姉妹都市等との観光PR交流

3 観光大使の任命

- (1) 配置業者等の観光大使の任命
- (2) 民間、行政が一体となったPR体制の強化

4 広域的魅力づくり

- (1) 県西部6市及び県外市町村との広域観光ネットワーク体制の強化
 - ア 富山県西部地区観光協議会等との連携体制の強化
 - イ 一体となったPR活動の強化・推進
- (2) 広域観光拠点を結ぶ観光モデルコースの確立
 - ア 拠点を結ぶモデルコースの策定
 - イ 北陸新幹線の開業を見越した観光キャンペーン等の展開

第3 もてなしの心の醸成

市全体が「もてなしの心」を持って観光客を迎え入れる態勢づくりを推進します。

- 1 観光案内、ボランティアガイドの充実
 - (1) 観光案内表示等の充実
 - (2) 観光ボランティアガイドの充実
 - ア 観光ボランティアガイドの養成
 - イ 観光ボランティアのネットワーク体制の強化
- 2 もてなしの心の醸成
 - (1) 市民、事業所、行政が一体となった推進
 - ア 観光協会、商工会議所、商工会、観光関連事業所等との連携体制の強化
 - イ 市民と観光客との交流の場の創出
 - (2) もてなしの心の向上研修会等の開催



Q. フィルムコミッションとは？

A. 映画やテレビドラマなどの撮影場所誘致や支援をする機関で、地元住民との調整、宿泊施設、エキストラの手配などを行う。ロケ地のPRや雇用機会の増大、制作にかかわる経済効果、観光振興を図るのが目的

第1節 新産業の育成

第2章

活気ある商工業が栄えるまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

企業が、地域社会や研究機関等との連携を図り、地域の特色を生かした新産業の創出が進み、産業が活性化しています。

【現況と課題】

本市には、富山県立大学を始めとする県の研究機関、富山商船高等専門学校、さらには近畿大学水産研究所富山実験場等多くの学術研究機関があり、平成18年には、富山県立大学と幅広い分野で包括的な連携・協力関係を推進するための協定を締結しています。

このような産学官の連携を活用・促進することにより、高度な先端技術を駆使した創造的な企業活動ができる環境づくりに努め、さらには新製品開発やベンチャー企業等への支援体制を整備する必要があります。



【目指す方向】

技術革新、国際化、情報化に対応した新たな産業づくりを進めるために、新製品を開発しようとする中小企業を育成・支援します。

【施策】

第1 新たな成長産業の創造

地域の特色を生かした成長産業や社会課題・ニーズに積極的に対応する産業の振興を行います。

- 1 地域資源を活用した成長産業の創造に対する支援
 - (1) 新技術や新製品の開発に対する支援
 - (2) ベンチャー企業等新分野への進出に対する支援
- 2 新事業を創出する事業者に対する経営支援

第2 学術研究機関との連携

研究成果が集積された学術研究機関と連携し、異業種産業の情報交流や学術交流の環境づくりを進めます。

- 1 学術研究機関と企業との交流・連携の促進
- 2 産学官連携による共同研究の推進



第2節 活力ある工業の振興



【将来の姿】

富山新港背後地をはじめとして市内企業団地に魅力ある企業の立地が進み、既存企業と交流や連携を図ることにより、産業の高度化が図られています。このことにより、国や県からの財源に大きく依存することなく、自主財源による市独自の施策が提供できます。

【現況と課題】

富山新港背後地に、アルミ・木材関係を中心に広大な臨海型工業地帯を形成しており、平野部でも、企業団地がバランスよく配置されています。

このような状況の中、企業誘致を促進す

るため、企業の人材育成、経営の合理化、設備の高度化等を促進するとともに、立地環境整備、会社訪問等による誘致活動、優遇制度の拡充を図る等活力あるまちづくりに努める必要があります。

射水市内の企業団地の状況（平成19年3月31日現在）

（単位：ha）

団地名	団地面積	分譲済面積	残面積	分譲率(%) /
富山新港臨海工業団地	426.8	412.8	14.0	96.7
七美工業団地	7.2	3.9	3.3	54.2
稲積リバーサイドパーク	5.9	2.2	3.7	37.3
小杉インターパーク	32.7	0.0	32.7	0.0
大島企業団地	13.1	10.6	2.5	80.9
広上工業団地	9.2	5.9	3.3	64.1
小杉流通業務団地	30.4	29.6	0.8	97.4
大門企業団地	20.1	20.1	0.0	100.0
針原企業団地	17.1	17.1	0.0	100.0
白城台工業団地	3.6	3.6	0.0	100.0
計	566.1	505.8	60.3	89.3

（資料：港湾商工課 企業立地推進班）



【目指す方向】

既存企業団地を整備・充実することにより、企業の立地を促進し、雇用機会の創出、地域産業の活性化を図ります。また、企業と地域社会との連携を図り、働く人々の地域活動への参加や企業の福利厚生施設の活用を進めます。

【施策】

第1 企業育成の推進

技術開発・交流の促進、地場産業の振興と経営の安定化のため、企業育成を推進します。

- 1 企業の育成
 - (1) 県立大学をはじめとする学術研究機関との技術交流や連携強化
 - (2) 融資制度、信用保証制度の活用による経営安定の支援
 - (3) 異業種交流活動による技術の高度化や情報技術等の導入支援
- 2 企業活力の推進
 - (1) 品質管理システム、地球環境に配慮したモノづくり等国際標準化機構の認証取得への支援
 - (2) 企業の福利厚生施設等の活用促進

第3 企業誘致の推進

地域経済活性化の源として、また、雇用機会の創出を図るため、優良企業の新規立地や増設等誘致活動を積極的に推進します。

- 1 既存工業団地の整備
 - (1) 未整備団地の整備促進
 - (2) 光ケーブル網の整備促進
- 2 大規模企業団地の整備
 - (1) 企業誘致の受け皿となる大区画団地の活用
 - (2) 団地内就業者支援サービス業務施設の整備
- 3 企業誘致活動の推進
 - (1) 会社訪問、アンケート調査、広告掲載等による企業誘致活動の推進
 - (2) 土地リース制度、既存制度の拡充

第2 地域社会との連携の構築

企業に働く人々の地域活動への参画促進のため、地域社会との連携を構築します。

- 1 地域社会との連携
 - (1) 企業及び企業に働く人々の地域活動への参画促進
 - (2) 中高生や大学生等に対する業務内容の説明、職場見学の実施

第3節 にぎわいのある商業の振興

第2章

活気ある商工業が栄えるまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

地域の特色を生かした活性化策やイベント等により、魅力ある商店街としてにぎわっています。

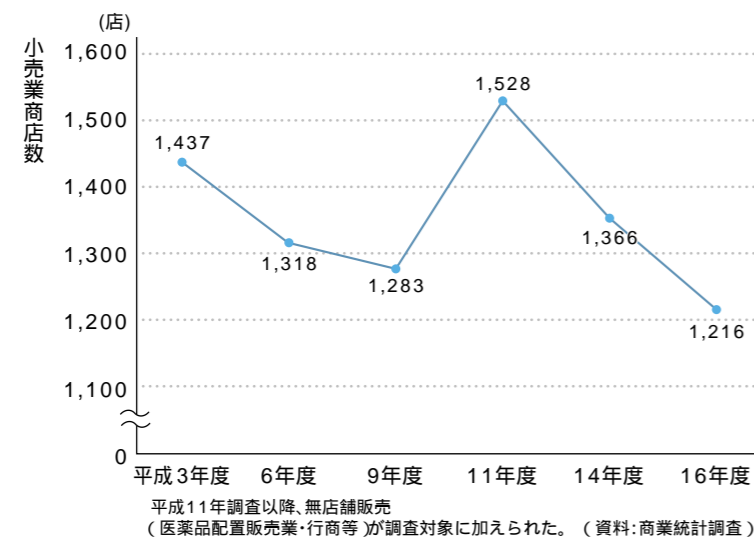
【現況と課題】

市内各地区に商店街が点在し、商工会議所と商工会が地域事業者の振興に協力しています。

郊外型大規模小売店の進出や消費者の購買動向の変化等から、小売業商店数が減少しており、商店街としての機能の低下が見られます。

このような状況の中、各商店街が活性化するように関係団体と連携し、商業者が主体となったにぎわいのある商店街づくりを創出する必要があります。

市内小売業商店数の推移



【目指す方向】

商工会議所、商工会等関係団体との連携のもとに、商店街の活性化等、商業の振興に努めます。また、魅力ある商店街を形成し、海王丸パークや太閤山ランドからの観光客を呼び込み、消費者に満足される商店街を目指します。

【施策】

第1 経営基盤の強化と近代化

商工会議所や商工会を中心として、経営基盤の強化と近代化を促進します。

- 1 商業活性化に向けた取組に対する支援
- 2 設備資金、運転資金等の融資制度の利用促進とPR
- 3 高齢者、障害者、幼児にも快適でやさしい商店街づくりへの支援

第2 商店街活性化事業支援の充実

商工会議所や商工会等関係団体との連携による魅力ある商店街づくりを支援します。

- 1 商店街の魅力や集客力の向上を図るため、商店街が自ら考える商店街づくりへの支援
 - (1) 中心市街地活性化の推進
 - (2) 空き店舗の活用の促進
- 2 中心市街地活性化基本計画の策定

第3 商工団体の組織強化への支援等

商工団体の組織強化のため、当面、市内1商工会議所・1商工会の体制づくりを支援します。

- 1 商工会等の合併による活性化



第1節 たくましい農業の推進

第3章

豊かな大地に根ざすまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

消費者が求める安全・安心でおいしい農産物の生産及び安定供給の拡大、自立できる経営環境を充実するとともに、持続性の高い農業生産方式が確立されています。

【現況と課題】

農業を取り巻く状況としては、新たな経営安定対策が実施され、担い手の育成や環境保全を重視した農業が進められています。

本市では農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加等が懸念され、ほ場整備は、ほぼ完了しているものの、小規模区画が多いことから担い手（認定農業者、法人、集落営農組織等）への農地の集積や農業経営の合理化の障害となっています。

また、農業水利施設についても建設から相当年数が経過しており、更新が必要な時期となっています。

このような状況の中、農業経営の安定化を図るため、担い手への農地の集積を促進し、生産から流通まで一貫した体制を構築するとともに、ほ場のさらなる大区画化を進める必要があります。

また、無秩序な農地の転換を抑制し優良農地を保全するとともに、農業水利施設を適正に維持管理する必要があります。

さらに、消費者の食品への安全志向が高まっていることから、農作物の安全性に配慮した環境にやさしい農業を推進する必要があります。

担い手の農地利用集積面積率

(単位:ha)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
認定農業者(個人)	370	392	401	398	439
認定農業者(法人)	327	426	437	466	506
集落営農組織等	1,300	1,216	1,221	1,628	1,645
計	1,997	2,034	2,059	2,492	2,590
集積率	57.1%	58.1%	58.8%	71.2%	74.0%

各面積のうち平成15年から17年は、転作のみの集積面積も含み、平成18年・19年は、品目横断的経営安定対策に対応する担い手の集積面積としている。(資料:農業水産課)



【目指す方向】

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、意欲のある担い手への農地の集積や、合理的な農産物の生産・販売体制及び地産地消を促進するとともに、ほ場の大区画化や農業水利施設の保全向上対策を推進します。

【施策】

第1 活力ある農業の推進

持続性の高い農業生産方式を確立するため、活力ある農業を推進します。

1 自立できる農業の推進

(1) 生産から流通までの一貫した高度な産地体制の構築

ア 高品質で安全な売れる農畜産物の生産体制の充実への支援

イ 地域、郷土に根付いた特色ある農産物生産の推進及びブランド力の向上

ウ 付加価値の高い新たな農産物の産地育成及び魅力ある新品目開発の支援

エ 土づくりや化学肥料・農薬使用の低減等環境に配慮した生産技術の向上

(2) 土地利用計画及び地域社会の将来見通しによる農業経営の安定化

ア 認定農業者、集落営農組織等担い手への農地集積の推進

イ 複合経営への転換による経営安定化の支援

ウ 安全・安心な地場産食材を活用する地産地消の推進

エ 農業委員会等と連携した遊休農地の解消及び優良農地の保全の推進

第2 農業生産基盤整備の推進

農業の省力化や農業経営の合理化のため農業生産基盤の総合的な整備を推進します。

1 環境に配慮した農業生産基盤整備の推進

(1) 土地改良の推進

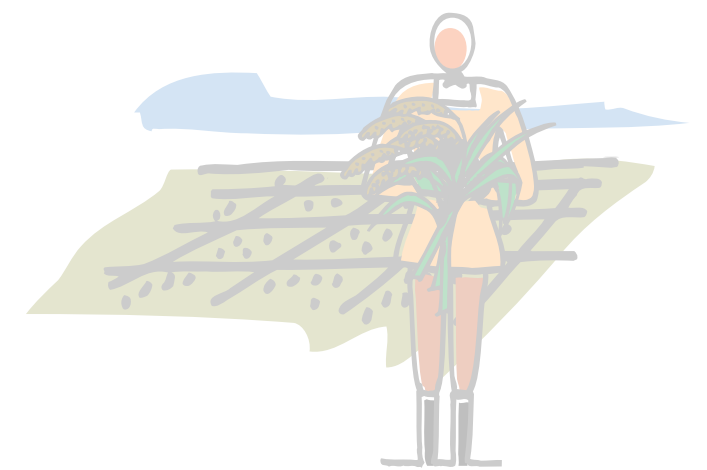
ア 農業経営の効率化や生産性向上のため大区画ほ場整備の推進

イ 農業水利施設の整備及び適正な維持管理の促進

(2) 農業農村整備の推進

(3) 地域資源の保全・管理と環境にやさしい農業の推進

ア 農地本来が有する自然環境保全機能維持の推進



第2節 森林の育成と林業の振興

第3章

豊かな大地に根ざすまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

森林が整備され、本来持つ様々な機能が維持されるとともに、良好な自然景観が保たれています。また、住民ボランティアの里山林の整備により、自然を身近に体験できるような場が提供されています。

【現況と課題】

本市の森林面積は、1,178ヘクタール（森林率：11パーセント）となっています。近年、林業の衰退による森林の荒廃により、生態系に変化が生じ、野生鳥獣保護や水土保持機能等の本来の森林が果たす多面的機能の低下が懸念されています。

このような状況の中、森林が有する公益的な機能の発揮のため、森林整備と森林資源の利用を推進し、自然との共生を図る必要があります。



【目指す方向】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、期待される機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、それぞれ望ましい森林の姿に向けた適切な整備や保全管理を進めます。

【施策】

第1 多機能を持つ森林・林業の育成

森林が持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの望ましい森林の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めます。

- 1 健全な森づくりの推進
 - (1) 森林整備の推進
 - (2) 林道整備の推進
 - (3) 土砂崩れ等を防ぐ治山の推進

第2 ふれあい空間「里山」の整備

自然遊歩道の活用、レクリエーションや森林環境教育の場の提供、ボランティア活動等の市民参加による森林保全活動を進めます。

- 1 自然を生かした交流拠点の創出
 - (1) 里山整備の推進
 - (2) 森林ボランティア活動の促進



第1節 活気あふれる漁業の振興



【将来の姿】

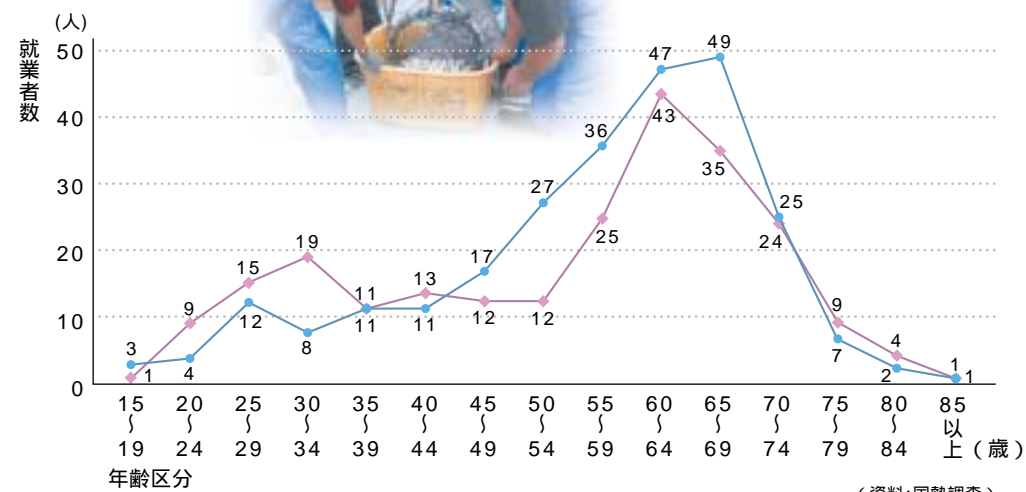
地域に安全・安心な水産資源を提供しているとともに、水揚げされる魚介類が他産地と差別化、高付加価値化され、全国に発信できる特色ある漁業が展開されることで、元気で活気あふれる漁業が進められています。

【現況と課題】

漁業生産の基地、水産物流通の拠点として漁港の整備が進められている一方、水産資源の減少や燃油価格の高騰等により、漁業を取り巻く環境は、より一層厳しくなっています。

このような状況の中、水産資源の回復を図り、消費者の食への安全・安心の意識の高まりに対応した衛生管理の体制を強化するとともに、漁港施設と市街地や主要幹線との連携強化を図る必要があります。

漁業就業者数の推移



【目指す方向】

水産資源の研究、稚魚の放流、養殖技術の研究及び漁場環境保全を通じた水産資源回復の取組に対する支援を図ります。また、他産地との差別化を推進することによる高付加価値化を図り、漁業経営の安定に努めます。さらには、地産地消を推進するとともに、より一層の魚食普及を図り消費の拡大に努めます。

【施策】

第1 漁業経営の安定化

活気あふれる漁業の振興のため、漁業経営の安定化を促進します。

1 漁業経営基盤の強化

- (1) 産学官連携による漁業技術の開発支援
- (2) 各種融資・保険制度の充実及び加入支援

第2 つくり育てる漁業の充実

水産資源の回復のため、つくり育てる漁業の充実に努めます。

1 つくり育てる漁業の充実

- (1) 稚魚の中間育成・放流の促進
- (2) 養殖技術の研究開発の支援
- (3) 海洋深層水の利活用の研究支援

2 漁場環境の保全

- (1) 漁場環境の改善・富栄養化防止の研究支援
- (2) 豊かな森林の育成支援

3 内水面漁業の振興

- (1) 稚魚の中間育成・放流の充実への支援
- (2) 漁場環境の改善の促進

第3 漁業生産基盤の整備

漁港漁場環境の調和を図るため、漁業生産基盤の整備を促進します。

1 漁港漁場施設の整備促進

- (1) 漁港機能の高度化、漁場環境に調和した防波堤・護岸の整備促進

2 漁港関連施設の整備促進

- (1) 衛生管理の向上を図る漁港機能施設の整備促進
- (2) 漁港周辺環境改善の整備促進
- (3) 漁港施設と市街地並びに主要幹線との連携強化の促進



第2節 水産流通加工業の振興

第4章

豊かな水産資源を生かしたまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

豊富な水産資源を活用し、他産地とは一線を画した新しく特色ある水産加工品の開発が進み、首都圏をはじめとして全国で販路の拡大に成功することで、さらに水産流通加工業が振興しています。

【現況と課題】

本市の水産加工業の事業所数、生産量は、ともに緩やかな減少傾向にあります。また、近年の消費者の安全・安心志向の高まりにより、厳しい品質管理が求められています。

このような状況の中、消費者ニーズに対

応し、購買意欲をわき起こす新製品の開発や販路の拡大に努めるとともに、水産加工施設の近代化や経営の合理化を図る必要があります。

水産加工業の推移

(単位:事業所、人)

年次	新湊地区		小杉地区		大門地区		合計	
	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員
平成8年	27	285	5	47	2	58	34	390
平成11年	23	260	5	48	2	66	30	374
平成13年	23	242	4	37	2	69	29	348
平成16年	26	276	5	40	2	14	33	330
平成17年	24	274	5	47	2	14	31	335

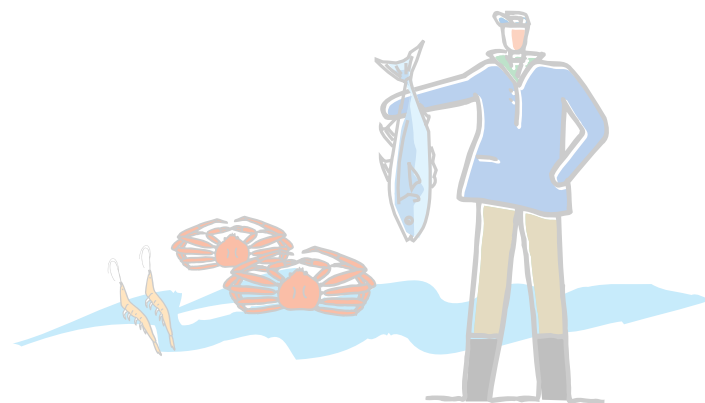
(資料:平成8～13年は事業所企業統計調査、平成16、17年は工業統計調査)

水産加工組合 各年度組合員の推移

(単位:人)

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
組合員数	24	22	21	21	21	21	21	20

(資料:農業水産課)



【目指す方向】

事業者の水産加工施設の近代化及び経営の合理化並びに多様化する消費者ニーズに対応した新製品の開発を支援するとともに、各種イベントやアンテナショップ等を積極的に利用して販路の拡大に努めます。

【施策】

第1 販路の拡大・加工技術の近代化

消費者ニーズに対応するため、販路の拡大・加工技術の近代化を目指します。

1 技術の近代化

- (1) 健康、グルメ指向等に合った新しい加工品の開発支援
- (2) 食品加工技術の向上への支援

(3) 販路の拡大

- ア 「射水のさかな」としてベニズワイガニ、シラエビ、アユのPR促進
- イ 各種イベントを通じたPR活動の推進
- ウ アンテナショップの活用促進



第1節 担い手育成の促進

第5章

だれもがいきいきと働くまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

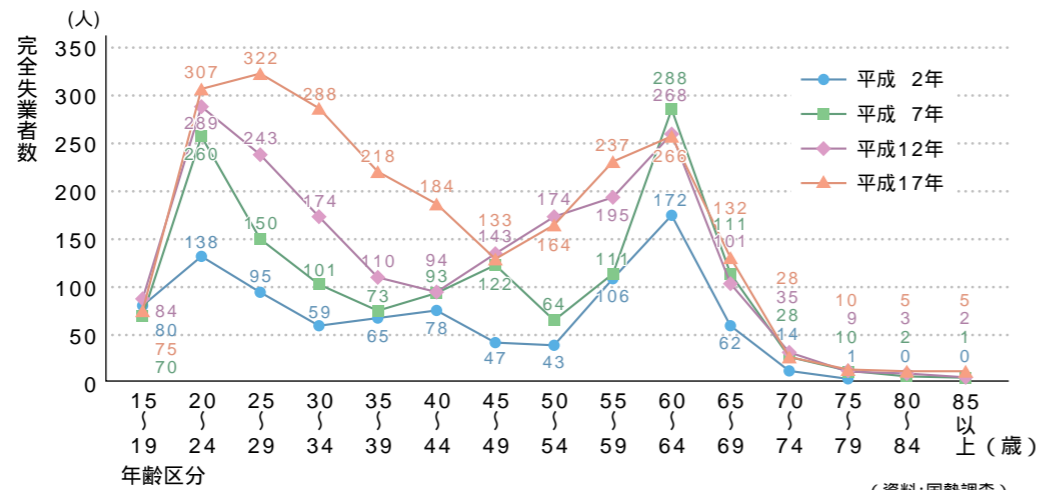
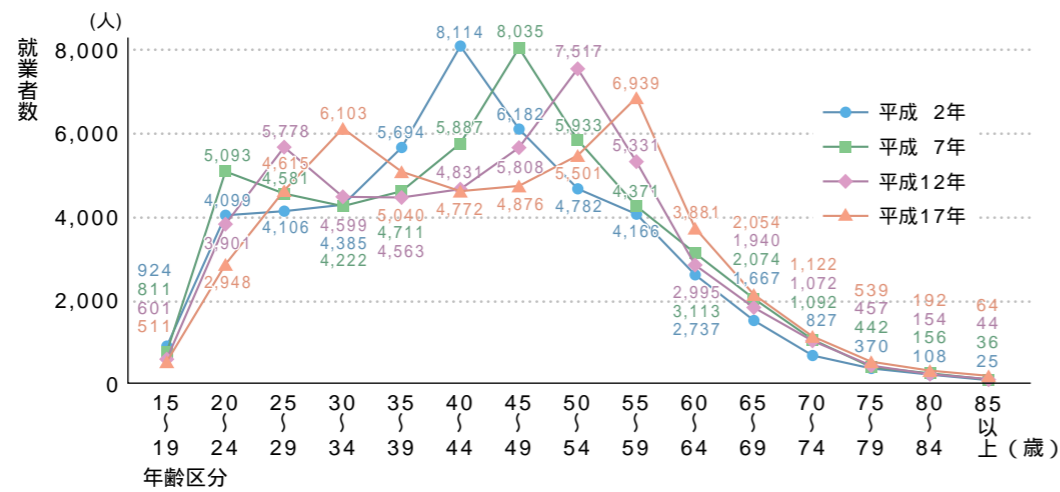
産業全般において関係機関との連携等により、雇用促進や人材の育成・確保が進められ、幅広い年代において後継者不足や失業者の増加等の問題が解決されており、産業が活性化しています。

【現況と課題】

農林漁業においては、社会情勢の変化や価格低迷等の理由で担い手の減少が続いており、商工業においても就業者の高齢化や後継者不足により労働力が減少する反面、若年層の失業者が増加しています。

このような状況の中、労働力の確保のため、関係機関との連携を密にし、UJIターン対策の推進、情報提供や雇用相談等を実施する必要があります。

労働力の推移



(資料:国勢調査)



【目指す方向】

農業においては、担い手に農地・作業を集約するよう集落内の合意形成を進め、漁業においては、漁場環境の向上により意欲ある漁業者の発掘と育成に努めます。また、産業全般にわたり若年労働力の確保とUJIターン対策等の推進に努めます。

【施策】

第1 人材の育成と確保

農業・漁業の活性化や就業者の高齢化と後継者不足に対応するため、人材の育成と確保に努めます。

- 1 担い手の育成・確保
 - (1) 組織的な農業の推進と意欲ある農業者の育成
 - ア 地域の合意形成による集落営農組織等の設立の促進
 - イ 経営の安定化による認定農業者の育成
 - ウ 営農組織の法人への移行による農業経営基盤の強化
 - (2) 意欲ある漁業者の育成・支援
 - ア 漁業への新規参入の促進
 - イ 企業的経営の促進

2 人材の育成確保

- (1) 個人の能力を生かす職業能力の開発や「モノづくり」を担う人材の育成・支援
- (2) 高等教育機関の集積の促進

第2 労働力の確保

活気ある産業を維持・継続するため、労働力の確保に努めます。

- 1 若年労働力の確保とUターン対策等の推進
 - (1) 雇用情報の提供、雇用相談等の推進
 - ア 雇用対策推進協議会の開催
 - イ 新規学卒雇用フォーラムの開催
 - (2) UJIターン対策等の推進
 - ア UJIターン情報の提供
 - イ 住宅の確保、教育環境等の整備充実



第2節 雇用対策の充実

第5章

だれもがいきいきと働くまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

雇用環境が整い、年齢、性別、障害の有無を問わず働く意欲のある人だれもが生き生きと働いています。

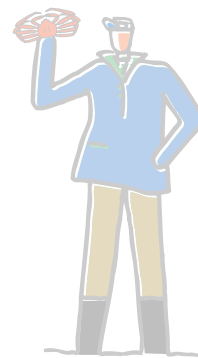
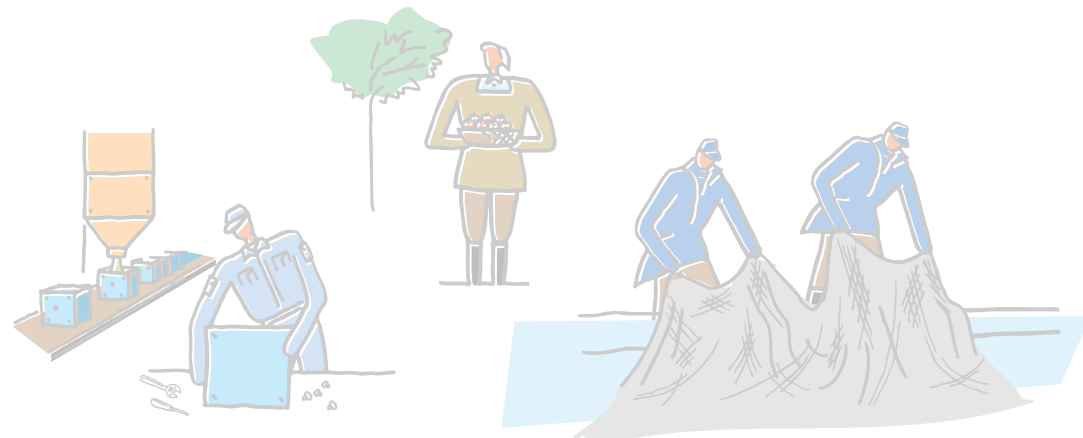
【現況と課題】

本市では、労働力人口の高齢化や若年労働力の減少傾向により、中長期的には労働力は不足基調で推移するものと予測されています。また、「団魂の世代」が高齢期に入り、就労を希望する高齢者が増大することが想定されます。

このような状況の中、若年労働者の定着と流入を促進するため、工業団地への優良

企業の誘致を積極的に進め、雇用機会の創出を図るとともに、関係機関との連携を密にし、新たな雇用対策に努める必要があります。

また、高齢者、女性、障害者等の職業能力の開発や就労支援に向けた企業の理解のための啓発が必要となっています。



【目指す方向】

雇用環境の変化への対応ができるように、雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化に努めます。また、関係機関との連携を強化し、働く意欲と能力のある高齢者、女性、障害者等の就労や職業能力の開発を促進します。

【施策】

第1 雇用環境の変化への対応

雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化のため、雇用環境の変化への対策を推進します。

- 1 雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化
- 2 定年延長、育児休業制度、介護休業制度、ボランティア休暇等の普及促進
- 3 高齢者、女性、障害者等の雇用の促進
 - (1) 高齢者が持つ技術・知識、社会経験等を生かした雇用の充実
 - ア 職業紹介
 - イ 情報提供機能の強化
 - (2) 雇用や就労における男女平等の促進
 - ア 雇用機会均等の普及促進
 - イ 多様な働き方に対する支援
 - ウ 農林水産業、商工自営業における女性の参画促進
 - (3) 障害者の適性や能力に応じた雇用・就労の促進
 - ア 希望する就労のための関係機関との連携、支援
- 4 外国人研修生の受け入れ体制の整備促進

第2 職業能力の開発

中高年齢者、女性及び障害者等の新たな能力の開発のため、職業能力の開発を推進します。

- 1 職業能力の開発
 - (1) 企業内における再訓練やICT研修等の奨励
 - (2) 中高年齢者、女性及び障害者等の新たな能力の開発
 - (3) 技術や技能を尊重する社会的気運の醸成



第3節 勤労者福祉の充実

第5章

だれもがいきいきと働くまちづくり

〔第3部 元気で活気あふれるまち〕

【将来の姿】

事業所の福利厚生が充実し、働きやすい労働環境が整うことにより、だれもが生き生きと働くことができ、企業の活力が高まり地域産業が発展しています。

【現況と課題】

本市では、勤労者の生活の安定と向上のため、育児・介護休業制度等について事業所への普及や労働福祉事業団が行う勤労者金融の利用促進、互助会制度や中小企業退職共済制度への加入を促進するなど勤労者

福祉活動を支援しています。

このような状況の中、勤労者が働きやすい環境をつくるため、福利厚生の充実、情報提供や労働条件の整備について、さらに積極的に取り組む必要があります。

【目指す方向】

勤労者福祉の向上を図るため、情報提供や労働環境の整備、福利厚生の充実を進めます。

【施策】

第1 働きやすい環境の整備

勤労者福祉の向上のために、働きやすい環境の整備を推進します。

1 勤労者福祉の向上・充実

(1) 労働問題協議会や労働講座の開催及び労務状況調査の実施

(2) 勤労者福祉制度の充実

ア 勤労者融資制度の充実

イ ゆとりライフ互助会の加入促進

ウ 中小企業退職共済への加入促進

(3) 勤労者の健康づくりや文化活動の促進

第4部
快適で安心して暮らせるまち

第1節 自然にやさしい環境保全の推進

第1章

自然と共に生きるまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

清廉な空気、清らかな水、豊かで多彩な自然環境が守られています。この豊かな自然環境が市のシンボルとなっており、市民が楽しみながら学べる自然空間となっています。

【現況と課題】

本市における大気や水質等の環境の状況は、おおむね良好な水準を維持していると言えますが、一部で土壌汚染、海域の水質汚濁、道路周辺の騒音等の問題があり、適正な対応が求められています。また、親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川

周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。

このような状況の中、環境の保全及び快適な生活環境の創造についての基本理念等を定める環境基本条例の制定や、それに基づく環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するなど、自然にやさしい環境づくりを進める必要があります。

アシツキ、トミヨの生態

アシツキ	別名「アシツキノリ」と呼ばれ、きれいな水にしか生息しない植物。形状は袋状で寒天質であり、水中にある石や葦の茎に固まって付着する。市内では西広上（大門地区）で見られ、「西広上のあしつきのり」として、富山県の天然記念物に指定されている。
トミヨ	体長5cm程の魚で、清水が湧き出る河川にしか生息しない貴重な生物である。水質や環境の変化にとっても敏感で、絶滅が危惧されている。市内では親司川や鴨川（大門地区）に生息し、現在トミヨが生息する日本の南限であるといわれている。

【目指す方向】

大気、水、土壌等の汚染防止のため環境保全活動を推進し、現在の美しく豊かな環境を将来の世代に継承していきます。また、行政と住民が連携した環境保護活動を行い、自然にやさしい環境づくりを目指します。



【施策】

第1 環境保全意識の啓発

市民、事業者、行政等が連携協力して、環境の保全や快適な生活環境の創造に向けた取組を実践し、かつ自主的な活動が促進されるよう施策を展開します。

- 環境基本条例の制定・環境基本計画の策定
 - 環境審議会の設置
 - 計画推進体制の整備
- 環境に配慮した自主的な事業活動の支援
 - ISO14001¹ 認証取得支援
 - エコアクション21² 認証取得支援
- アダプト・プログラム³ 事業の推進
 - 環境美化意識の啓発
 - ポイ捨て等防止対策の推進

第2 環境保全対策の推進

快適な生活環境を確保するため、大気、水質等の監視、発生源対策や生活排水対策を推進します。

- 監視・観測事業の推進
 - 監視測定体制の充実
 - 発生源対策の推進
 - 工場・事業場の監視・指導
 - 事業者による自主的な環境配慮の促進
 - 公害防止施設設置支援
- 公害防止計画の推進
 - 富山・高岡地域公害防止計画の推進
- 生活排水対策の推進
 - 合併処理浄化槽設置の支援

第3 自然保護対策の推進

身近な自然が適切に保全されるよう、自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができる社会の構築に向けた取組を推進します。また、関係機関と連携し、自然環境の保全対策を推進します。

- 自然環境の保護と絶滅危惧種の保護の推進
 - 自然環境保護思想の普及・啓発
 - 野生生物の生息・生活環境の保全
 - 生物多様性の確保
 - 定期的な河床部の堆積物除去の推進及び流域地区との連帯の強化
 - 外来種による在来種への生息影響の検討
 - ボランティア団体等との連携及び協働
- 自然とのふれあい創出の推進
 - 自然とふれあう場の確保
 - 自然とふれあう活動の指導者育成及び活動支援

Q. ISO14001¹とは？

A. 国際標準化機構が定める環境管理システムに関する規定

Q. エコアクション21²とは？

A. 環境省が策定した中小事業者でも容易に取り組める環境経営（環境マネジメント）システム

Q. アダプト・プログラム³とは？

A. 市民、事業者が、道路、公園等の公共空間で場所を定め、ボランティアで清掃・美化活動を行い、市がその活動を支援する制度

第2節 地球にやさしい循環型社会の構築

第1章

自然と共に生きるまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

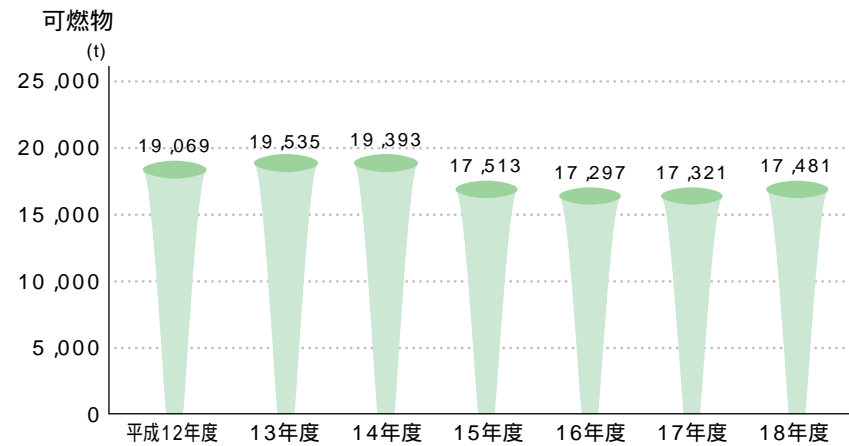
企業をはじめ、市民一人ひとりが環境負荷低減に対する意識が高くなっており、循環型・低炭素社会構築に向けた取組を積極的に実践しています。

【現況と課題】

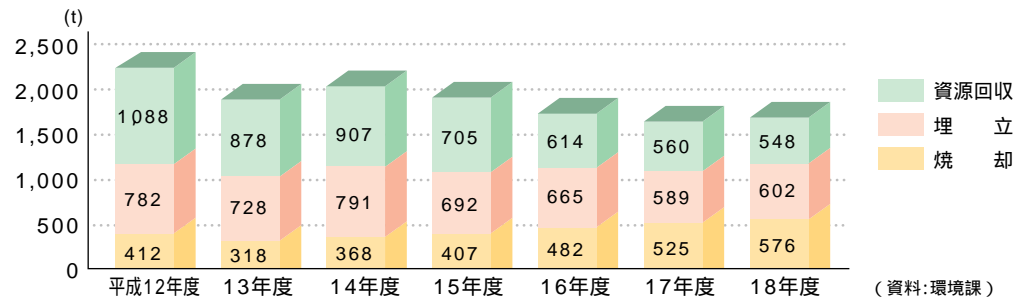
地球温暖化や廃棄物問題をはじめとする今日の環境問題の多くが市民の日常生活や事業活動に起因しています。特に資源やエネルギー消費の増大は、天然資源の枯渇、地球温暖化の進行を引き起こし、市民の生

活にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。このような状況の中、家庭における環境負荷の低減に対する取組は極めて重要であり、市民レベルでの着実な取組を進めていく必要があります。

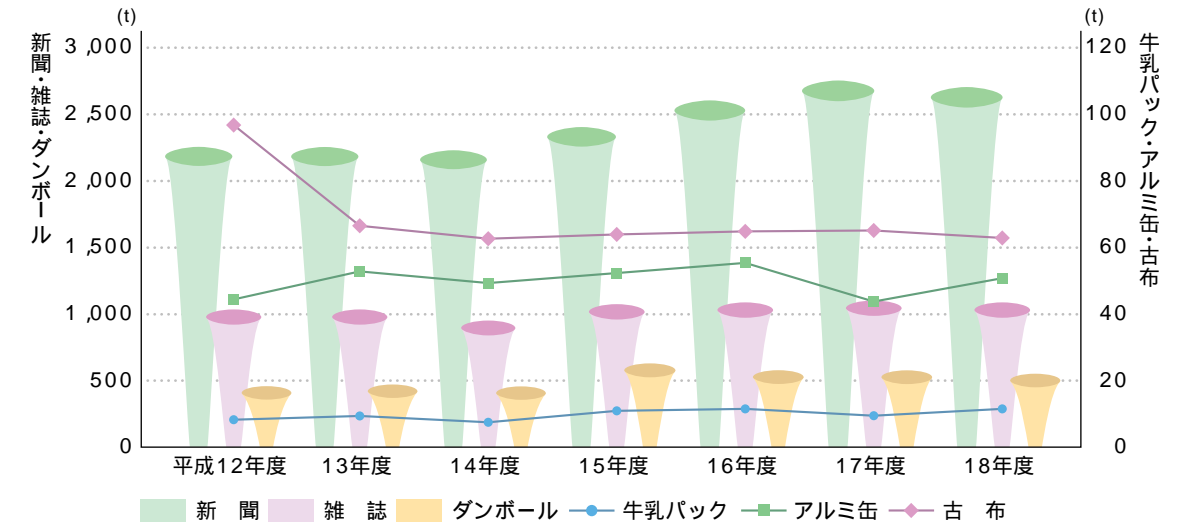
ゴミ処理の状況



不燃物



リサイクルの状況(集団回収分)



(単位:トン)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
新聞	2,250.8	2,263.3	2,244.3	2,410.3	2,611.4	2,762.0	2,746.3
雑誌	1,028.3	1,038.7	956.0	1,083.7	1,101.4	1,093.4	1,117.3
ダンボール	455.1	471.1	464.4	626.3	571.3	578.0	563.1
牛乳パック	8.2	9.4	7.6	11.3	11.5	9.7	11.6
アルミ缶	45.7	53.8	49.5	53.6	57.5	43.9	51.7
古布	96.9	66.5	60.7	63.1	65.9	64.0	61.9
合計	3,885.0	3,902.8	3,782.5	4,248.3	4,419.0	4,551.0	4,551.9

(資料:環境課)

【目指す方向】

廃棄物の排出抑制やリサイクルをはじめとする資源の循環的利用に積極的に取り組むとともに、二酸化炭素等、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践し、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

【施策】

第1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止のため、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減の取組を市民レベルで推進します。

- 1 地球温暖化防止意識の啓発
 - (1) 環境配慮型の行動の促進
 - ア 地球温暖化対策推進市民会議との連携
 - イ 地球温暖化防止市民行動計画の推進
 - ウ 「もったいない」精神の促進
 - エ 電気使用量モニタリング調査の実施
- 2 クリーンエネルギー¹導入の推進
 - (1) クリーンエネルギー利用機器設置への支援
 - ア 太陽光発電システムの普及の促進
 - イ 風力発電システムの普及の促進
 - (2) 公共施設等へのクリーンエネルギーの導入
 - ア クリーンエネルギー利用機器の導入
 - イ 環境にやさしい低公害車の導入
- 3 地域新エネルギービジョンの策定
 - (1) クリーンエネルギーに関する調査・研究の推進
 - (2) バイオマス燃料²等の普及の促進



第2 再資源化の推進

容器包装リサイクル法等の各リサイクル法に基づき、ごみの減量化・再資源化を推進します。

- 1 リサイクルの推進
 - (1) 分別収集の推進
 - (2) 4R運動³の推進
- 2 資源回収活動への支援
 - (1) 資源回収団体への支援
 - (2) 新規団体登録の啓発



- Q. クリーンエネルギー¹とは？
A. 有害ガスや廃棄物などを生じない無公害燃料
- Q. バイオマス燃料²とは？
A. 植物等の生物体を構成している有機物をエネルギー源とする燃料
- Q. 4R運動³とは？
A. 4Rとは、「Refuse」（拒絶する：ごみになるものは買わない、使わない）、「Reduce」（減らす：どうしても必要なものだけ買う、使う）、「Reuse」（再利用する：使えるものは何度でも使う）、「Recycle」（再資源化する：資源を回収し、一度原材料に戻してから製品化する）の4つの単語の頭文字「R」を示し、これらを実践することにより、ごみの減量化を推進しようとする取組

第3 ごみ減量化の推進

市民による「ごみになるものを買わない」行動、事業者による「ごみになるものをつくらない、売らない」行動の促進や各種啓発活動等により、ごみの減量化を推進します。

- 1 事業系廃棄物の減量化
 - (1) 事業所から排出される廃棄物のリサイクルの推進
 - (2) ゼロ・エミッション¹の促進
- 2 不法投棄の撲滅
 - (1) 不法投棄の監視強化
 - (2) クリーン作戦等によるよりよい環境づくりの推進

- 3 ごみの発生・排出を抑制する社会システムへの転換
 - (1) 使い捨て商品の使用自粛等の促進啓発
 - (2) グリーン購入²の推進
- 4 環境に配慮した廃棄物等の適正処理と施設整備の推進
 - (1) 廃棄物等の収集量に応じた効率的で環境に配慮した処理施設の整備
 - (2) 将来における処理量の減少に対応するため、より効率的な処理方法への見直し



- Q. ゼロ・エミッション¹とは？
A. 各産業において排出される廃棄物を他の分野の原料として活用することにより、あらゆる廃棄物をゼロにする新しい資源循環型社会を形成する考え方
- Q. グリーン購入²とは？
A. 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。



第1節 特性を生かした土地利用の推進

第2章

快適で利便性の高いまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

自然環境や生産農地の保全から、効率的な産業活動環境の確保、良好な居住環境の形成や道路整備、市街地整備までを配慮した美しい都市景観が備わったまちとなっています。

【現況と課題】

本市は、富山県の中央部に位置するという地理的環境から、企業立地や住宅等への土地利用が拡大しながらも、市街化区域内には農地や未利用地も多く、今後ますます計画的に土地利用を進めることが求められています。

また、市街地は大別すると3か所で形成されており、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには、沿道サービス型商業と運輸業が立地している以外、市街化調整区域内の優良農地となっているなど、分散した

都市構造となっています。

このような状況の中、都市機能が集積する市街地から自然環境を保全する丘陵部等がそれぞれの地域特性を十分に発揮しながら相互に連携し、地域の魅力を高めることが重要となっています。

また、住宅需要の高い地区における市街化区域の拡大や地区計画の活用、地域特性を踏まえた商業拠点地域の設定と既存市街地との連携も課題となっています。

都市計画区域内における地域別土地利用状況 (単位:ha)

地区	市街化調整区域	市街化区域	うち農地	農地の割合
新湊	1,859.9	1,383.1	51.2	3.7%
小杉	2,410.8	751.2	43.9	5.8%
大門	1,994.1	182.9	11.7	6.4%
大島	559.7	236.3	9.0	3.8%
下	580.0	0.0	0.0	-

平成19年1月1日現在

(資料:課税課、都市計画課)



【目指す方向】

都市機能が集積する市街地から自然環境を保全する丘陵部まで、それぞれの地域特性を十分に生かしながら相互に連携させ、人口及び産業の見通しと将来の発展動向を見極め、機能的で調和のとれた土地利用を進めます。

【施策】

第1 秩序ある土地利用の推進

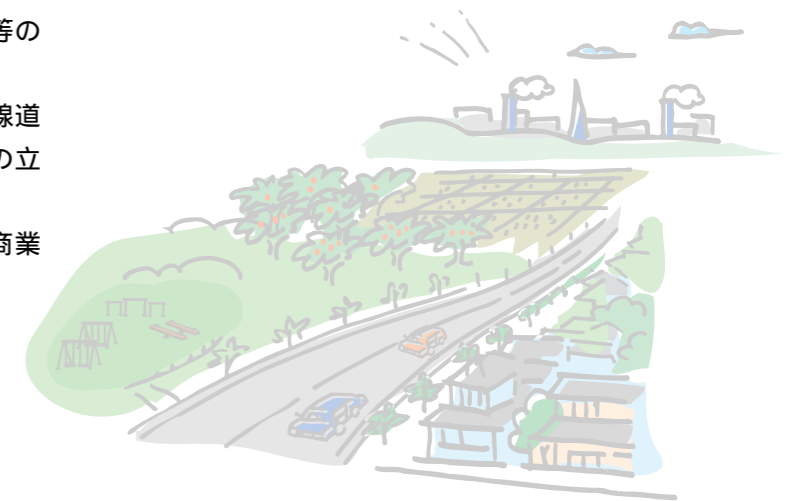
各地域の特性を十分に踏まえ、総合的・広域的視点に立った土地利用を推進します。

- 1 秩序ある土地利用の推進
 - (1) 土地利用構想の検討
 - (2) 都市計画マスタープランの策定とそれに基づく区域区分、用途地域の見直し等
 - (3) 市街化区域内の農地や未利用地の計画的な活用
 - (4) 市街地における土地の高度利用と商業・業務機能の高度化の推進
 - (5) 農地、森林地域、河川・海岸等の保全と活用
 - (6) 国道8号、国道472号等の幹線道路に沿道サービスや業務機能等の立地の促進
 - (7) 地域の特性を踏まえた新たな商業拠点地域の検討

第2 地籍調査の推進

登記簿等に、実際の面積と差異がある地図混乱地区があり、その解消に向け、地籍調査を推進します。

- 1 地図混乱地区等における適正な土地利用の推進
 - (1) 地籍が混乱している地区の現地復元能力がある地図作成の推進
 - (2) 地籍調査の重要性を再認識するための普及啓発
 - (3) 地籍調査成果の利活用



第2節 個性あるまちづくりの推進

第2章

快適で利便性の高いまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

緑と水辺豊かな自然、歴史風土、多様な学術文化施設等の特性を生かし、さらに国内外との交通・物流ネットワークの整備により、人や物が活発に交流する国際港湾都市として発展しています。

【現況と課題】

本市は、特定重要港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）を有し、また、市内の西部には庄川、市街地を流れる内川や下条川等多くの川があり、「水」や「水辺」が特色となっていることから、これらを本市の個性として生かしたまちづくりを進める必要があります。

このような状況の中、富山新港においては、取り扱うコンテナ貨物量が中国をはじめとするアジアの経済発展等により順調に伸びており、環日本海交流の拠点として、

コンテナバースの拡大等による物流サービスの向上を図るとともに、大型客船に対応するためにも、客船バースの整備等、さらなる港湾機能の充実が求められています。

また、NPOや地域団体、企業が主体となって、県内有数の観光客入込数のある海王丸パークや県民公園太閤山ランドからの観光客等を市街地に誘導する仕掛けづくりや東西埋立地、海老江海浜公園、海竜マリンパーク等海岸線を生かしたまちづくりを行える体制を整備する必要があります。

富山新港利用状況

	入港船数(隻)	コンテナ本数(TEU)	貨物量(トン)	旅客船バース
平成9年	287	27,173	331,090	-
平成10年	309	25,621	343,238	-
平成11年	300	30,853	406,283	-
平成12年	310	38,345	457,611	-
平成13年	334	36,296	471,176	-
平成14年	363	37,836	506,547	-
平成15年	252	46,213	585,867	4隻
平成16年	296	52,548	697,342	4隻
平成17年	306	55,783	874,714	4隻
平成18年	317	61,821	1,108,451	7隻

(資料:港湾商工課)



【目指す方向】

各地域の特性を生かした市民や観光客の交流拠点を設定・整備し、魅力ある個性的なまちづくりや土地利用の高度化、商業・業務施設の集積による市街地活性化や再開発を進めます。

また、環日本海交流のゲートウェイにふさわしい国内外の人・文化の結節点として港湾機能の充実を図り、人々が親しみ集い憩える港の整備を進めます。

【施策】

第1 市街地活性化の推進

市街地の空洞化対策や活性化施策を地域団体・NPO等との協働で推進します。

1 市街地活性化の推進

- (1) 都市再生整備計画に基づく整備
- (2) 庄川、内川、下条川等と連携し、水辺空間や古い街並み等を生かした特色あるまちづくりを推進
- (3) 街中のにぎわいの再生

2 駅周辺の整備

- (1) JR小杉駅及び越中大門駅周辺の整備

第2 港湾機能の整備

富山新港は、環日本海の国際貿易の拠点として位置付けられ、港湾機能をより充実させるため、多目的国際ターミナルの岸壁延伸等を促進します。

また、港のにぎわい創出、交流拠点の拡充のため、旅客船バースの大型船への対応を促進します。



1 物流拠点の整備

- (1) コンテナバースや荷役設備等港湾施設の整備促進
- (2) ポートセールス事業の積極的な展開によるコンテナ定期航路の増開設
- (3) 高速道路等への円滑な連絡を図るための道路網の整備促進
- (4) 伏木港における外港への機能移転に伴う内港地区の機能の再編と港湾環境の整備

2 港湾の利用促進

- (1) 旅客船バースを活用したフェリー・客船航路の開設促進
- (2) 人々に親しまれ、交流の拠点となる港の整備
- (3) 動物検疫の指定や入港手続の簡素化等利用しやすい港づくりへの支援
- (4) 対岸諸国、友好港との交流促進





第3 海岸の整備と活用の推進

地域住民の生活とかわりの深い海岸を、海を介して多くの人々が多様な活動を楽しむことができる快適で安全な海岸空間として整備します。

- 1 海岸侵食対策の促進
 - (1) 侵食の著しい海岸の保全
 - (2) 自然に親しめる護岸、潜堤、遊歩道等の整備
- 2 海岸環境整備の促進
 - (1) 海水浴場、多目的広場、休憩所、駐車場等の整備
- 3 海浜利用施設等の利用促進
 - (1) 家族連れや若者が気軽に利用できるキャンプ場や海釣り施設の整備
 - (2) 富山湾の豊富な魚を利用したレストラン等の誘致促進
- 4 海岸の愛護思想の普及啓発
 - (1) 地域ぐるみの清掃活動等、美化運動の促進
 - (2) 漂着物やごみ等の有効な処分の検討

第4 みなとまちづくり方策の推進

新湊大橋の完成に伴い来訪者の増加が予想される東西両埋立地と、貴重な観光・歴史資源が残されている中心市街地とを連携し、周辺相互の活性化を図ります。

- 1 景観を重視した海王町、海竜町のまちづくり及び中心市街地との連携
 - (1) 特色あるレジャー・娯楽サービス等の提供



- ア 新鮮で種類が豊富な魚介類の提供
 - イ 水辺空間の活用や憩いの空間の創出
 - ウ 既存施設の機能拡充
 - エ 海王丸パーク周辺への宿泊施設や温泉施設の誘致
- (2) 健康で心癒される市民生活を支援する機能を集積
 - ア パークゴルフ等日常的にできる軽スポーツ施設や憩いの空間の提供
 - (3) 海洋や環境に関する研究機能の集積や研究機関との連携
 - ア 環境面での先導的地域を目指すための研究推進
 - イ 海洋水産技術に関する研究の推進及び実用化
 - ウ 景観を重視した緑豊かで良好な街並み形成のための施策の展開
 - (4) 中心市街地の資源活用による集客力の向上や臨海部との連携強化
 - ア 来訪者が臨海部で駐車し、公共交通機関で市街地へ向かう誘導の促進
 - イ 中心市街地を含めた観光情報等の提供
 - ウ 臨海部と市街地を結ぶ公共交通機関の充実

第3節 公共交通網の整備



【将来の姿】

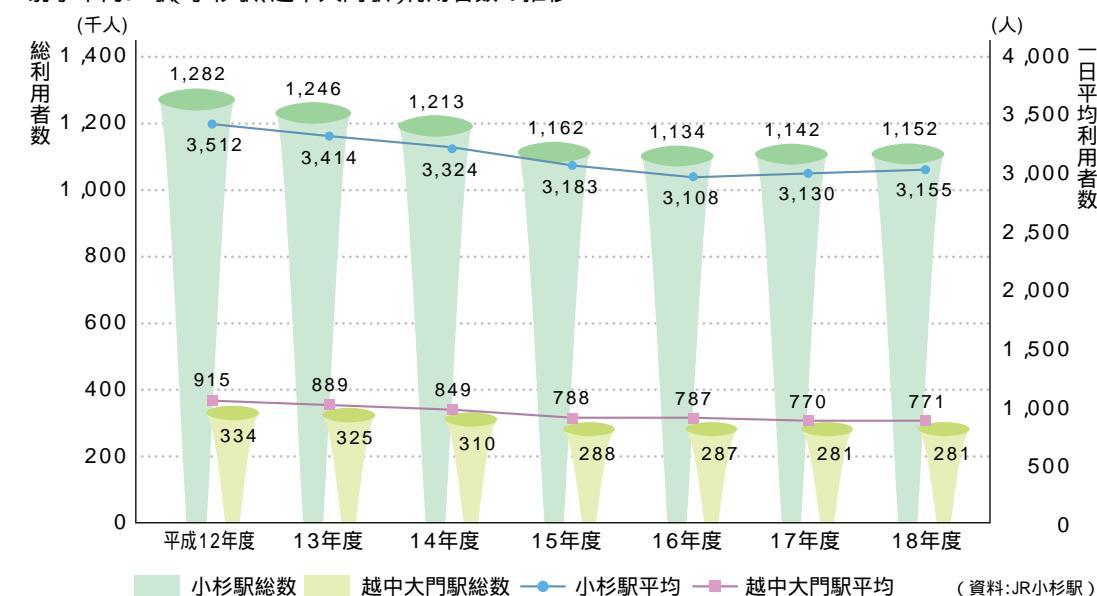
北陸本線、万葉線、路線バス及びコミュニティバスがそれぞれ連携することで、交通弱者をはじめ、だれでも利用しやすい便利な交通網が確立され、環境負荷が少ない公共交通機関が全市で利用されています。また、北陸新幹線が開通し、首都圏と幅広い分野での交流が展開されています。

【現況と課題】

本市では、JR、万葉線、路線バスが運行されるとともに、コミュニティバスが市内全域を網羅し、市内どこへでも出向くことが可能となっています。また、北陸新幹線の平成26年度末の開業に伴い、新幹線の新高岡駅（仮称）と富山駅に近接している地理的優位性から、大都市圏との往来が迅速化され、産業や観光面での相乗効果が期待されています。その一方で、利用客の減少による民間路線バスの運行縮小や、北陸新幹線の開業に伴う並行在来線（北陸本線）の問題など、本市における公共交通に関する課題が顕著になっています。

このような状況の中、交通弱者の社会参加を促し、また、公共交通空白地域を埋めるコミュニティバスの充実や各公共交通機関の連携の強化等により、利用者にとってより便利な交通ネットワークの充実・強化が求められています。また、北陸新幹線開通によるストロー現象を招かないための魅力あるまちづくりや、市民の通勤・通学の足である北陸本線の安定的な運営の確保が求められています。

射水市内JR駅（小杉駅、越中大門駅）利用者数の推移



Q. ストロー現象とは？

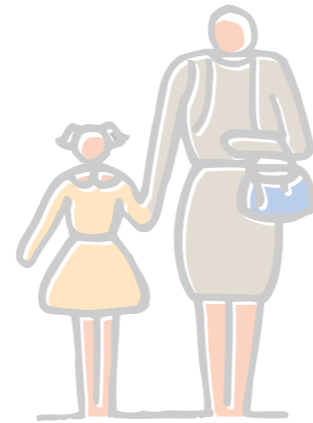
A. 高速交通手段によって、地方都市拠点性が低下し、支店その他が廃止され、経済力のある拠点大都市に吸いとられる現象



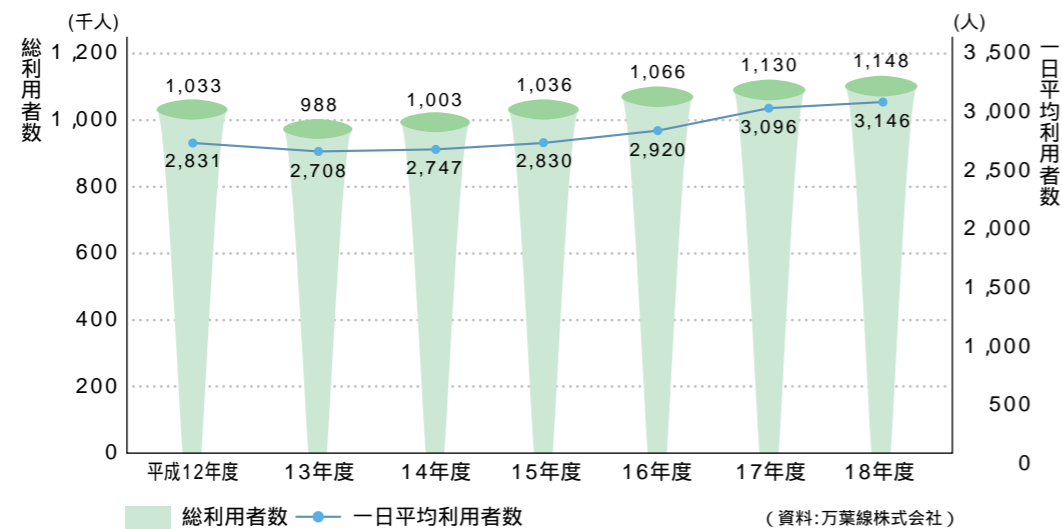
コミュニティバスの利用状況
平成19年度(4/1～12/31) (単位:人)

路線No	路線名	利用者数	1日当たり乗車人数
	新湊・放生津線	38,511	140.0
	新湊庁舎・中新湊線	47,534	172.9
	西部・庄西線	16,305	59.3
	東部・七美線	15,610	56.8
	東部・本江線	55,568	202.1
	南部・作道塚原線	8,017	29.2
	新湊・JR越中本門線	14,302	52.0
	新湊・JR呉羽線	10,500	38.2
	市民病院・小杉駅線	21,961	79.9
	市民病院・大門駅線	7,800	28.4
	塚原経由大門駅線	696	2.5
	大門駅・串田線	2,281	8.3
	大門循環線	2,110	7.7
	小杉駅・大門駅線	6,404	23.3
	コミュニティセンター・小杉線	3,549	12.9
	小杉駅・金山線	5,254	19.1
	小杉地区循環線	14,566	53.0
	小杉駅・太閤山線	32,876	119.5
	小杉駅・足洗線	8,687	31.6
	小杉駅・下庁舎線	3,883	14.1
21	新港東口・ライトレール接続線	1,905	21.6
	合計	318,319	1,172.4

(資料:生活安全課)



万葉線利用者数の推移



【目指す方向】

関係機関と連携しながら、北陸本線、万葉線及び民間路線バスの存続、活性化に努めるとともに、コミュニティバスの充実と各種公共交通機関相互の連携強化を図り、交通弱者の社会参加促進や公共交通空白地の解消等を目指します。また、北陸新幹線の長野 - 金沢間の開業及び大阪までの全線整備の早期実現を目指し、関係機関への支援や働きかけを推進するとともに、新高岡駅(仮称)への交通ネットワークづくりに努めます。

【施策】

第1 総合公共交通体系の構築

公共交通の利便性の向上を図り、過度に自家用車に依存しない総合的な交通体系を構築します。

1 公共交通ネットワークシステムの構築

- (1) 公共交通機関の連携強化
 - ア 電車、バス等の乗継環境の整備による利便性向上
 - イ 公共交通を中心としたまちづくりの推進
 - ウ 共通乗車券の導入等による利便性向上と利用増対策

(2) 新湊大橋との連携強化

2 交通弱者の利便性向上

- (1) 高齢者、障害者等の利用を促進する環境の整備

- ア 公共交通施設のバリアフリー化
- イ バス、電車の低床化

(2) コミュニティバス等での公共交通不便地の解消

3 北陸新幹線の早期整備に向けた事業の推進

- (1) 長野 - 金沢間の開業に向けた計画的な事業の推進
- (2) 大阪までの全線整備実現を目指した国や関係機関への働きかけ
- (3) 北陸新幹線の開業を見越した観光キャンペーン等の実施

4 並行在来線(北陸本線)対策の推進

- (1) 富山県並行在来線対策協議会を通じた調査、研究
- (2) 富山県及び沿線市町村との連携強化

第2 コミュニティバスの充実

JR、万葉線、路線バスだけでは補いきれない公共交通機関を市内全域まで網羅し、交通弱者の社会参加の促進、公共施設へのアクセス強化等を目的とするコミュニティバスの充実を図ります。

1 公共交通機関の利便性の向上

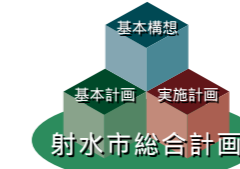
- (1) JRや万葉線、路線バスとの連携による利便性の向上
- (2) 乗り継ぎ施設、バス停等の整備
- (3) 共通利用のできるICカード導入の検討
- (4) バスロケーションシステムの導入の検討

2 公共施設へのアクセスの向上

- (1) 庁舎、市民病院、文化施設等へのアクセスの強化
- (2) 乗り入れを可能にする施設の整備

3 人や環境への配慮

- (1) 低床式バス等の充実
- (2) 交通施設のバリアフリー化の推進
- (3) 自家用車利用から公共交通機関利用への転換の促進



Q. バスロケーションシステムとは?
A. CATV・パソコン・携帯電話等を利用して、バスの運行状況が確認できるシステム

第3 公共交通機関の充実

電車・バス等の地域生活交通機関の運行維持や活性化を図るとともに、広域的な交通機関を充実させ、利便性の向上を図ります。

- 1 万葉線利用増対策の推進
 - (1) 万葉線対策協議会、万葉線を愛する会との連携
 - (2) パーク・アンド・ライド¹の推進
 - (3) コミュニティバスとの連携による利便性の向上
- 2 万葉線の施設整備への支援
 - (1) 鉄道軌道近代化施設整備事業による老朽化施設の改修
 - (2) 低床式車両導入の推進
- 3 万葉線の整備充実
 - (1) 万葉線延伸計画への支援
 - (2) デュアル・モード・ビークル(DMV)²やハイブリッド車両等の導入による整備充実の調査、研究



4 路線バスの利用促進

- (1) バス路線維持対策協議会を通じた路線バス維持存続の支援
- (2) JR、万葉線、コミュニティバス等との連携による利便性の向上
- (3) ノーマイカーデーの推進

5 JRの利用促進と北陸本線の維持確保

- (1) 富山県並行在来線対策協議会を通じた北陸本線の維持確保
- (2) 越中大門駅駅舎等の整備促進

第4節 地域をつなぐ道路網の整備



【将来の姿】

高齢者や障害者等の交通弱者が、安全で安心して暮らせる道づくりはもとより、快適で潤いのある道路空間の創出と地域の活力を育むための道づくりを市民とともに推進します。

【現況と課題】

本市は、富山市と高岡市の中間に位置する地理的条件等により、東西方向に強い幹線道路網となっており、国道8号、県道富山高岡線、県道高岡小杉線等で構成されています。

一方、南北方向の幹線道路は、本市の基本軸となる国道472号が整備されているものの、東部では都市計画道路七美太閤山線高架部分の早期完成が、西部では県道新湊庄川線の改良整備の促進、JR北陸本線の踏切を中心とした朝夕の交通渋滞の解消等が重要な課題となっています。

中長期的重点整備の考え方としては、新湊大橋を含む臨港道路富山新港東西線の整備、

国道8号と市街地を結ぶ幹線道路の整備、富山新港周辺の開発を支援する道路の整備等があげられます。

このことから、東西道路として、能越自動車道の高岡北インターチェンジへ連絡する都市計画道路北島牧野作道線や国道8号を補完し、富山北部地区へ連絡強化する(仮称)七美荒屋線等の整備促進が求められています。

また、道路を生活空間の一部としてとらえ、車中心から人中心としたコミュニティ道路の整備等、景観や地域の特性と調和した親しみある道路の整備を図る必要があります。

射水市主要道路の状況

路線名	自動車交通量(台/日)	
	平成11年	平成17年
北陸自動車道(小杉IC～砺波IC)	27,700	28,000
国道8号(沖塚原地内)	40,700	44,200
国道415号(久々湊地内)	13,500	13,200
国道472号(橋下条地内)	25,700	23,400
県道富山高岡線(若杉地内)	18,600	19,900
県道高岡小杉線(広上地内)	24,000	30,300
県道新湊庄川線(善光寺地内)	11,900	11,500
市道大門針原線(大門地内)	21,300	21,100

(資料:道路建設課)



Q. パーク・アンド・ライド¹とは? Q. デュアル・モード・ビークル(DMV)²とは?

A. 車で駅やバス停に行き、駐車(park)し、電車やバスに乗り(ride)換えること。

A. 道路と線路の両方を走れる車両で、道路ではゴムタイヤで走行し、線路では車体から鉄製車輪が出て列車に切り替わる。



【目指す方向】

市民生活の変化により増大する交通ニーズに対して、幹線道路ネットワークの形成等交通体系の整備を図るとともに、快適で安心して歩ける歩行空間の整備、高齢者等交通弱者にやさしい快適で潤いのある道づくりを目指します。

【施策】

第1 機能的でうるおいのあるまちづくり

人と環境にやさしいまちづくりを基本に、だれもが安全で安心して通行できる道路の整備や、歩行者の快適空間としての道路環境を形成する施設の整備に努めます。

1 車から人へのみちづくり

- (1) 高齢社会に対応した安全なまちづくり
 - ア 段差や障害物のない歩道の整備等バリアフリー化の整備
 - イ 夜間の安全な通行を確保する照明の整備
- (2) 風土、文化の香り高い暮らしのみちづくり
 - ア 快適に歩くことができ、地域の歴史・伝統文化に配慮した道路景観の整備

- (3) 快適な空間（景観）を感じることができる豊かなまちづくり
 - ア 無電柱化や街灯、ポケットパークの整備等景観に配慮した道路整備
 - イ 街路樹等による緑を生かした心なごむ道路環境の整備
- (4) 高度情報化社会に対応したまちづくり
 - ア 道路情報、気象情報、凍結予測情報、除雪情報等情報提供の充実
- (5) 災害に強いまちづくり
 - ア 災害時においても通行できる交通ネットワークの整備
 - イ 適切な道路の消雪・除排雪等、雪害に強い道路整備



第2 幹線道路の整備

国道8号、国道472号等広域幹線道路を軸に、主要幹線道路網の形成を図ります。

1 国道・県道・生活圏道路の整備

- (1) 国道、県道の整備促進
 - ア 国道8号坂東交差点立体化の整備促進
 - イ 都市計画道路七美太閤山線の整備促進
 - ウ 県道新湊庄川線の整備促進
 - エ 都市計画道路北島牧野作道線の整備促進
 - オ（仮称）七美荒屋線の事業化促進
- 歩道設置及びバリアフリー化や景観整備等の促進
- (2) 生活圏道路の整備
 - ア 地域間や公共施設等を結ぶ幹線市道の整備推進
 - イ 富山新港臨海工業地帯と国道8号を交差しJR小杉駅へ連絡する道路の整備推進
 - ウ 富山西インターチェンジへのアクセス道路の整備推進
 - エ 歩道設置、交差点改良、道路拡幅改良、JR踏切改良等道路の利便性・安全性の向上
- (3) 伏木富山港3地区を連絡する道路の整備
 - ア 新湊大橋を含む伏木富山港（伏木地区、新湊地区、富山地区）の沿岸地域を有機的に連絡する道路の整備促進

(4) 道路網整備の推進

- ア 幹線道路の交通ネットワークの整備
- イ 都市計画道路の整備促進
- ウ 未着手都市計画道路の検討
- (5) 道の駅「カモンパーク新湊」の充実
 - ア 陸の玄関口として、本市の最新情報発信基地としての機能充実
 - イ 防災拠点としての役割と利用者の利便性を図るため、駐車場等の拡充

第3 広域幹線道路の整備

高速道路、高規格道路の整備促進を図り交通の利便性を図るとともに、魅力ある地域づくりを進めます。

1 高速自動車道路等の整備促進

- (1) 東海北陸自動車道の四車線化及び能越自動車道の整備促進
- (2) 高速自動車道、富山空港等への交通アクセスの高速化、利便性の向上

第4 北陸新幹線開通に向けた交通体系の整備

新高岡駅（仮称）に近接している本市では、新たな交通体系に対応するためのまちづくりが必要です。道路面においても新幹線ルート沿線の道路網の整備に努めます。

1 北陸新幹線開通に伴う道路網の整備

- (1) 新高岡駅（仮称）へのアクセス道路の利便性向上
- (2) 新幹線ルート沿線及び周辺地域の道路網の整備

第1節 魅力的な住宅環境の充実

第3章

快適で住みよいまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

市外から流入し定住する居住人口が増加し、市街地が活性化するため、空き家や空き店舗が減少しています。

【現況と課題】

市民意識や暮らしの変化等により郊外への転出が多くなり、市街地には空き家や空き店舗が増加しています。

良好な宅地形成を促進し、人口流出を

抑え、街中居住への誘導策を実施することにより、市街地の活性化や集落機能の強化を図る必要があります。

【目指す方向】

人口増や市街地への定住化を図るため、気候や風土等にも配慮したにぎわいとゆとりの住宅環境の形成や、住み替えや空き家活用のための情報提供及び相談窓口となる「まちづくり支援団体」を育成し、市民や民間事業者及び行政が連携して豊かな住宅環境の維持、向上を進めます。



【施策】

第1 ニーズに応じた住宅環境の確保

耐久性、耐震性といった基本的な性能に加え、ユニバーサルデザインや省エネルギー性を兼ね備えた良質な住宅の形成に努めます。

- 1 民間住宅の活用等
 - (1) 住まいのセーフティネット機能の促進
- 2 賃貸住宅施策の推進
 - (1) 民間事業者と連携し、賃借人のニーズに対応した賃貸住宅の提供

第2 定住対策の推進

持ち家率の向上を目指すとともに、定住人口を増加させるため、住宅取得に対する財政的な支援の拡充を図ります。

- 1 ふるさと定住促進事業融資制度の充実
 - (1) 社会情勢の変化に対応した融資制度の推進
- 2 指定宅地取得支援等の充実
- 3 若者定住に向けた施策の推進

第3 土地区画整理の促進

定住人口の増加を進めるため、土地区画整理を促進します。

- 1 土地区画整理等の促進
 - (1) 市街化区域内での土地区画整理の促進
 - (2) 地区計画制度の運用



第2節 住みよい生活環境の推進

第3章

快適で住みよいまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

市内の公共施設や道路、公園等のバリアフリー化が進み、安心して利用できる環境や交通安全対策が整っていることから、市民だれもが快適に生活しています。

また、公園には幅広い年齢層の人々が集い楽しむ様子が見られ、地域コミュニティの核となっています。

【現況と課題】

市民意識調査において、「バリアフリーへの対策」についての要望が高い割合を占めていることから、子どもから高齢者等までだれもが安心して暮らしていけるよう、歩道の段差の解消や道路施設の老朽化による通行しにくい箇所の整備等バリアフリー化が求められており、さらには、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの考え方

を普及する必要があります。

また、本市の市民一人当たりの都市公園面積は県下一となっています。しかし、市管理の都市公園は増加している一方で、遊具や照明等の公園施設の老朽化が進んでいます。このため、利用ニーズに応じた施設のリフレッシュ整備を行う必要があります。

都市公園の状況

種類	箇所数	駐車場			トイレ	
		箇所数	うち身障者マーク及び区画幅3.5m	駐車台数(身障者用含む)	うち	うち
					ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン
街区公園	110	2	2	15	17	4
近隣公園	8	2	1	29	7	3
地区公園	3	3	2	153	5	2
運動公園	1	1	0	90	3	2
特殊公園	2	1	0	154	2	0
都市緑地	19	0	0	0	8	3
緑道等	1	0	0	0	0	0
合計	144	9	5	441	42	14

平成19年3月31日現在

(資料:都市計画課)



【目指す方向】

保健福祉サービスを提供する公的施設等へのアクセス道路、公園等のバリアフリー化を進め、子どもや高齢者、障害者が安全に生活できる整備を進めます。

【施策】

第1 生活環境のバリアフリーの推進

通行する人の安全に配慮し、歩道整備等良好な歩行者空間づくりに努めるとともに、住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう支援します。

- 1 みんなにやさしい外出環境の整備
 - (1) 歩道の幅員確保や段差解消等安全性の確保
 - (2) 交通安全対策の促進
 - (3) 地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進
- 2 高齢者が安心して暮らせる環境整備
 - (1) 安全な生活の確保
- 3 ユニバーサルデザインの普及推進
 - (1) バリアフリーからユニバーサルデザインへの進展
 - ア 生活関連施設、中心市街地、住宅、学校等のバリアフリーの推進
 - イ だれもが安心して生活できるユニバーサルデザインの普及啓発

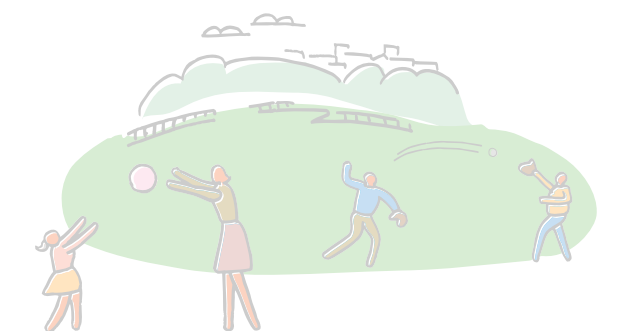
第2 緑豊かな環境と公園整備の推進

市街地、河川敷、丘陵地等それぞれの地域の特性を生かした公園、緑地を整備します。

- 1 公園・緑地の整備の推進
 - (1) 地域特性を取り込んだ特色ある公園・緑地の整備
 - ア 市街地における憩い空間と防災機能の整備
 - イ 水辺の自然環境を活用した整備
 - (2) 緑のネットワーク化の推進
 - ア 河川、道路等の連続性を生かした緑化の推進
 - イ 緑が分断された地域での緑化の検討



- 2 公園・緑地のリフレッシュ整備の推進
 - (1) だれもが安心して利用できる施設の整備
 - ア 利用ニーズに応じた施設の整備
 - イ 公園施設のバリアフリー化の推進
 - ウ 老朽化が著しい遊具、照明灯等の公園施設の整備
 - エ 定期的な公園のパトロールと安全点検の実施
- 3 墓地公園の整備及び市営墓地の利用促進
 - (1) 自然環境と調和した施設の整備
 - ア 丘陵地の自然特性を生かした施設整備
 - イ 自然の生態系に配慮した施設整備
- 4 協働による公園・緑地の維持・管理の推進
 - (1) 市民と行政との協働による維持・管理の推進
 - ア 住民の立場から愛着が生まれる公園の管理等
 - イ ボランティア活動に関する情報の提供
 - ウ 緑の果たす役割の啓発と緑化意識の高揚
- 5 花と緑を育てる活動の推進
 - (1) 地域住民及びボランティア団体と一体となった花と緑の空間の演出
 - (2) 児童の情操教育の一環として緑化意識の定着の促進



第3節 生活を支える上水道の充実



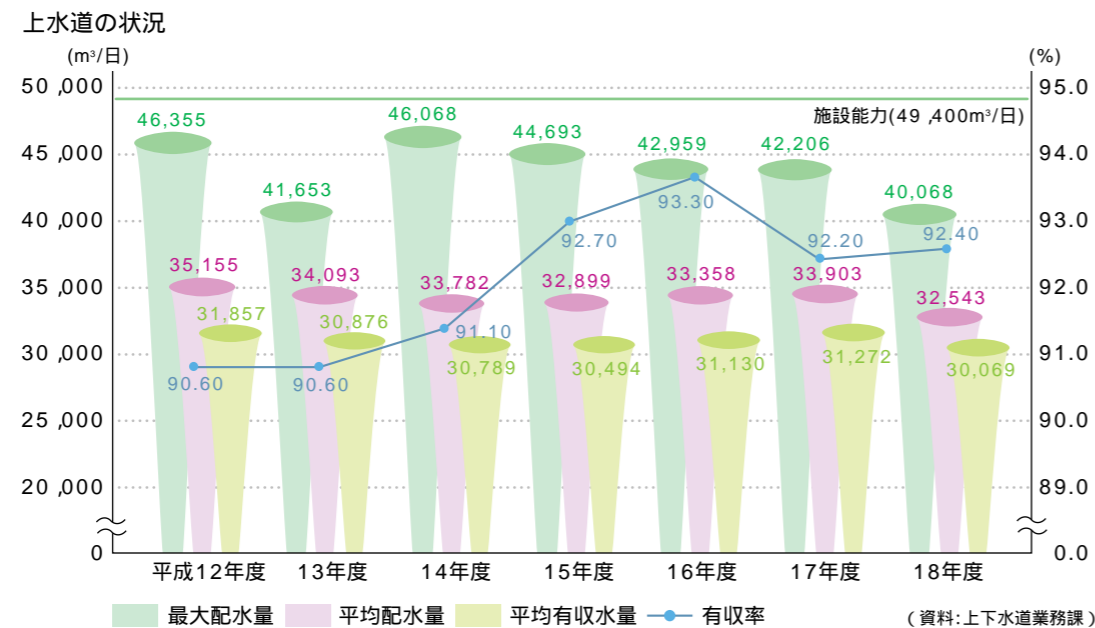
【将来の姿】

生活を支える重要なライフラインとして、災害に強く安定した高品質のおいしい水道水の供給が図られています。

【現況と課題】

水道施設や給水管等の整備がほぼ完了し、高い水道普及率を達成しています。上水道の普及は、公衆衛生の向上や生活環境の改善につながっていると同時に、産業経済活動を支える市民生活に欠くことのできないライフラインとなっています。

このような状況の中、財政の健全性を保ちながら、水質の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等、多様化・高度化するニーズへの適切な対応が必要となっています。



【目指す方向】

地域水道ビジョンを公表し、安全で安心な水道水をいつでも安定的に供給できるように、水道水源から給水栓までの水質管理を充実するとともに、事故災害対策も含めた施設整備を推進し、市民満足度の向上を目指します。

【施策】

第1 安全・安心な水の供給

水道水の安全性・快適性についての関心の高まりに応え、いつでもおいしく飲める水道水を供給します。

- 水道水質管理水準の向上
 - 水質検査計画の強化と公表
 - 水質監視機器の増強
- 貯水槽水道等の信頼性向上と直結給水の推進
 - 貯水槽水道管理者への指導、技術支援
 - 直結直圧式給水区域の拡大と直結増圧式給水の推進
- 給水管・給水用具の信頼性向上
 - 給水装置相談窓口の設置
 - 給水装置工事事業者への技術支援
- 鉛製給水管更新事業の推進
 - 鉛製給水管の計画的な更新

第2 安定給水と災害対策の充実

水道の普及が進み水道がほとんど唯一の水の確保手段となっている中で、水道事業が常時給水義務を果たすことはもちろんのこと、災害等非常時においても、可能な限りその影響を最小に抑えるため、水道施設水準の向上に努めます。

- 安定的な水源の確保と自己水源の活用
 - 水需要に応じた合理的な水源計画の推進
 - 効率的な幹線送配水管の整備
- 耐震化・統廃合を含めた施設更新計画の推進
 - 老朽施設の点検強化
 - 施設の耐震化と合理的な維持管理を志向した施設更新計画の推進
- 災害・危機管理対策の充実
 - 震災対策の充実
 - 応急給水・応急復旧対策

第3 事業運営基盤の強化

水道サービスについて、的確な市民ニーズの把握と認識の共有化により、開かれた事業運営を行い、市民満足度の向上を目指します。また、現在及び将来にわたって、安心して飲める水を適切な負担で安定的に供給するため、経営、技術の両面において運営基盤の強化を図ります。

- 分かりやすい事業運営の実施
 - 水道事業の情報公開の推進
 - 市民ニーズの的確な把握
- 利便性の高いサービスを実施
 - 上下水道料金支払方法の多様化の検討
 - 開閉栓等受付業務の電子申請の検討
- 健全な財政運営の確立
 - コスト削減と適正な負担の検討
 - 財務体質の強化
- 水道技術の継承と発展
 - 水道技術研修体制の充実
 - 指定工事事業者への技術移転と情報提供の推進



第4節 水環境を守る下水道の整備

第3章

快適で住みよいまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

下水道の整備が進み、さらに水洗化率が向上することにより、健康で快適な市民生活が送られています。また、雨水対策や水環境整備が進み、市民が安心して憩うことができる水環境が整っています。

【現況と課題】

本市の下水道整備の進捗状況は、公共下水道では約8割、農業集落排水では完了となっていますが、整備開始から相当の年月が経過していることから、管路の老朽化に起因する道路陥没や設備故障等のリスクが増大しています。また、実流入量に

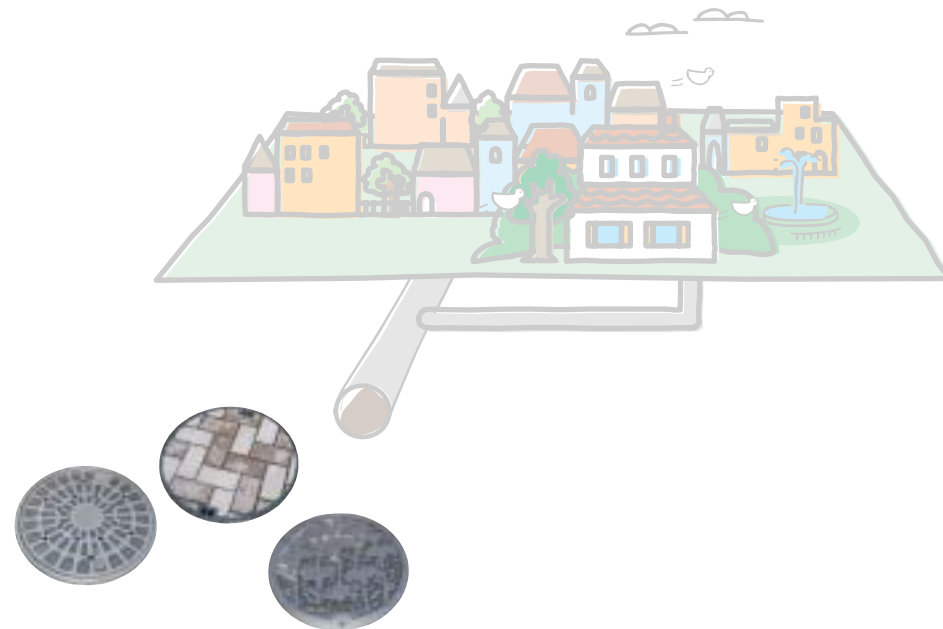
じた計画処理能力の見直しなどの課題が生じています。このため、老朽化した下水道管の更生や施設の改修を推進し、適正な維持管理に努めるとともに、市民の財産を浸水被害から守るため、雨水処理対策を進めていく必要があります。

下水道の普及状況

(単位:m、%)

	公共下水道			農業集落排水		
	管きょ延長 (汚水・雨水)	進捗率	水洗化率	管きょ延長	進捗率	水洗化率
平成14年度	432,911	64.5	71.4	105,036	98.3	97.8
平成15年度	454,306	67.7	77.2	106,745	99.9	93.3
平成16年度	493,265	73.5	77.8	106,845	100.0	91.4
平成17年度	525,473	78.3	77.7	106,845	100.0	92.5
平成18年度	532,983	79.4	79.5	106,845	100.0	93.0

(資料:上下水道業務課)



【目指す方向】

市民の安全で快適な生活空間を確保するため、市内全域の下水道整備を進めるとともに、下水道施設の保全、危機管理の向上、浸水対策の推進、水洗化率の向上を図り、公共用水域の水質向上や健全な水環境の保全に取り組みます。

【施策】

第1 汚水処理整備の推進

市全域の下水道整備を図り、生活環境改善のために未整備区域の早期普及や、整備済区域の早期接続を推進します。

- 1 汚水整備事業の早期完成
- 2 水洗化率の向上

第2 下水道施設の機能維持

増加する汚水量を流域下水道で処理するとともに、下水道処理施設及び管路を適正に保全し、機能の維持に努めます。

- 1 神通川左岸流域下水道による処理の推進
 - (1) 老朽処理施設からの切替え
 - (2) 農業集落排水処理施設能力の見直し
- 2 汚水中継ポンプ場の計画的な更新
- 3 老朽化した下水道管路機能の回復
 - (1) 管路の耐荷能力の向上
 - (2) 経済性を考慮した工法等の検討
 - (3) 不明水解消の促進

第3 雨水処理対策の充実

浸水被害の対策として、下水道、道路排水、農業用排水、河川等総合的な観点から効果的な都市整備を推進します。

- 1 雨水対策の推進
 - (1) 浸水状況に応じた効果的な排水方法の検討と評価
 - (2) 関係機関との連携の強化
- 2 雨水事業認可区域の見直し

第4 水環境創造の推進

上下水道施設を活用した水・緑空間を形成し、潤いと安らぎのある生活環境を提供します。

- 1 水と親しめる憩い空間の整備
 - (1) 処理場等の施設の緑化、水辺空間の整備
 - (2) 雨水排水路の修景整備



第1節 暮らし安全なまちづくりの推進



第4章

安心して暮らせるまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

市民一人ひとりが、高い防犯意識を持ち、自主防犯パトロール等の活動により、犯罪の起きにくいまちとなっています。また、一人ひとりが高い消費生活知識を身に付けており、消費者トラブルに巻き込まれることのない社会となっています。

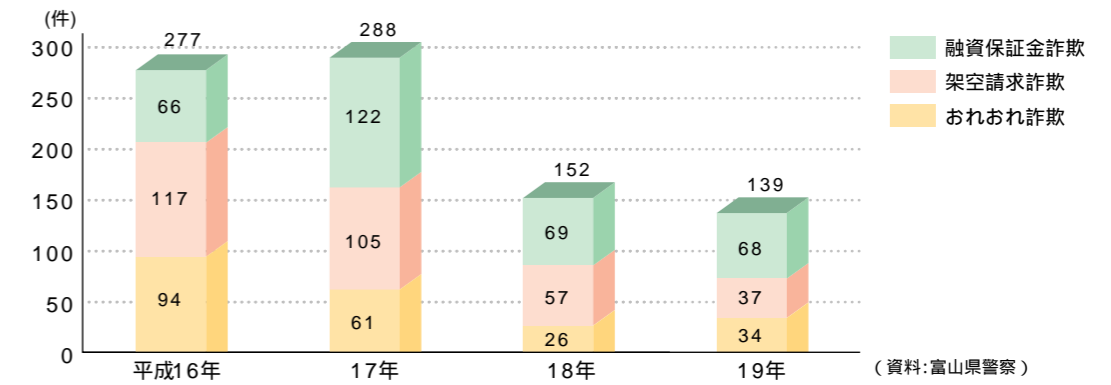
【現況と課題】

近年、全国的に、公園、駐車場等、住民にとって身近な場所での犯罪が増加しており、子どもが被害者となる事件も増加するなど、治安の悪化に対する不安が広がっています。さらには、消費者を取り巻く環境においても、商品やサービスの複雑・多様化と相まって消費者の知識・認識不足等に

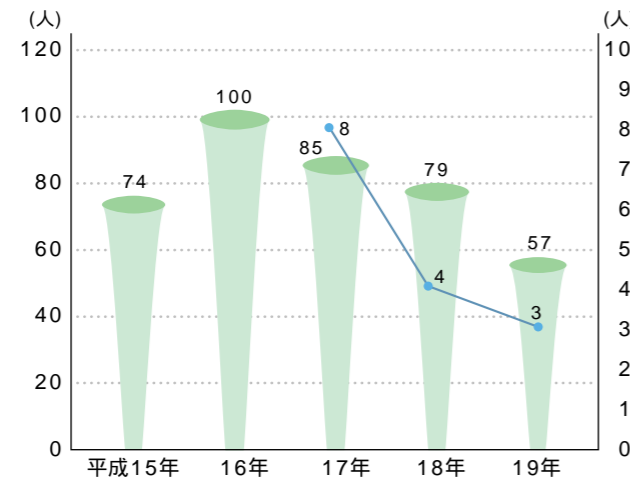
よる消費者トラブルが増加しています。

このような状況の中、植栽による死角の解消や道路等への照明灯の設置等を進め、安心して生活できるまちづくりが求められています。また、消費者の意識改革及び消費生活相談の充実を図り、消費者トラブル防止への対策が必要とされています。

富山県内の振り込め詐欺発生状況(認知件数)



不審な声かけ事案の推移



事案の件数は、警察への届出等により把握した数値
この数値には、子どもに道を尋ね、怖くなって逃げた場合等の情報も含まれる。

(資料:富山県警察)



自主防犯団体数(平成20年2月1日現在)

自主防犯団体	39
うち青色回転灯装備自動車によるパトロール団体	12

(資料:生活安全課)



【目指す方向】

関係機関・団体と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、青色回転灯装備車によるパトロール活動等や自主防犯団体による防犯活動の促進、防犯灯の計画的な整備や適正な維持管理を進め、犯罪のないまちづくりを目指します。また、市民一人ひとりが自立した消費者になれるよう啓発活動を行い、トラブルに巻き込まれた消費者に対する消費生活相談の充実を目指します。

【施策】

第1 自主防犯活動への支援

犯罪を未然に防ぐため、自主防犯活動への支援や安全なまちづくり推進センター事業の充実・強化に努めます。

1 自主防犯団体への活動支援

- (1) 民間パトロール隊等、自主防犯活動に対する支援
- (2) 犯罪情報等の発信活動や不審者情報等の共有化の推進

2 安全なまちづくり推進センター事業の充実・強化

- (1) 安全なまちづくり地区推進センターの設置及び支援

(2) 防犯体制の充実

- ア 警察や防犯協会等関係機関との連携強化
 - イ 講演会、研修会の開催等安全なまちづくりに関する普及啓発
 - ウ 防犯に関する情報の収集・提供
- ##### 3 青色回転灯装備車による防犯活動に対する支援
- (1) 青色回転灯パトロール活動の普及
 - (2) 青色回転灯パトロール活動に対する支援

第2 犯罪のない安心な暮らしの確保

防犯意識の啓発と防犯運動の展開により、犯罪の起こりにくい環境を整備し、市民が安全で快適に暮らすことができ、子どもたちが安心して学べる生活環境の実現に努めます。

- 1 広報啓発活動の推進
 - (1) 地域や学校における防犯教室等の開催
 - (2) 犯罪発生状況等の情報発信
 - (3) 啓発資料等の配布
- 2 安全なまちづくりの推進
 - (1) 防犯運動等の展開
 - ア 「犯罪抑止の日」(毎月20日)等における防犯イベントの開催
 - イ 定期的な合同巡回パトロールの実施
 - (2) 犯罪の防止に配慮した環境整備の推進
 - ア 防犯灯の計画的な設置
 - イ 公園の植栽等のせん定や障害物の除去
 - (3) 安全で快適なまちづくり条例の推進
 - ア 条例の普及・啓発
 - イ 条例に基づく施策の実施
 - 3 安心して安全な教育環境の整備
 - (1) 安全体制の整備
 - ア 学校安全パトロール体制の充実
 - イ 学校、家庭、地域、関係機関との連携
 - (2) 安全教育の推進
 - ア 地域安全マップの整備・活用
 - イ 防犯教室等での安全教育の推進

第3 消費者保護の充実

複雑・多様化している消費生活関連トラブルを未然に防ぐとともに、消費生活相談体制の充実・強化を図ります。

- 1 消費者の意識啓発の推進
 - (1) 消費者教室の開催等
 - ア 若者から高齢者まで幅広い世代を対象とした消費者教室の開催
 - イ 啓発資料の配布等、消費生活関連情報の提供
 - (2) 消費生活モニター活動の充実
 - ア 消費生活モニターによる実態把握
 - イ 量目試売調査の実施
 - ウ 各種研修会への参加の促進
- 2 消費生活相談体制等の充実
 - (1) 県消費生活センター等関係機関が一体となった消費者保護対策の推進
 - (2) 消費生活相談窓口の充実



第2節 災害に強いまちづくりの推進

【将来の姿】

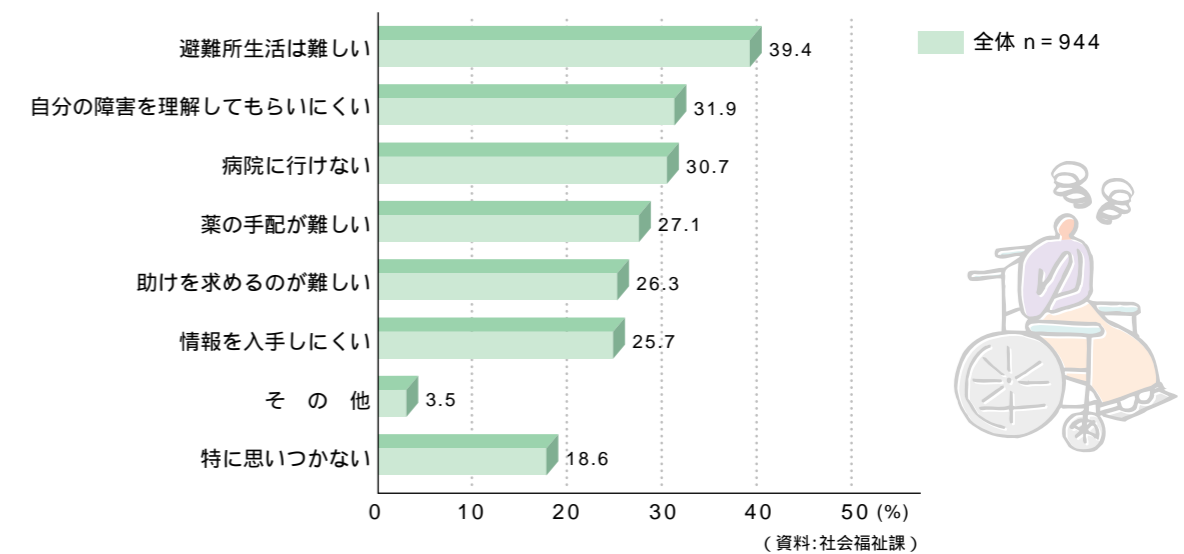
市民と行政が協働し、災害予防対策に積極的に取り組んでおり、市民の生命、身体及び財産の保護が図られ、子どもからお年寄りまで多様な世代が安心して住み続けられる災害に強いまちとなっています。

【現況と課題】

近年、本市では、新湊地区の内川沿いにおける高潮や大門地区の和田川沿いの増水に伴う浸水が発生したり、市街地の周辺部における宅地化の影響で流出する雨水量が増加し、一部地域で浸水被害が発生しています。また、近隣の地域で大規模な地震が頻発している上、本市内には、国が公表している「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」に該当する地域があるなど、災害に対する不安が高まっています。

このような状況の中、各関係機関と連携し、ハード、ソフト両面からの各種防災対策を推進するとともに、災害発生時における要援護者（高齢者、障害者等）への支援体制の確立を含めた、災害による人的被害・経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があります。また、災害に強いまちづくりを実現するためには、地域ぐるみの防災体制を確立することが不可欠であり、自主防災組織の設立育成に努める必要があります。

障害者の災害時の心配ごと(障害者計画策定のためのアンケート調査から抜粋)





【目指す方向】

密集市街地への防災対策や河川整備、浸水対策等を進め、災害予防に重点を置きつつ被災者のこころのケアにも配慮した、迅速かつ円滑な災害応急対策及び適切かつ速やかな災害復旧対策の充実・強化を目指します。また、市民、事業者及び行政が、責任と役割を明確にして連携を図るとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の設立育成、災害時要援護者支援体制の整備に努め、災害に強いまちづくりの確立を目指します。

【施策】

第1 防災体制の強化

射水市地域防災計画に基づく防災活動体制を整備するとともに、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化等により、地域防災力の向上を図ります。

- 1 防災活動体制の整備の推進
 - (1) 市防災会議及び市災害対策本部体制の確立
 - (2) 県及び防災関係機関との連携強化
 - (3) 事業所・企業との協力体制の充実
- 2 防災意識の高揚
 - (1) 総合的かつ実践的な防災訓練の実施
 - (2) 各種の防災広報による市民の防災意識の高揚
- 3 自主防災組織の育成
 - (1) 自治会・町内会や商店街、事業所等を単位とした自主防災組織結成の促進と支援
- 4 災害時要援護者対策の推進
 - (1) 災害時要援護者に対する情報伝達及び救助体制の確立
 - (2) 各種団体との連携強化
- 5 広域防災体制の充実
 - (1) 相互応援協定に基づく支援体制の維持強化

第2 防災基盤の整備

災害に強いまちづくりを実現するため、防災拠点施設、公共施設、密集市街地等の整備を図るとともに、ライフライン施設等の安全性を強化します。

- 1 災害予防対策の推進
 - (1) 防災情報の早期収集
 - (2) 災害時における的確な情報収集及び伝達
 - (3) 防災種別ごとの予防対策の充実
- 2 防災行政無線の整備
 - (1) デジタル方式の導入による統合整備
- 3 防災都市づくりの推進
 - (1) 公共施設の耐震性の向上
 - (2) 災害時におけるライフラインの確保
- 4 都市の防災性の向上
 - (1) 生活道路や公園等の公共施設の整備
 - ア 緊急時の車両通行や災害時の避難地確保及び延焼の抑制
 - イ 生活利便性の向上
 - (2) 共同建替えや土地の集約換地による建替えの促進
 - ア 建築物の耐震化や不燃化の促進
 - イ 住環境の改善や良質な住宅の供給



第3 河川整備と浸水対策の推進

洪水や高潮の災害から地域住民を守るため、築堤工事や排水対策を推進します。また、豪雨による災害を防止するため、浸水対策を継続的に推進します。

- 1 内川における高潮対策の推進
 - (1) 富山地方気象台、富山県との連絡を密にした早い時期での予測体制の強化
 - (2) 地域自治会等との連絡体制の強化及び水門操作の自動化の推進
- 2 水防活動訓練の徹底
 - (1) 水防工法の技術継承の推進
 - (2) 水防演習への積極的な参加の促進

3 排水施設整備の促進

- (1) 既設水門及びポンプの点検整備及び強化
- (2) 新たな排水ポンプ車の導入及び排水施設の設置
- 4 一級河川庄川の築堤事業の促進
 - (1) 関係機関への働きかけの強化
 - (2) 築堤工事の支障となる物件の改善
- 5 雨水処理対策の充実
 - (1) 雨水対策の推進
 - ア 浸水状況に応じた効果的な排水方法の検討と評価
 - イ 関係機関との連携の強化
 - (2) 雨水事業認可区域の見直し



第3節 暮らしを守る体制の充実

第4章

安心して暮らせるまちづくり

〔第4部 快適で安心して暮らせるまち〕

【将来の姿】

消防防災体制の強化及び国民保護体制の整備が進み、災害等に強いまちに市民が安心して暮らしています。

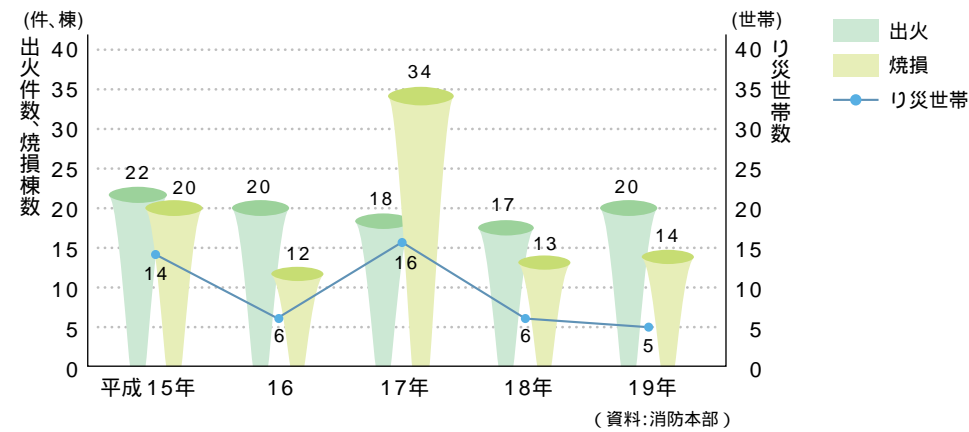
【現況と課題】

今日の消防需要は、生活様式の変化や超高齢社会の到来に伴い、複雑・多様化しており、住宅防火対策等の充実や高度な救急業務が求められています。

また、諸外国との国際関係において、万一、武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合に備え、市民への影響が最小となるよう、万全な対策が求められています。

このような状況の中、通常の火災や救急・救助への対応に加え、複雑・多様化する消防需要に対する消防力の確保や、地震等の自然災害への対応、危険物を取り扱う事業所への指導強化が必要とされています。さらには、国民保護計画に沿ったテロ対策、武力攻撃災害等に十分対応できる適切な警防、予防、救急、救助体制等の整備を図る必要があります。

市内の火災発生状況



救急出動の推移

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
出場件数	2,161	2,193	2,366	2,466	2,522
火災	9	9	5	12	16
自然災害	0	0	0	0	0
水難	2	7	5	5	6
交通	328	324	325	325	329
労働災害	40	40	37	34	21
運動競技	16	20	17	27	17
一般負傷	241	281	307	322	337
加害	13	13	5	10	11
自損行為	32	27	43	51	35
急病	1,138	1,099	1,257	1,373	1,455
院内搬送	316	343	346	276	276
医師搬送	1	0	0	0	1
資器材等輸送	0	1	0	0	0
その他	25	29	19	31	18
搬送人員	2,161	2,139	2,293	2,397	2,406
不搬送件数	123	143	146	163	167

(資料:消防本部)

【目指す方向】

各種災害に対応できる専門知識を備えた消防職員を育成するとともに、消防水利や人員の確保等による消防力の向上、救急救命士、救急隊員の養成及び医療機関との連携強化による高度な救急・救助体制の充実・強化を進めます。また、市国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等における住民の生命、身体及び財産を保護できる体制の整った安心なまちづくりを目指します。

【施策】

第1 救急・救助体制の充実

救急救命士の常時2名乗車を目指し、救急救命士及び救急隊員の養成、知識・技能の向上を推進します。

1 救急隊員の資質の向上

- (1) 救急救命士及び救急隊員の養成
 - ア 市内同一の救急サービスの提供
 - イ 救急救命士の再教育を含めた病院実習の充実
 - ウ 高度化する救急需要に伴う救急資器材の整備

2 応急手当の普及啓発の推進

- (1) 救急救命講習会の推進
- (2) 応急手当指導員の養成
- (3) 119番覚知時の応急手当の適切な指示

3 医療機関等との連携

- (1) 医療機関との連携体制の強化
- (2) 大規模災害時における消防防災ヘリコプターとの連携体制の整備
- (3) 集団救急時の広域応援体制の確立
- (4) 在宅療養者の救急要請に対応するための関係機関との連携の強化

第2 消防力の強化の推進

消防力の強化・充実を図るため、職員の知識・技術の向上、消防設備の整備を進めるとともに、法改正に伴う消防の広域化に取り組みます。

- 1 消防業務の高度化に伴う体制づくり
 - (1) 研修、訓練等による資質・職務能力の向上
 - (2) 消防広域化の検討や広域応援体制の充実・強化
 - (3) 有事における国民保護計画に関する措置の推進
- 2 消防施設の整備
 - (1) 消防・救急デジタル無線施設の整備
 - (2) 消防ポンプ自動車、高規格救急車等の計画的な更新
 - (3) 防火水槽、消火栓等の消防水利の強化
 - (4) 港湾防災施設の充実
 - ア 富山新港の港湾災害に対する伏木海上保安部等、関係機関との連携強化
 - イ 港湾都市としての港湾防災体制の推進
 - ウ NBC災害 対応資機材の整備強化
- 3 消防団の活性化
 - (1) 処遇の改善と青年層・女性層の加入促進
 - (2) 団員の活動環境の整備
 - (3) 分団屯所の整備
 - (4) 地域の自主防災組織との連携
 - (5) 情報連絡体制の迅速化
 - (6) 機能別分団・団員の検討
 - (7) 消防団協力事業所表示登録の推進



第3 火災予防の普及啓発

全国的な住宅火災による死者の増加傾向への対策として、設置が義務化された住宅用火災警報器や防災製品等の普及促進を図ります。

- 1 防火対策の推進
 - (1) 火災予防運動等、各種行事を通じたの普及啓発
 - (2) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅防火診断の実施
 - イ 住宅用防災機器等の普及促進
 - (3) 高齢者、身体障害者等の災害弱者への安全指導
 - (4) 事業所等の防火安全対策の推進
 - (5) 自主防災組織の育成・強化



Q. NBC災害とは？

A. 核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)が使用される災害

第4 国民保護体制の充実

市国民保護計画に基づき、関係機関等と連携し、警報の伝達、避難救援の実施及び安否情報の収集提供等を円滑に行うことができるよう、その体制整備に努めます。

- 1 組織・体制の整備
 - (1) 市における組織・体制の整備
 - (2) 関係機関との連携体制の整備
 - (3) 通信の確保並びに情報収集及び提供体制の整備
 - (4) 研修及び訓練の実施
- 2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
 - (1) 避難及び救援に関する基本的事項の整理・確認
 - (2) 避難実施要領のパターンの作成
 - (3) 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
 - (4) 避難施設の指定への協力
 - (5) 生活関連等施設の把握等
- 3 物資及び資材の備蓄、整備
 - (1) 市における備蓄
 - (2) 市が管理する施設及び設備の整備・点検等
- 4 国民保護に関する啓発
 - (1) 国民保護措置に関する啓発
 - (2) 個人備蓄の啓発
 - (3) 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発



第4節 雪に強いまちづくりの推進



【将来の姿】

市民が主体となった地域ぐるみ除排雪体制が拡大しており、機械除排雪体制、消雪施設が充実した雪に強いまちになります。

【現況と課題】

本市では、宅地開発事業の進展や市道の延伸等により、道路除雪延長が年々増加している一方、委託業者の廃業等により除雪機械やオペレーターの確保が難しくなっています。消雪施設についても、老朽化が進み、維持管理費が増加している上、新設要望が多くあります。また、高齢化、核家族

化、地域連帯感の希薄化などにより、地域でできる雪対策への対応が低下しています。

このような状況の中、雪に強いまちづくりを推進するため、除雪機械の確保や消雪施設の整備等を推進するほか、市民自らによる地域ぐるみ除排雪活動が効率的に実施されるよう支援する必要があります。

機械除雪延長と消雪路線延長(市道)

	平成17年度	平成18年度
機械除雪延長(km)	477.2	506.6
消雪路線延長(km)	142.2	148.7
除雪延長合計(km)	619.4	655.3
除雪率(%)	74.93	80.47

除雪機械稼働台数と協力業者数

	平成17年度	平成18年度
稼働除雪機械数(台)	240	275
協力業者数(社)	132	117

稼働除雪機械数は、大型ダンプ、タイヤショベル、ロータリー車、モーターグレーダー、ハンドガイド(歩道用)の台数を合計したもの

(資料:道路・河川管理課)



【目指す方向】

市民と行政の協働による地域ぐるみ除排雪体制の確立に努め、関係機関と連携を取りながら、効率的な除雪作業を行うとともに、消雪施設の整備を推進するなど、無雪害のまちづくりを目指します。

【施策】

第1 機械除排雪の充実

円滑な道路交通を確保するため、除排雪機械の整備・充足を図り、効率的な除雪作業を推進します。

- 1 機械除排雪の強化
 - (1) リース等による除雪機械の増強とオペレーターの確保
 - (2) 歩道除雪の強化
 - (3) 主要交差点の除排雪の徹底
 - (4) 凍結防止剤散布等による路面凍結対策の強化
- 2 雪捨場の確保
 - (1) 雪捨場及び堆雪場の確保

第2 道路消雪施設の充実

既設消雪施設について、整備点検を一層推進し、老朽化施設のリフレッシュ事業を計画的に行うとともに、より効率的な運転を目指し、集中管理システムの導入を図ります。また、消雪施設の新設について、表流水等の水源を利用した全体計画の策定を行い、整備に努めます。

- 1 既設消雪施設のリフレッシュ事業の充実
 - (1) 設置後相当年数の経過している施設の更新
 - ア 経年劣化の著しい消雪パイプの改築
 - イ 揚水能力不足の井戸の管理及びポンプの更新
 - (2) 集中管理システムの構築
 - ア 降雪感知器の誤作動防止及び地下水枯渇対策の推進
- 2 道路消雪全体計画の策定
 - (1) 表流水の水源の確保
 - (2) 消雪施設設置路線の検討
- 3 道路消雪施設の整備
 - (1) 施設の設計及び工事着手

第3 地域ぐるみ除排雪活動の強化

市民の理解と協力を得ながら、市民が主体となった除排雪活動を行える体制を整備し、除排雪活動の強化を図ります。

- 1 地域ぐるみ除排雪機械の更新・増強
 - (1) 老朽化した除排雪機械の更新・増強
- 2 オペレーターの確保
 - (1) 除雪機械の運転講習会の積極的な実施



第5節 交通安全対策の推進



【将来の姿】

交通安全意識・思想が市民一人ひとりに浸透し、信号機や横断歩道、道路照明灯等が適切に整備された交通事故のない安全なまちになります。

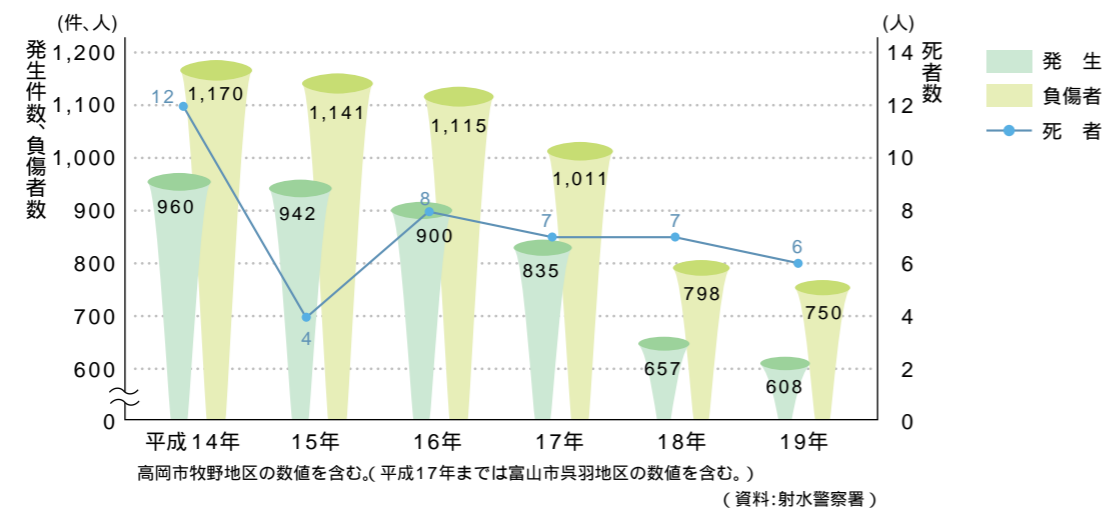
【現況と課題】

全国的な傾向として、高齢ドライバーや若年ドライバーによる交通事故や交通死亡事故が増加しており、特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっています。また、シートベルトの未着用が死亡事故につながるケースも増加しています。悲惨な交通事故を無くし、安全な生活環境を守ることから、市内の各所で信号機

や横断歩道、各種規制に係る道路標識・表示、道路照明灯の設置が要望されています。

このような状況の中、交通事故の撲滅に向けた市民への交通安全意識・思想の普及や道路環境、適切な交通安全施設の整備による交通事故防止策を進める必要があります。

市内の交通事故発生状況



富山県の交通事故死者数等の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
死者数(人)	78	75	74	79	73	63
高齢者(人)	37	47	33	36	44	34
若者(人)	—	3	5	19	6	6
高齢死者率(%)	47.4	62.7	44.6	45.6	60.3	54.0
若者死者率(%)	—	4.0	6.8	24.1	8.2	9.5

高齢者は65歳以上、若者は16～24歳を指す。

(資料:富山県警察)

【目指す方向】

関係機関・団体と連携し、高齢者の交通事故防止対策と若年ドライバーを対象とした安全教育の推進、チャイルドシートの正しい利用を含めたシートベルト着用の徹底を図るなど、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を目指します。また、適切な交通安全施設の整備を推進し、歩行者及び通行車両にとって安全な道路交通の確保を目指します。

【施策】

第1 交通安全思想の普及

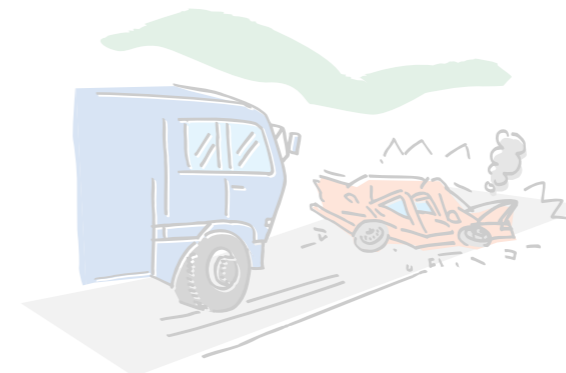
市民一人ひとりが、生涯にわたって交通安全の意識を持ち、実践するように交通安全意識の啓発に努めます。

- 交通安全教室開催の充実
 - 市民の各年齢層や対象に応じた交通安全教育の推進
 - 参加・体験・実践型交通安全教室の実施
- 市民総ぐるみの交通安全運動の展開
 - 年間を通じて「みんなですすめる交通安全県民運動」の推進
 - 各季の交通安全運動、交通安全県民の日等の運動の推進
 - 交通安全市民大会の開催
- 総合的な交通事故防止対策の推進
 - 警察や交通安全協会等関係機関・団体との連携強化
 - 交通安全思想の普及啓発活動の推進
 - 高齢者運転免許自主返納の推進
 - 反射材等交通安全啓発物品の普及

第2 交通安全施設の整備

交通事故を防止し、安全で快適な道路交通環境を確保するため、交通安全施設の整備を推進します。

- 交通安全施設の整備
 - 信号機、横断歩道、一時停止等の交通規制標識の設置
 - 交通安全施設の整備等の推進
 - 道路反射鏡(カーブミラー)や区画線の新設及び修繕の実施
 - ガードレール等防護柵の整備
- 交通弱者に配慮した道路交通環境の整備
 - 子ども、高齢者、障害者等交通弱者の視点に立った道路環境の整備
 - 音響信号機や点字ブロックの設置
- 交通事故多発地点等への重点的整備等の推進
 - 交通事故多発地点の重点的整備
 - 各種交通規制の見直し
 - 道路照明設置等の交通安全対策の推進
- 災害に強い交通安全施設等の整備の推進
 - 災害の状況、交通規制等を伝達する交通情報板等の設置





第5部
みんなで創る ひらかれたまち



第1節 参画と協働によるまちづくりの促進

第1章

市民が主役のまちづくり

〔第5部 みんなで創るひらかれたまち〕

【将来の姿】

地域自治組織や市民活動団体等との連携や協働が図られ、市民による自主的・主体的で魅力あるまちづくりが行われています。また、市民、行政の役割が明確となっており、簡素で効率的な社会が形成されています。

【現況と課題】

これまでは、「公共＝行政」であり、公共のサービスは行政が担うべきものと考えられていましたが、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化していく中で、公共的サービスを行政だけが担っていくことは、質的にも量的にも厳しい状況となっています。

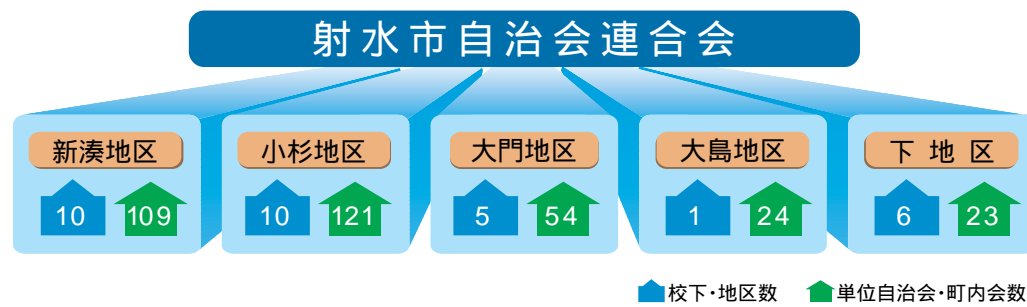
一方、まちづくりに対する市民の意識・関心は高まりを見せており、特に福祉や環境、防犯といった分野においては、地域住

民やNPO・ボランティア団体等による公共的な地域貢献活動が活発化しています。

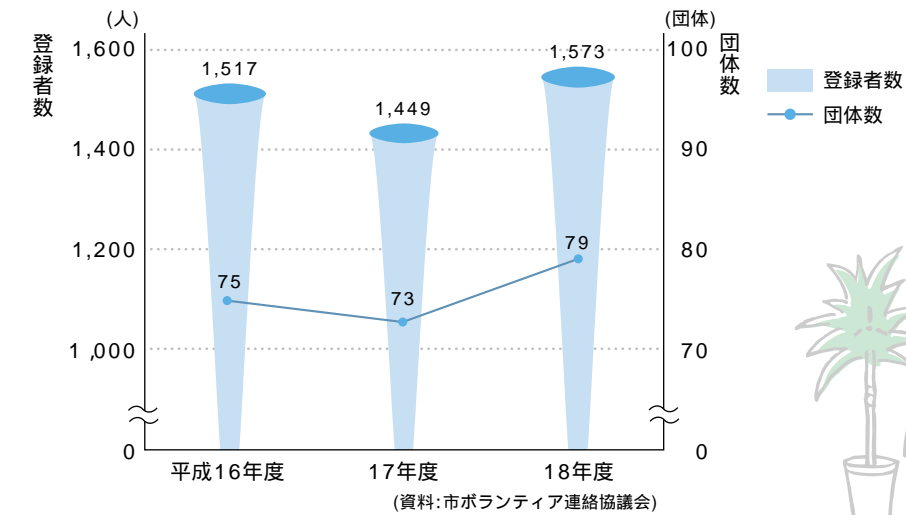
このような状況の中、地域自治組織や市民活動団体を支援するとともに、「市民と行政が互いの責任を認識してまちづくりに取り組む」という協働意識の醸成を図り、対話を通じて市民と行政の役割分担を進めるなど、市民の参画と協働によるまちづくりを促進する必要があります。

市自治会連合会の組織体制(平成19年4月現在)

(資料:市民協働課)



ボランティア連絡協議会登録者数及び登録団体数の推移

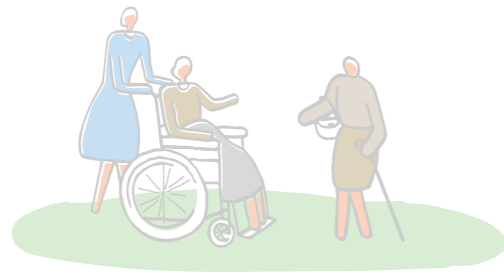


市内で主に活動しているNPO法人一覧(平成19年12月17日現在)

団体名	所在地	定款に記載された主な目的	認証年月日
1 ひまわり会	小杉地区	高齢者福祉の向上	H11. 7.29
2 日本文化交流センター	小杉地区	日本の伝統文化の振興	H14. 5.20
3 健康deねっと	新湊地区	市民の健康増進、青少年の健全育成	H14. 6.25
4 ユビキタス新湊	新湊地区	社会教育(囲碁・将棋)の推進	H15. 2.13
5 子どもの権利支援センターぱれっと	小杉地区	青少年の健全育成	H15. 6. 4
6 いちいのさんぽデイサービス	新湊地区	福祉の増進(在宅介護サービス)	H15. 6.26
7 環・日本海	小杉地区	日本海学の推進	H15. 8.22
8 射水おやじの会	小杉地区	子どもの健全育成、地域の活性化	H15.11. 7
9 新湊くらし応援団	新湊地区	地域福祉の増進、まちづくり推進	H16. 1.13
10 元気やネット	小杉地区	健康の増進(子育て中の母親)	H16. 5.27
11 ふらっと	小杉地区	在宅福祉サービス(障害者・高齢者)	H17. 4.26
12 水辺のまち新湊	新湊地区	まちづくり推進、福祉の増進	H17. 9.16
13 富山の名水を守る会	小杉地区	学術の振興、環境保全の推進	H17.12. 7
14 ケアサークルひばり	新湊地区	福祉の増進(在宅支援サービス)	H17.12.28
15 新湊カモンスポーツクラブ	新湊地区	スポーツの振興、まちづくり推進	H18. 3.13
16 ワークホーム悠々	小杉地区	障害者の自立支援事業(生活訓練等)	H18. 9.27
17 おおしまスポーツクラブ	大島地区	スポーツの振興、まちづくり推進	H19. 3.26
18 しもむらスポーツクラブまいけ	下地区	スポーツの振興、まちづくり推進	H19. 3.26
19 こすぎ総合スポーツクラブきらり	小杉地区	スポーツの振興、まちづくり推進	H19. 3.27
20 だいもんスポーツクラブ	大門地区	スポーツの振興、まちづくり推進	H19. 8.23

(資料:県男女参画・ボランティア課)





【目指す方向】

地域自治組織やNPO・ボランティア団体等、新しい公共の担い手として期待される市民団体による自主的・主体的なまちづくりを促進し、対話を通じて市民と行政が互いの役割分担を確立するとともに、協働意識の啓発等によってまちづくりを担う人材育成を図り、市民が主体となった協働のまちを目指します。

【施策】

第1 市民と協働のまちづくりの促進

市民による自主的・主体的なまちづくりを促進するため、地域自治の振興、NPO・ボランティア活動団体等の育成及び活性化を進めます。また、市民と行政との役割分担を明確にした上で、協働のまちづくりを促進します。

- 1 だれもが参画しやすく活動しやすい環境づくり
 - (1) 協働のまちづくり基本指針に基づく参画・協働の促進
 - ア 各種審議会・委員会等における委員の市民公募制度の確立
 - イ 市民アンケート、パブリック・コメント¹等の基本的考え方・制度の確立
- 2 参画・協働のまちづくりの基盤づくり
 - (1) 職員の意識変革及び全庁的な組織体制の構築
 - (2) 市民やNPO等の参画・協働意識の醸成及び啓発活動の推進
 - (3) 情報の公開・発信・共有の推進
 - (4) 事務事業の業務内容の整理及び公開の推進
 - (5) 市民と行政との役割分担・責任の確立

3 参画・協働のまちづくりの実施

- (1) 地域自治振興、地域づくり活動の促進
 - ア 市民主体の地域づくり計画策定の促進
 - イ 地域づくり活動の人材育成、拠点整備等の支援
- (2) 市民やNPO等の市民活動団体による自主的・主体的な協働のまちづくりの促進
 - ア 市民と行政が共に学び高め合うことによる地域全体のレベルアップ
 - イ 責任を持って確実に事業を実施できる市民活動団体及びリーダー(人材)の育成
 - ウ 公共的・公益的な活動の支援
 - エ 市民活動団体間の相互連携の推進
 - オ 市民の創意を生かした協働のまちづくり市民提案制度の導入
 - カ 射水市版市場化テスト²の導入
- (3) 地域福祉コミュニティの充実
 - ア 地域福祉活動団体への支援
 - イ 福祉ボランティア活動の促進

4 参画・協働のまちづくりの事業評価及び見直し

- (1) 参画・協働のまちづくりのプロセス(過程)の公開
- (2) 市民満足度に重点を置いた事業評価
- (3) 事業評価に基づく参画・協働のまちづくりの見直し及び改善

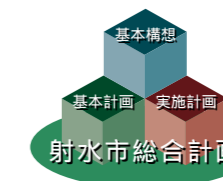


Q.パブリック・コメント¹とは？

A. 行政機関が政策の立案等を行う際、その案を公表し、それに対して広く住民・事業者等から意見や情報を提供してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの

Q.市場化テスト²とは？

A. 平成18年7月施行の「公共サービス改革法(市場化テスト法)」を受け、ソフト事業を含めた公共サービス全般の民間開放を可能にするもの。民間開放対象業務は官民競争入札により担い手を決める。



Q.事業評価とは？

A. 事業活動の結果、どれだけのサービスが提供でき、どの程度当初の目的を達成しているかなどを評価すること。

第2節 参画を促進する体制づくりの推進

第1章

市民が主役のまちづくり

〔第5部 みんなで創るひらかれたまち〕

【将来の姿】

いつでも、どこからでも、だれもが市政に対する意見や要望を伝えたり、行政情報を受け取ったりすることができ、行政運営に市民の意見が反映されています。

【現況と課題】

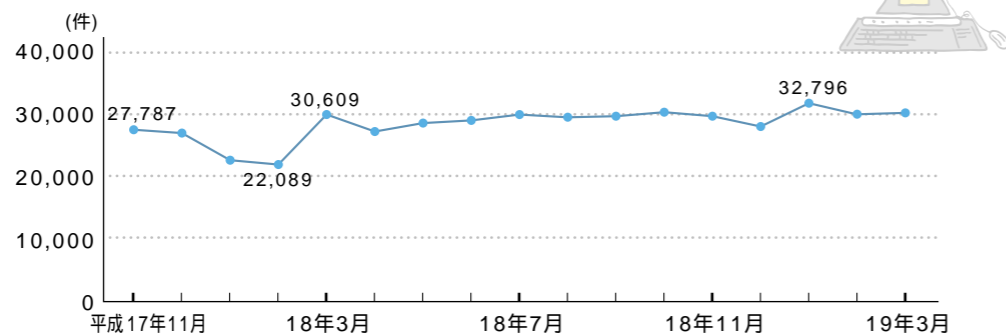
参画と協働によるまちづくりを進めるためには、行政情報の伝達や対話を通じて、市民と行政が情報を共有し、相互の理解を深めていくことが大切です。

本市では、市長が市民と直接対話するタウンミーティングの開催等、市民の意見や要望を把握して施策に反映させることを目的とした広聴活動を展開しています。また、広報の発行、市ホームページへの掲載、ケーブルテレビによる行政番組の放映、市職

員による出前講座の実施等、様々な媒体・手段を講じて市政に関する情報提供を行っています。

これらは、参画と協働によるまちづくりのための啓発活動の一環であり、市民がこれまで以上に市政に関心を持ち、自ら積極的に情報を取得しながら行政情報を共有してひらかれた協働のまちづくりを推進するためには、時代に即応した新たな啓発活動の実施と展開を図る必要があります。

市ホームページへのアクセス件数(訪問数)



(資料:情報政策課)

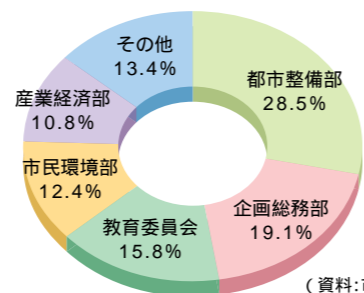
平成18年タウンミーティングの開催状況

タウンミーティング開催実績

地区	開催回数	参加者数
新湊地区	10回	990人
小杉地区	10回	655人
大門地区	5回	320人
大島地区	1回	80人
下地区	1回	70人
計	27回	2,115人

1回当たり平均参加者数78.3人

部局別質疑状況



(資料:市民協働課)



【目指す方向】

市民と行政の関係が、一層円滑で深い信頼感で結ばれたものにするため、分かりやすくひらかれた広報・広聴活動を展開するとともに、各種計画の策定段階からの市民参画等、政策決定に関与する機会の拡充を図ります。

【施策】

第1 参画を促す体制づくりの推進

参画と協働によるまちづくりを円滑に進めるための体制づくりを推進します。

- 1 計画策定段階からの市民参画の推進
 - (1) 各種審議会・委員会等における委員の市民公募制度の推進
 - (2) パブリック・コメントの推進
- 2 広聴活動の充実
 - (1) タウンミーティング、まちづくり座談会の開催
 - ア だれでも参加・実施できる体制づくりと周知の徹底
 - イ 市民の声を施策に反映するための体制整備
 - (2) 市長への手紙、市へのメール制度の活用
 - ア 制度を活用しやすい環境づくりの推進
 - イ 責任を持って質問・提言に応えるための体制の充実
 - (3) 市政について気軽に意見交換できる場の提供

3 広報活動の推進

- (1) 各種媒体による広報活動の充実
 - ア 的確かつ適切な行政情報の提供の推進
 - イ 分かりやすく魅力的な広報の推進
 - ウ ケーブルテレビにおける市民レポーターの活用
- (2) 出前講座の開催
 - ア 時代に即応した講座内容の開設と充実
 - イ 市民が活用しやすい体制づくりと周知の徹底



第1節 射水らしさの創出



【将来の姿】

市内外を問わず、射水らしさをイメージできるまちづくりが進められています。また、施設案内看板や道路標識等のデザインや規格が統一化され、市民、観光客、外国人等にやさしいまちづくりが進められています。

【現況と課題】

本市は、5市町村の合併によって誕生したことから、市民の一体感の醸成を図るため、各地区の伝統や特色を生かしながらも、新たな文化を築いていくことが必要です。また、現在の公共サインは合併時に既存のものを改修して利用しており、デザイン・サイズ・色等が不統一となっています。

このような状況の中、射水市民憲章や射水市民の歌等の制定を通じて、これらが市民の心のよりどころとして根付くよう広く周知を図るとともに、公共サインシステムの策定等の各種イメージづくり施策を展開し、市内外へ射水らしさを発信していく必要があります。

【目指す方向】

制定した市民憲章や市民の歌等を生かしながら、一体感の醸成に努めるとともに、公共サインの統一化を図り、射水らしさの創出及び市内外へのPRを進めます。

【施策】

第1 イメージづくりの展開

本市を内外にアピールするためのイメージづくり施策を推進します。

- 1 公共サインシステムの整備推進
 - (1) 公共サインのデザインや規格等の統一化
 - (2) 公共サインの多言語による表示の推進

2 イメージづくり施策の推進

- (1) 射水市民憲章の普及啓発
- (2) 射水市民の歌の普及啓発
- (3) 市の花、木、花木、さかなの普及啓発
- (4) イメージキャラクターの制定と普及啓発



第2節 地域情報化の推進



【将来の姿】

いつでも、どこでも、だれでも、何でもネットワークにアクセスが可能なユビキタスネット社会¹が構築されることによって、個々人のライフスタイルに応じた豊かなコミュニケーション環境が形成されています。

【現況と課題】

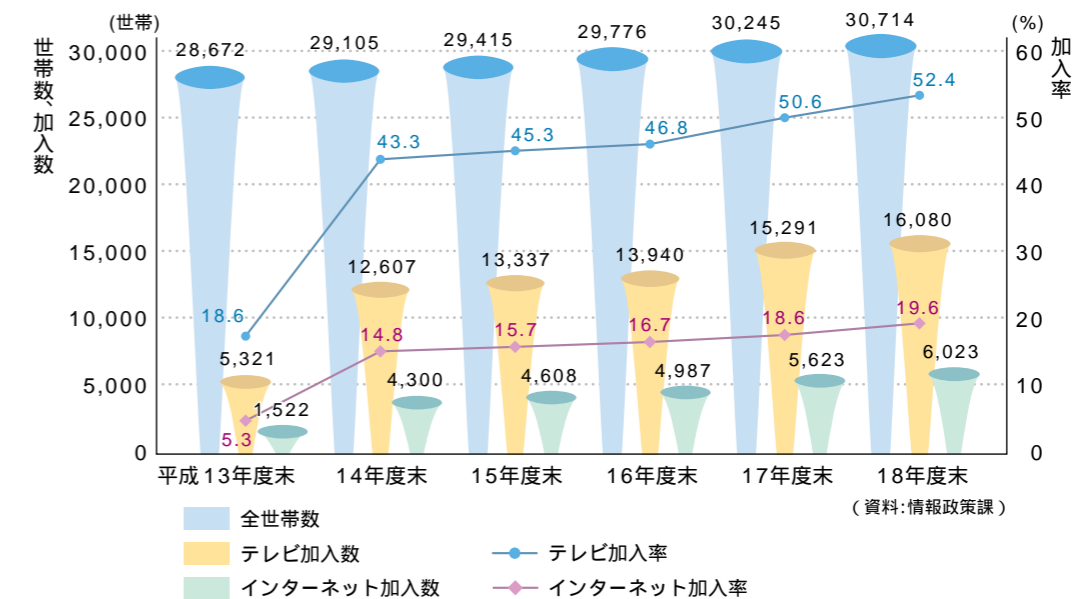
情報通信技術（ICT）の発達により、インターネット、携帯電話、ケーブルテレビ（CATV）等が普及し、社会経済活動だけでなく、日常生活においても、パソコンやネットワークを利用する機会が増えています。特に、情報通信の基盤となるインフラ整備は進んでおり、本市では、市全域でCATV及びCATVインターネットが整備され、5割を超える世帯がCATVに加入しています。

用した行政サービスの充実及び新しいサービスの導入、地域コミュニティ活動の育成、活性化等を推進していく必要があります。

また、子どもたちを取り巻く環境として、インターネットや携帯電話等を利用して瞬時に多くの情報を伝えたり共有したりできるようになった一方で、情報通信ネットワークを使った様々な犯罪に巻き込まれる可能性が高まっており、情報教育の充実やインターネットモラルの習得が求められています。

このような背景を踏まえ、本市の施策展開に必要な情報基盤の整備、ICTを活

ケーブルテレビ及びケーブルインターネットの加入状況



Q. ユビキタスネット社会とは？

A. いつでも、どこでも、だれでも、何でもネットワークにアクセス可能な環境にある社会。「ユビキタス」とは「至る所に存在（遍在）する」という意味



【目指す方向】

CATV等のネットワークの双方向性を生かしたサービスの展開を図るとともに、地域活性化、防犯・防災、公共交通等の分野における新しいICTを活用したシステムの導入を進めるなど、市民生活の向上につながる満足度の高いユビキタスネット社会を目指します。また、子どもたちへの情報教育の充実を図り、安全で快適な利用環境づくりに努めます。

【施策】

第1 豊かなコミュニケーション社会の推進

CATVの各種サービスの充実を図り、地域住民参加型の豊かなコミュニケーション社会の形成を推進します。

1 魅力ある情報サービスの提供

- (1) 見て楽しく聞いてためになるコミュニティ放送の充実
- (2) 双方向性の高いデータ放送の導入

第2 情報流通社会への対応

複雑多様化している社会の様々な課題に対応するため、情報通信ネットワーク技術の利活用を推進します。

1 ユビキタスネット社会の形成

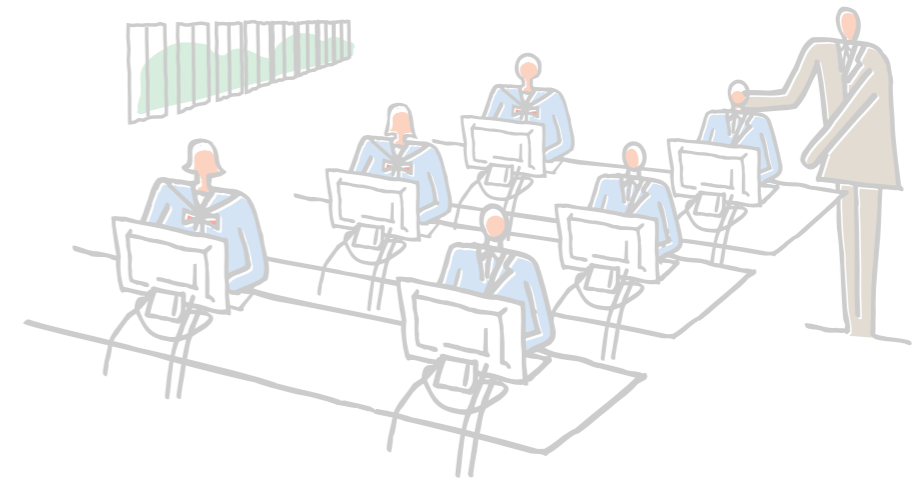
- (1) CATV回線の超高速化
- (2) 無線LAN¹のホットスポット²の整備
- (3) コミュニティバスロケーションシステムの導入の検討
- (4) 防犯安全安心システム³の導入

2 地域ポータルサイト⁴の整備

- (1) 操作の簡素化等による利用環境の充実
- (2) CATVや携帯電話等の他メディアとの連携強化

3 学校における情報教育の推進とインターネットモラルの普及

- (1) 学校の情報機器の整備
 - ア 学校の規模に応じた情報機器の整備
- (2) 学校での情報教育の推進
 - ア 情報活用能力の育成
 - イ 情報を活用した学習の推進
 - ウ インターネットモラルの学習と指導



Q. 無線LAN¹とは？

A. 一つのビル内等の限られた地域において、無線通信でデータを送受信するネットワーク

Q. ホットスポット²とは？

A. 無線LANを用いてインターネット接続サービスを提供する空間

Q. 防犯安全安心システム³とは？

A. 各所に設置された観測機器や定点カメラにより、除雪状況や防犯・防災危険地域の状況を確認できるシステム

Q. 地域ポータルサイト⁴とは？

A. 地域の観光情報、イベント情報、商店の情報等を総合的に取り扱うサイト

第1節 信頼される市政の推進

第3章

むだのないひらかれたまちづくり

〔第5部 みんなで創るひらかれたまち〕

【将来の姿】

市民の安全・安心を確保する体制の下、利便性の高い行政サービスが提供され、市民に親しまれるまちづくり、信頼される市政が行われています。

【現況と課題】

少子・高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、住民に最も身近な行政組織である地方自治体に対して期待される役割は高まっています。また、地方分権の進展によって真の地方自治の時代を迎えつつあり、本市においても、「自己決定」、「自己責任」を基本とした行政システムの構築が求められています。

このような状況の中、市民に身近な信頼される市政を運営していくため、利便性の

高いサービスの提供やひらかれた行政運営を図るとともに、万が一の不測の事態にも迅速かつ確に対応できる危機管理体制を整備する必要があります。

また、本市は、合併前の旧市町村庁舎等を庁舎とし、行政部門を複数に分散させた分庁方式をとっていますが、様々な課題を抱えており、早急に改善する必要があります。

情報公開制度の実施状況

(単位:件)

実施機関名等	請求件数	開示	部分開示	不開示
平成17年度	10	3	2	5
市長部局	6	1	2	3
教育委員会	4	2	0	2
議会	0	0	0	0
平成18年度	28	13	7	8
市長部局	23	10	5	8
教育委員会	2	0	2	0
議会	3	3	0	0

平成17年度は11月からの集計

(資料:総務課)

部分開示理由...個人情報保護等のため

不開示理由...公文書・行政情報の不存在等のため



【目指す方向】

効率的で効果的な市民サービスの向上に努め、透明性の高い信頼される市政運営を推進するとともに、市民の生命及び財産や権利・利益を保護する体制づくりを進めます。また、分庁方式の課題を解消し、効率的で利便性のある行政を推進するため、統合庁舎の建設も視野に入れた整備を推進します。

【施策】

第1 市民サービスの充実

- 市民サービスの向上のため、窓口業務や各種行政手続の迅速化・簡素化を推進するとともに、利便性の高いサービスの提供に努め、市民に親しまれる市役所づくりを推進します。
- 1 市民サービスの向上・効率化の推進
 - (1) 事務手続の簡素化や窓口サービスの見直し
 - ア 書式の簡略化
 - イ 各種申請から許認可までの所要期間の短縮
 - ウ 窓口のワンストップサービス¹の推進
 - エ 商業施設等の民間施設での窓口の開設
 - オ インターネットを活用した電子申請等の拡充
 - カ GISシステム²の多目的活用の拡充
 - キ 建築主事の設置

- 2 多様な収納環境の整備
 - (1) コンビニ収納体制の導入
 - (2) クレジットカード・インターネット等を利用した多様な収納形態の検討
- 3 各種高等教育機関や研究機関との連携の推進
 - (1) 県立大学との包括協定に基づく相互連携の充実
 - (2) 相互の連携による活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展
 - (3) 地域課題への迅速な対応
 - (4) 専門的な課題への対応
- 4 行政相談、法律相談等の充実
 - (1) 市民ニーズに応じた各種相談体制の充実

Q. ワンストップサービス¹とは？

A. 申請・届出等の手続に際し、複数箇所又は複数回にわたって行政機関の窓口を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、その箇所又は回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で各種の行政サービスを提供すること。

Q. GISシステム²とは？

A. 地理情報システム。地籍図に各種データを重ね解析するシステム

第2 危機管理体制の充実

市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態に対処するため、危機管理の基本的指針を定めるなど、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

- 1 危機管理体制の整備
 - (1) 「(仮称)危機管理基本指針」の策定
 - ア 想定される事象ごとの危機管理マニュアルの作成
 - イ 機動的に対応するための危機管理連絡組織の確立
 - (2) 平常時の点検、確認の実施
 - ア 各部署における所管業務、情報連絡及び応急体制の点検、確認
 - イ 緊急時に使用する資機材や設備の点検、整備
 - ウ 所管する施設等の適切な管理
 - エ 関係機関との相互の連携体制の整備
- 2 職員の危機管理意識の向上
 - (1) 各々の業務で想定される危機管理に関する調査・研究
 - (2) 危機管理に関する研修及び訓練の実施
- 3 市民への啓発活動の推進
 - (1) 危機管理に関する情報の市民への積極的な提供と共有化
 - (2) 危機発生時に被害を防止し、軽減するための様々な事象に関する啓発

第3 情報公開・個人情報保護の推進

情報公開条例に基づく行政情報の公開により、ひらかれた市政を推進する一方、行政の保有する個人情報等の情報資産を守るための適正な取扱いとセキュリティ対策に努め、市民に信頼される体制づくりを図ります。

- 1 情報公開の推進
 - (1) 情報公開条例に基づく行政情報の公開の推進
 - (2) 情報公開制度についてのPR
- 2 個人情報の保護
 - (1) 個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いの確保
 - (2) 市民の権利・利益の保護の推進
- 3 情報セキュリティの向上
 - (1) 情報セキュリティ研修の充実
 - (2) 情報セキュリティポリシーの評価及び見直し
 - (3) 情報化教育の推進
 - (4) セキュリティ対策の推進
 - ア 個人情報を保護するためのセキュリティ対策の徹底
 - イ 情報システムの常時安全性の確保



第4 行政監視制度の充実

全ての施策・事業について、行政評価等の手法も活用し、積極的な見直しを図るとともに、監査機能の充実に努めます。

- 1 外部監査制度 導入の検討
 - (1) 監査機能の独立性・専門性の強化による市民の信頼性の向上
- 2 行政評価制度等の導入
 - (1) 客観的な指標や数値による行政活動の成果の評価
 - (2) 行政評価に基づく施策・事業の見直しの推進

第5 公共施設の整備と効率的な利活用の推進

統合庁舎建設の検討をはじめ、市民生活の活動拠点である公共施設の整備に努めるとともに、未利用市有地の有効活用を図ります。

- 1 統合庁舎の建設の検討
 - (1) 市民にひらかれた庁舎
 - ア 市民参加と交流機会の拡充
 - イ 市民活動の活性化の促進
 - ウ 市民と行政との協働の推進
 - エ 窓口のワンストップサービスの推進
 - オ 分かりやすい案内機能の充実
 - (2) 行財政運営の効率化
 - ア 行政事務の効率化
 - イ 庁舎施設の維持管理費の節減



- (3) 分庁方式が抱える課題の解決
 - ア 統合庁舎の必要性の検討
 - イ 市民、職員の一体感の醸成
- (4) 庁舎施設の耐震性と長期的な維持管理機能の確立
 - ア 防災拠点としての機能の充実
 - イ 災害時における避難施設としての安全性の確保
 - ウ 自然環境に配慮した省資源・省エネルギー機能設備の整備
- 2 未利用地の利活用
 - (1) 未利用市有地の効率的な利活用(売却も含む。)
- 3 施設の効率的運営
 - (1) 利用しやすく親しみのある施設づくりの推進
 - (2) 効率的な維持管理の推進
 - (3) 斎場施設の整備



Q. 外部監査制度とは？

A. 公認会計士や弁護士等、専門的な知識を有する外部監査人と個々に契約して監査を受ける制度

第2節 行財政改革の推進



【将来の姿】

健全な財政運営の下、長期的・総合的なまちづくりの展望に基づき、市民満足度の高いサービスが提供されています。

【現況と課題】

本市の財政状況は、国から地方への税源移譲によって市税の収入増加が見込まれますが、一方で、地方交付税は減額傾向にあるなど、全体として、歳入面での大きな増収は期待できない状況です。また、歳出面でも、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑・多様化によって行政の果たす役割は増加しており、さらには、今後も扶助費や公債費等の義務的経費の増加傾向が見られ

ることから、依然として厳しい財政環境が続くものと考えられます。

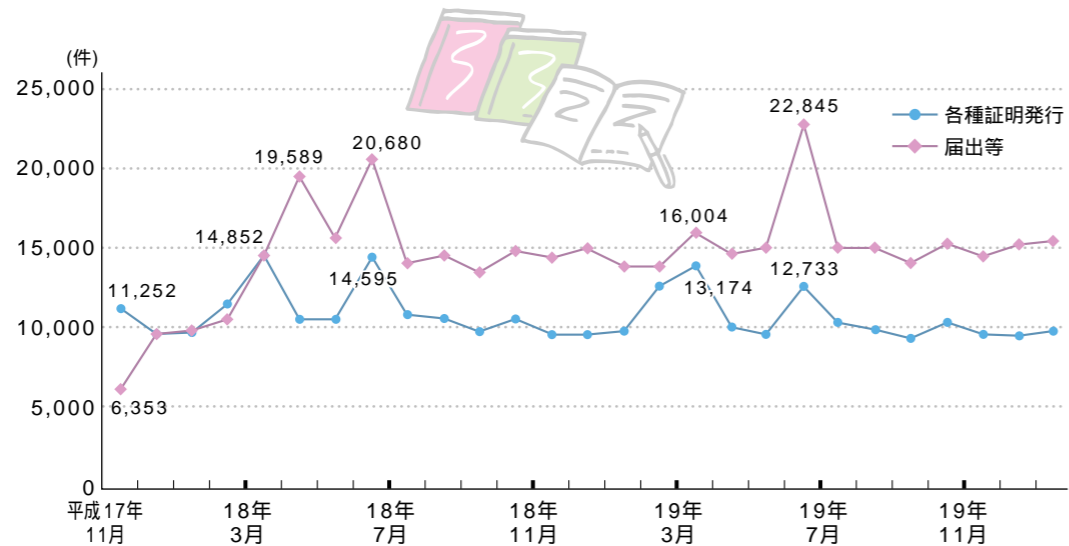
このような厳しい財政状況下において、市民ニーズを的確に捉えた計画的な施策を展開していくため、「射水市行財政改革大綱」に基づき、組織機構の簡素化や事務事業の見直し、情報通信技術の活用による事務の効率化、適切な入札制度の導入等、徹底した行財政改革を進める必要があります。

定員適正化計画に基づく市職員の定員目標

区 分	職員数	削減数	削減率
平成17年11月1日(合併時)	1,214人	—	—
平成19年 4月1日(実績)	1,162人	52人	4.3%
平成22年 4月1日(目標)	1,107人	107人	8.8%

(資料:人事課)

行政センターにおける各種証明発行及び届出等の受付件数の推移



(資料:市民協働課)

工事請負入札に係る平均落札率の状況

区 分	件数	平均落札率(件数ベース)	平均落札率(金額ベース)
平成17年度	120件	97.74%	98.18%
平成18年度	350件	95.15%	91.27%

平成17年度は11月から集計

(資料:管財課)

指定管理者制度を導入している施設(平成19年4月現在)

区 分	福祉関連	文化関連	スポーツ関連	その他	計
施設数	3	3	15	4	25

(資料:行政改革推進課)

【目指す方向】

「射水市行財政改革大綱」に基づき、広く市民の意見を聴きながら、市民と行政との協働意識を醸成し、今日的な視点で不断かつ着実な行財政改革を推進していきます。さらには、常に職員の意識改革に取り組み、組織機構の見直しや民間活力の導入を図るなど、限られた財源・人的資源を有効に活用しながら、簡素で効率的な行財政運営を進めます。

【施 策】

第1 簡素で効率的な行政運営の推進

複雑・多様化する行政事務に対応するため、組織機構や事務事業の整理合理化を進めるとともに、情報通信技術の活用による市民サービスの向上に努めるなど、簡素で効率的な行政運営を推進します。

1 行政のスリム化・効率化の推進

- (1) 事務事業の整理・合理化
- (2) 公共施設の統廃合の推進
- (3) 民間活力の導入
 - ア 窓口業務の一部民営化
 - イ 保育園等の民営化
 - ウ PFI¹⁾の活用
- (4) 指定管理者制度²⁾の有効活用

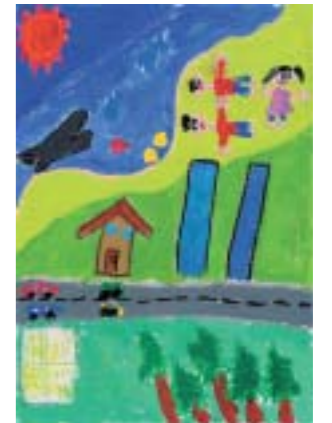
2 行政組織の適正化

- (1) 職員定数の適正化

ア 定員適正化計画に基づく職員数の計画的管理

(2) 組織機構の見直し

- ア 市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる組織機構の編成
- イ プロジェクトチームの編成等、横断的組織運営の推進



Q. PFI(Private Finance Initiative)¹⁾とは?
 A. 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、行政が直接手掛けるよりも効率的で質の高い公共サービスの提供を図るための事業手法の一つ

Q. 指定管理者制度²⁾とは?
 A. 民間事業者やNPO法人等の団体が公共施設の管理を行えるようになった制度。サービスの向上や管理運営コストの削減が期待される。

3 行政のスピード化の推進

- (1) 権限の移譲等による意思決定のスピード化の推進
 - ア 国や県に対して権限の移譲を求める働きかけの推進
 - イ 市民と行政との役割分担による効率的な行政システムの構築
- (2) 行政課題の重要性、緊急性を見極め、迅速に対応できる職員の課題発見・解決能力の向上
- (3) 情報化による効率的な行政システムの構築
 - ア パブリック・コメントの推進
 - イ 窓口のワンストップサービスの推進
 - ウ インターネットを活用した電子申請等の拡充
 - エ 包括的な事務決裁システムの導入
 - オ 電子納品の促進
- (4) 職員間の情報の共有化



4 適切な入札・契約制度の運営

- (1) 一般競争入札の適正な実施
- (2) 電子入札システムの導入
- (3) 公共工事等の品質確保の推進
 - ア 公共工事等の技術審査の充実
 - イ 成績評定の活用による不良・不適格業者の排除
- (4) 価格と価格以外の要素（技術力）を総合的に評価する新しい入札・契約方法の調査・研究

5 文書管理システムの構築

- (1) システム化に向けた文書の分類や保存年限等の基準づくり
- (2) 紙文書と電子文書の融合化
- (3) 事務決裁システムとの連携による情報公開の推進

第2 健全な財政運営の推進

まちづくりの長期的・総合的な展望の下、事業効果、施策の重要度、緊急度、優先度等を踏まえ、中長期財政見通しに基づく計画的な事業の実施に努めるとともに、財政情報を市民に分かりやすく開示するなど、責任ある健全な財政運営を推進します。

1 中・長期財政計画の策定

- (1) 国や県の財政状況等を踏まえた本市の財政見通しの予測
- (2) 財政見通しの予測データ及び策定過程の開示



Q. 電子納品とは？

A. 調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果（文書・図面・写真等）を電子成果品として納品すること。

2 総合的な財政情報の開示

- (1) 公会計¹の整備
 - ア 貸借対照表（バランスシート）²、行政コスト計算書³等の財務諸表の作成
- (2) 資産、債務の適正な管理の推進
 - ア 各種財務諸表の活用による未利用財産・資産等の多面的な把握の推進

3 下水道事業の公営企業への移行

- (1) 維持管理に重点を置いた独立採算制の企業会計方式の導入
 - ア 企業会計導入に向けた環境の整備
 - イ 上水道事業との統合による類似業務の集約化



Q. 公会計¹とは？

A. 企業会計の手法を導入した公的機関の会計のこと。

Q. 貸借対照表（バランスシート）²とは？

A. ある特定の時点における財務情報を示した表のことで、従来の会計では把握できなかった資産の流れや負債の状況を確認することができる。

Q. 行政コスト計算書³とは？

A. 民間企業等が作成する「損益計算書」に当たるもので、行政サービスを行うために必要な費用（コスト）と、その費用の出所となる収入を示した表のこと。



第3節 地方分権社会への対応

第3章

むだのないひらかれたまちづくり

〔第5部 みんなで創るひらかれたまち〕

【将来の姿】

地方分権時代を担う自立した職員が育成され、安定した財源の下、市民と行政が協働し、知恵と創意工夫を生かしたまちづくりが行われています。

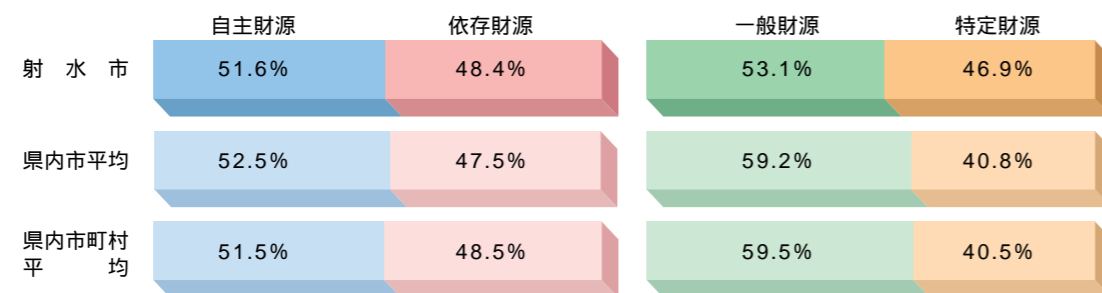
【現況と課題】

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、地域の実情に応じた効率的・个性的な地方分権型システムへの移行がさらに進められています。本市は、射水地区広域圏5市町村の合併を通じて、地方分権社会における自己決定・自己責任の原則の下、新たな役割を担うことができる基礎自治体としての基盤強化を図ってきました。

このような状況の中、職員自らが能力の

向上に努め、自らの創意と自主性に基づき、市民のための政策を立案・実施できる政策形成能力の向上を図る必要があります。また、市民との協働のまちづくりを進めるに当たり、市の責任において施策が実施できるよう、さらなる財政基盤の強化を図るとともに、国や県に対して役割に見合った権限と税財源の移譲を求めていく必要があります。

県内市町村における歳入の構成状況(平成17年度決算ベース)



(資料:県市町村支援課「富山県内市町村の財政の状況(普通会計決算ベース)」)



【目指す方向】

政策形成能力開発のための体系的・計画的な各種研修プログラムによる人材育成を図るとともに、地方分権社会にふさわしい自主的・自立的で個性あふれるまちづくりを進めます。また、受益と負担の見直しと明確化を図りながら、歳出面の抑制に努めるとともに、安定した税収と新たな財源の確保に努めます。

【施策】

第1 主体的な行政運営の推進

計画的かつ総合的な観点から、地方分権社会にふさわしい主体的なまちづくり・人づくりを推進します。

1 人材育成の充実

- (1) 社会情勢等の変化に対応した研修内容の充実
- (2) 人事評価制度の導入による人事管理の推進
- (3) 意欲が高まる職場環境の醸成
- (4) 健康で働きやすい職場環境の整備

2 構造改革特別区域計画及び地域再生計画の研究・活用

- (1) 先進事例の調査・研究
- (2) 地域を担う人づくり

3 地方分権社会に対応できる財源の確保

- (1) 市税等収入の確保
- (2) 広告収入等の新たな財源の確保
- (3) 受益者負担の適正化





射水市総合計画 資料編

射水市総合計画審議会委員名簿.....	196
射水市ゆかりの文化人会議委員名簿.....	197
射水市総合計画顧問会議委員名簿.....	197
射水市総合計画市民ワーキング委員名簿.....	198
射水市総合計画書に掲載されている「児童募集作品」絵画について...	199
諮問書及び答申書.....	200
射水市総合計画策定の経過.....	202
射水市総合計画審議会条例.....	204
射水市総合計画審議会運営要領.....	204
射水市総合計画審議会部会運営要綱.....	205
射水市総合計画に係る市民ワーキング設置要領.....	205
射水市総合計画策定調整委員会規程.....	206
射水市総合計画策定方針.....	206
射水市総合計画策定体系図.....	208
射水市総合計画策定調整委員会委員名簿.....	209
用語解説.....	210

射水市総合計画審議会委員名簿

(平成20年2月27日現在)五十音順、敬称略)

区分	委員名	役職名	所属部会
会長	鏡森 定信	富山大学理事・副学長	安心
副会長	千葉 貢	富山商船高等専門学校長	未来
委員	荒井 克治	公募委員	安心
	荒谷 泰子	小杉商工会前女性部長	元気
	石黒 勝三郎	射水市議会議員	元気
	石崎 千鶴子	公募委員	安心
	伊勢 司	射水市議会議員	安心
	江尻 弘	公募委員	安心
	大釜 達夫 (小泉 哲也)	国土交通省伏木富山港湾事務所長	元気
	岡野 絹枝	金城大学短期大学部教授	元気
	奥野 忠正	射水商工会議所会頭	元気
	桶谷 静宏	社団法人射水青年会議所監事	安心
	加治 香保子	公募委員	元気
	加藤 正美	大島地区地域審議会長	安心
	川口 和香子	射水市婦人会長	元気
	川越 誠	小杉地区地域審議会長	未来
	小杉 奈津子	射水市PTA連絡協議会副会長	未来
	笹島 忠夫	公募委員	未来
	島田 重太郎	射水市自治会連合会長	未来
	菅野 清人	射水市議会議員	未来
	関澤 美保子	婦人防火クラブ会長	安心
	大代 武夫	新湊地区地域審議会長	元気
	帯刀 毅	射水市議会議員	安心
	高橋 賢治	射水市議会議員	元気
	中川 一夫	射水市議会議員	未来
	夏野 元秀	いみず野農業協同組合代表理事組合長	元気
	野上 悦二	下地区地域審議会長	未来
	前木場 昭	連合富山射水地区協議会議長	元気
	眞岸 潤子	元富山県PTA連合会長	未来
	三川 斌	大門地区地域審議会長	安心
	宮崎 昭子	射水市民生委員児童委員協議会委員	安心
	宮原 三千代	公募委員	未来
	宮脇 弘	公募委員	元気
	向井 文雄 (新川 稔)	富山県知事政策室参事	未来
森永 醸治	公募委員	未来	
安田 郁子	富山県立大学短期大学部学部長	安心	
矢野 恒信	新湊漁業協同組合代表理事組合長	元気	
矢野 道三	射水市社会福祉協議会長	安心	
山田 孝司 (室田 清一)	射水警察署長	安心	
吉野 富士子	射水市母親クラブ連絡協議会長	未来	

所属部会の は部会長、委員名の()内は、前任者

射水市ゆかりの文化人会議委員名簿

(平成19年2月14日現在)五十音順、敬称略)

委員名	役職名
相田 康幸	(株)日本ブレインウェアトラスト 代表取締役社長
大井 紀子	日本テレビ放送網(株) コンプライアンス推進室審査部参与
草野 英治	東京小杉会 会長
黒川 真理	箏演奏家(生田流正派邦楽会大師範)
須藤 晃	音楽プロデューサー
立川 志の輔	落語家
田保 智世	(株)ライトパブリシティ プロデューサー
中島 秀人	(株)ちよだ脂 代表取締役社長
聖川 湧	作曲家
村上 信夫	日本放送協会ラジオセンター アナウンサー

射水市総合計画顧問会議委員名簿

(平成19年8月27日現在)五十音順、敬称略)

委員名	役職名
夏野 元志	富山県議会議員
湊谷 道夫	富山県議会議員
四方 正治	富山県議会議員

射水市総合計画市民ワーキング委員名簿

(平成18年9月26日現在(敬称略))

部 会	委 員 名	所 属 団 体 名
未来づくり部会	江 守 恒 明	富山県立大門高等学校
	小 杉 奈津子	射水市PTA連絡協議会
	近 藤 保 之	NPO法人しもむらスポーツクラブまいけ
	徳 永 勝 久	社団法人射水青年会議所
	戸 破 雪 子	男女平等・共同参画推進委員会
	篠 原 加津也	福祉保健部児童家庭課
前 田 豊	教育委員会教育総務課	
暮らしの安全・安心部会	宿 屋 浩 一	NPO法人射水おやじの会
	杉 高 浩	射水市安全なまちづくり推進センター
	中 村 真 弓	大島ボランティアステーション
	野 村 良 範	射水市消防団
	萩 原 保 子	射水市民生委員児童委員連絡協議会
	松 長 勝 弘	企画総務部総務課
	倉 敷 博 一	福祉保健部社会福祉課
住みよい環境部会	石 崎 千鶴子	地球温暖化防止活動推進員
	越 後 嘉 一	社団法人射水青年会議所
	京 谷 正 孝	射水市自治会連合会
	善 光 英 希	とやま環境財団
	渡 辺 幸 一	富山県立大学
	京 角 悦 朗	市民環境部環境課
	橋 本 稔	都市整備部都市計画課
産業・ブランド部会 「いみず 射水」	荒 谷 泰 子	小杉商工会
	岡 本 昭 宏	いみず野農業協同組合
	加 治 香保子	射水市観光協会
	佐 伯 和 榮	射水市芸術文化協会
	宮 袋 美 鈴	新湊漁業協同組合
	島 木 康 太	市長公室秘書広報課
	谷 口 正 浩	産業経済部観光振興課

射水市総合計画書に掲載されている「児童募集作品」絵画について

本計画の策定に当たり、「将来の射水市はこういうまちになってほしい」、「こういうまちに住みたい、住んでみたい」といった、次代を担う子どもたちの夢や希望を描いた絵画を募集したところ、市内の小学生から281点の応募をいただきました。

その応募作品の中から、受賞作品のほか、優秀作品を本計画書に掲載しています。

【上学年の部】

(計28点)

【下学年の部】

(計25点)

受賞区分	小学校名	学年	氏 名	受賞区分	小学校名	学年	氏 名
まちづくり大賞	東明	4年	岩口 慶生	まちづくり大賞	大島	3年	永田 周也
きららか賞	中伏木	4年	市井 胡桃	きららか賞	太閤山	1年	高田 恭佑
〃	大門	5年	中村 悠花	〃	歌の森	2年	澤辺 咲紀
〃	小杉	6年	中陳 和歌子	〃	大門	2年	麻生 いづみ
優秀作品	片口	4年	二口 楓花	優秀作品	放生津	1年	濱野 光喜
〃	東明	〃	横井 海星	〃	新湊	〃	久々江 生玖
〃	金山	〃	京角 幸祐	〃	中伏木	〃	岩坪 祥子
〃	大門	〃	赤尾 知世	〃	中伏木	〃	串田 竜太郎
〃	大門	〃	中出 匠	〃	片口	〃	鎧塚 勇太
〃	大島	〃	根山 大輝	〃	放生津	2年	中島 誠人
〃	放生津	5年	加治 茜	〃	作道	〃	秋本 双葉
〃	放生津	〃	真木 香穂	〃	作道	〃	曾根 健
〃	中伏木	〃	三箇 翔頼	〃	塚原	〃	福井 新大
〃	片口	〃	中野 賢太	〃	小杉	〃	川岸 駿太
〃	堀岡	〃	高岡 正樹	〃	歌の森	〃	城石 望羽
〃	堀岡	〃	竹谷 昌人	〃	太閤山	〃	中村 太成
〃	塚原	〃	吉井 奈々	〃	大島	〃	加藤 太暉
〃	小杉	〃	川筋 裕介	〃	新湊	3年	角谷 野々花
〃	金山	〃	藤田 早月	〃	片口	〃	丸池 徹平
〃	歌の森	〃	城石 翔希	〃	東明	〃	瀬山 皐太
〃	大島	〃	福岡 加奈	〃	東明	〃	中西 勇稀
〃	放生津	6年	大伴 慶太	〃	小杉	〃	小松 優太
〃	新湊	〃	福島 愛美	〃	中太閤山	〃	荒井 咲樹
〃	作道	〃	石黒 愛佳	〃	中太閤山	〃	針山 萌生
〃	作道	〃	門島 涼菜	〃	大門	〃	寺脇 有矢
〃	歌の森	〃	伊藤 和人				
〃	太閤山	〃	八十歩 倫有				
〃	大門	〃	藤田 貴大				

市長の諮問

射 企 第 204 号
平成 18 年 10 月 23 日

射水市総合計画審議会
会 長 鏡 森 定 信 様

射水市長 分 家 静 男

射水市総合計画について（諮問）

総合計画を策定するため、射水市総合計画審議会条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 17 号）第 1 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

射水市総合計画審議会からの答申

平成 19 年 8 月 28 日

射水市長 分 家 静 男 殿

射水市総合計画審議会
会 長 鏡 森 定 信

射水市総合計画について（答申）

平成 18 年 10 月 23 日付け射企第 204 号で、貴職から本審議会に諮問のありました射水市総合計画の策定について、意見書を付して、次のとおり答申します。

記

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 はじめに、基本構想、基本計画 | 別紙（全文）のとおりに |
| 2 意見・要望事項 | 別紙（意見書）のとおりに |

意 見 書

射水市総合計画を答申するに当たり、基本計画等に関する意見や要望を、次のとおり提出します。
平成 19 年 8 月 28 日
射水市総合計画審議会

近年、人口減少、少子・高齢化の進行等が顕著となるとともに、国や地方を通じた厳しい財政状況の中、地方分権の推進、三位一体の改革等、国と地方の関係や地域自治体と住民との関係が見直されています。新しく誕生した射水市が大きく飛躍し、だれもが住みたい、住み続けたい市となるよう、射水市らしさを生かしながら活力あるまちづくりを進める必要があります。市におかれましては、将来像である「豊かな自然あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に最大限の努力をされますよう要望します。

第 1 部 「健康でやさしさあふれるまち」について
第 1 章 元気な声が響くまちづくり
子育て支援の充実と元気高齢者づくり、市民の健康づくりに努められたい。

第 2 章 やさしさに包まれたまちづくり
高齢者や障害者等、支援を必要とする人を地域ぐるみで支える仕組みづくりに努められたい。

第 3 章 医療体制の整ったまちづくり
地域の基幹病院である市民病院を中心とした医療体制の充実を図るとともに、市民病院については、患者一人ひとりに最適な医療サービスを提供できる体制の整備に努められたい。

第 2 部 だれもがいきいきと輝くまち
第 1 章 心豊かな人を育むまちづくり
将来を担う子どもたちのため、人づくりやたくましい成長に資するあらゆる施策を推進されたい。

第 2 章 だれもがきらめくまちづくり
生涯学習活動や生涯スポーツ活動を通して、だれもが生きがいをもち、一人ひとりがきらめく社会づくりを進められたい。

第 3 章 交流で輝くまちづくり
国内における交流を活発化させるとともに、国際交流の一層の推進を図り多文化共生社会の形成に努められたい。

第 4 章 みんなが思いやりあるまちづくり
人権尊重、男女共同参画を推進し、思いやりのある社会の形成に努められたい。

第 3 部 元気で活力あふれるまち
第 1 章 新しい価値を生み出すまちづくり
「射水ブランド基本計画」を着実に実施する

とともに、射水にしかない魅力を発信し、活力ある地域づくりに努められたい。

第 2 章 元気ある商工業が栄えるまちづくり
県立大学をはじめ各種学術研究機関との連携による商品開発や成長産業の創出を進める等、地域経済を支え、市の活力を生み出す商工業の発展に努められたい。

第 3 章 豊かな大地に根ざすまちづくり
農地の集積化、集落営農組織の育成・発展に努め、農産物の高付加価値化を進める等、安定した農業の振興を図られたい。

第 4 章 豊かな水産資源を生かしたまちづくり
ブランド化が進む「射水のさかな」や水産物の更なる PR に努める等、販売促進を図られたい。また、漁港整備、漁場環境の保全等、活力ある漁業の振興に努められたい。

第 5 章 だれもがいきいきと働くまちづくり
労働力の確保や労働環境の整備、新たな企業誘致による雇用機会の創出等に努められたい。

第 4 部 快適で安心して暮らせるまち
第 1 章 自然と共に生きるまちづくり
市民の環境保全に対する意識の高揚と低環境負荷型・循環型社会の形成に努められたい。また、自然保護意識の向上を図り、自然と共に生きるまちづくりを推進されたい。

第 2 章 快適で利便性の高いまちづくり
地域の特性を生かした利便性の高い土地利用を図られたい。また、海岸部や市街地を流れる河川等、水辺を生かした個性的で魅力あるまちづくりに努められたい。

第 3 章 快適で住みよいまちづくり
定住人口の増加、街中居住を進めるため、住環境の整備に努められたい。また、だれもが安心して快適に生活できるようユニバーサルデザインの導入を推進されたい。

第 4 章 安心して暮らせるまちづくり
市民の安全を守るため、総合的な消防・防災、危機管理体制の確立に努められたい。

第 5 部 みんなで創る ひらかれたまち
第 1 章 市民が主役のまちづくり
市民の参画と協働のまちづくり、市民が主役となるまちづくりを確実に進められたい。

第 2 章 わかりやすいまちづくり
市民、観光客、外国人等、住む人・訪れる人にわかりやすく、優しいまちづくりを進められたい。

第 3 章 むだのないひらかれたまちづくり
徹底した行財政改革を着実に実行し、簡素で効率的な行政運営に努められたい。

射水市総合計画策定の経過

年月	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁内委員会等
18年2月	・タウンミーティング (～11月)			・第1回総合計画策定調整委員会(2.23)
3月				・第1回職員ワーキングチーム会議(3.9)
4月				・第2回総合計画策定調整委員会(4.3)
5月	・第1回市民ワーキング委員会議(5.22) ・第1回市民ワーキング部会(5.22) (未来づくり、暮らしの安全・安心、住みよい環境、「いいみず 射水」産業・ブランド)			
6月	・第2回市民ワーキング部会(6.19～28) (未来づくり、暮らしの安全・安心、住みよい環境、「いいみず 射水」産業・ブランド)		・総務文教委員会(6.16) 公募委員の募集、市民意識調査の実施について	
7月	・総合計画審議会委員公募 ・総合計画策定市民意識調査			・第2回職員ワーキングチーム会議(7.11) ・第3回総合計画策定調整委員会(7.27)
8月	・第3回市民ワーキング部会(8.28～29) (未来づくり、暮らしの安全・安心、住みよい環境、「いいみず 射水」産業・ブランド)		・総務文教委員会(8.22) 総合計画策定方針について	
9月	・第2回市民ワーキング委員会議(9.26) 報告書の提出			
10月		・第1回総合計画審議会(10.23) 総合計画策定について市長が審議会へ諮問	・全員協議会(10.4) 第1回審議会の開催、市民ワーキング報告書について	・第4回総合計画策定調整委員会(10.3) ・第5回総合計画策定調整委員会(10.11)
12月				・第6回総合計画策定調整委員会(12.11)
19年1月		・第2回総合計画審議会(1.25)		・第7回総合計画策定調整委員会(1.12) ・第1回総合計画基本事項研究会(1.26) ・第8回総合計画策定調整委員会(1.31)
2月	・射水市ゆかりの文化人会議(2.14)	・総合計画審議会第1回部会(2.6～9) (未来、安心、元気)		・医療体制の充実に係る打合せ(市民病院)(2.5)
3月		・総合計画審議会第2回部会(3.22～27) (未来、安心、元気)	・総務文教委員会(3.12) 基本理念、施策の大綱及び計画の体系について	・第9回総合計画策定調整委員会(3.16)
4月				・第1回射水市中長期財政計画研究会(4.17) ・第2回総合計画基本事項研究会(4.18) ・第10回総合計画策定調整委員会(4.23)

年月	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁内委員会等
5月		・総合計画審議会第3回部会(5.8～10) (未来、安心、元気)	・全員協議会(5.28) 基本構想等の構成について	・第11回総合計画策定調整委員会(5.7) ・第12回総合計画策定調整委員会(5.23) ・第2回射水市中長期財政計画研究会(5.31)
6月	・第1回総合計画顧問会議(6.13) ・総合計画に関するパブリック・コメント(6.25～7.13)	・第3回総合計画審議会(6.1)		
7月	・「将来の射水市」絵画募集(各小学校) ・総合計画及び統合庁舎に関する住民懇談会(7.1新湊東部・下地区)(7.4新湊地区)(7.8小杉地区)(7.10大門・大島地区)	・第4回総合計画審議会(7.20)		・第13回総合計画策定調整委員会(7.10)
8月	・第2回総合計画顧問会議(8.27)	・第5回総合計画審議会(8.28) 審議会から市長へ答申	・全員協議会(8.7) 総合計画(素案)について	・第14回総合計画策定調整委員会(8.10)
9月			・9月定例会(9.7) 基本構想議案提出(9.21議決)	
20年2月		・第6回総合計画審議会(2.27)	・全員協議会(2.19) 実施計画(案)について	・第15回総合計画策定調整委員会(2.12)

市長への手紙(メール)でも総合計画に関する意見、提言の募集を行った。

射水市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 射水市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 富山県議会の議員
- (2) 射水市議会の議員
- (3) 関係行政機関の委員等
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市長が必要と認める者
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、企画総務部企画政策課に置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

射水市総合計画審議会運営要領

1 目的

この審議会は、市長の諮問を受け、必要な事項を調査審議し、射水市総合計画案を作成して、市長に答申することを目的とする。

2 作成の対象

基本構想及び基本計画について計画案を作成する。

【参 考】

地方自治法第2条第4項
「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

3 基本理念

(1) 市長の諮問の趣旨に従い、射水市の地理、自然、歴史、社会経済等の条件及び市民の動向に十分留意するとともに、合併後初の総合計画となることから市民の一体感の醸成にも配慮しながら、射水市の将来像、課題、目標値、基本的施策及び実現の方策を計画化することとする。
(2) 作業に当たっては、国の動向や現在策定作業が進む富山県の新しい総合計画との整合性について十分留意することとする。

【参 考】

富山県新総合計画(目標年次:おおむね10年後の平成27年度)

4 運営方法等

(1) 射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)は、全体会と部会により運営する。
(2) 全体会は、委員全員が出席し、全体審議及び各部会との調整を行う。
(3) 部会は、3部会とする。

部会は、教育・交流をテーマとする「未来部会」、福祉・環境をテーマとする「安心部会」、産業・都市環境をテーマとする「元気部会」とする。

各部会の構成員及び所掌事項は、別に定める。部会の運営は、全体会の運営に準じて行う。ただし、委員は、各所属部会の所掌事項にかかわらず、自由に意見を述べることができることとし、意見は各部会に反映されるようにする。

部会の審議を進める上で、必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。

(4) 審議会に幹事会を置き、射水市総合計画策定調整委員会委員をもって充てる。
(5) 市長は、会議に出席し、意見を述べることができるものとする。
(6) 審議会は公開を基本とし、会長が認める者は、会議を傍聴することができる。

5 計画の内容

(1) 計画期間は、次のとおりとする。
基本構想 平成20年度から平成29年度まで(10年間)

基本計画 平成20年度から平成29年度まで(10年間)

(2) 構成は、おおむね次のとおりとする。

総 論	将来像
基本構想	施策の大綱
基本計画	基本目標、施策計画の推進

(3) 答申する計画案文は、できる限り簡素化、平易化して、市民に親しまれ、理解されやすいものとする。

6 審議日程

(省略)

7 その他の事項

(1) 資料は、全体会のほか、各部会に提出されるものも全委員に配付する。
(2) この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

射水市総合計画審議会部会運営要綱

(目的)

第1条 射水市総合計画審議会条例第6条の規定により設置される部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称)

第2条 射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に次の3部会を置く。

- (1) 未来部会
- (2) 安心部会
- (3) 元気部会

(会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。
2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

4 部会長は、審議を進める上で必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、企画総務部企画政策課に置く。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

射水市総合計画に係る市民ワーキング設置要領

(目的)

第1条 射水市総合計画を策定するに当たり、射水市の将来像やこれからの射水市に期待する施策、各地区・各分野における課題などを自由な視点で検討し、後に総合計画審議会へ提案することを目的とする。

(委員)

第2条 市民ワーキングの委員は、第4条第1項に規定する部会に関連する団体から選出する者とし、市長が委嘱する。

(会議)

第3条 会議は、射水市総合計画策定調整委員会委員長(以下「委員長」という。)が召集する。

(部会)

第4条 市民ワーキングに次の4部会を置き、部会の委員は、委員長の指名する者をもって充てる。

- (1) 未来づくり部会
- (2) 暮らしの安全・安心部会
- (3) 住みよい環境部会
- (4) 「いいみず 射水」産業・ブランド部会

2 各部会は、それぞれの所掌事項について検討し、報告書を作成するものとする。

(設置期間)

第5条 市民ワーキング設置期間は、射水市総合計画審議会が設置されるまでとする。

(事務局)

第6条 市民ワーキングの事務局は、射水市企画総務部企画政策課内に置く。

(その他)

第7条 このほか市民ワーキングの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月20日から施行する。

射水市総合計画策定調整委員会規程

(設置)

第1条 射水市の施策に関する総合的かつ基本的な計画(以下「総合計画」という。)の策定等を行うため、射水市総合計画策定調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、総合計画案の策定等について審査調整を図り、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて射水市職員以外の者で組織する会議を設置し、総合計画に対する提言を受けすることができる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集してその会議の議長となる。

(専門部会)

第5条 委員会に、総合計画に関し必要な事項を部門別に調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、部会長及び幹事をもって組織し、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、部会の会議を主宰する。

4 部会は、その担当部門に属する事項の調査又は立案が終わったときは、報告書を作り、部会長から委員長に提出しなければならない。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会に、部会が所管する事項について詳細に調査・検討するため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

3 リーダーはワーキングチームの会議を主宰し、サブリーダーはリーダーを補佐する。

4 ワーキングチームは、その所管する事項について調査検討が終わったときは、速やかにリーダーから部会長にその結果を報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	副市長
委員	教育長、議会議務局長、 市長公室長、企画総務部長、 市民環境部長、福祉保健部長、 産業経済部長、都市整備部長、 上下水道部長、会計管理者、 消防長、市民病院長、 市民病院事務局長

射水市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

射水市は、平成17年11月に1市3町1村の市町村合併によって誕生した。本市は、富山県のほぼ中央に位置し、富山市及び高岡市に接する地理的優位性、また、半径7キロメートルというコンパクトな中に海・川・平野・丘陵地を有し、経済・産業・観光・文化などにおいてさらに大きく発展する可能性を秘めている。この地域特性を最大限に発揮しながら大きく羽ばたくためのまちづくりを進めていかなければならない。

急激に進行している少子・高齢化、団塊の世代が一斉に退職を迎えることによる社会的影響などととも、三位一体の改革、国・県・市を通じての財政の深刻化など本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。

このような状況の中、日本海側有数の特定重要港湾である伏木富山港新湊地区(富山新港)を生かしながら国際港湾都市として発展し、環日本海交流のチャンピオンを目指す。このため、新市建設計画も考慮しながら、市民との協働のまちづくりを基本に、未来に夢と元気もてる射水市総合計画を策定する。

2 計画策定のポイント

(1) 一体感の醸成

5市町村の合併により誕生した市であることから、市民の一体感の醸成は急務の課題である。市民が心から合併してよかったと感じられる施策を展開する。

(2) 地域特性・射水ブランドの活用

- 県のほぼ中央部に位置し富山市と高岡市に隣接するという地理的特性やJR、万葉線、高速道路等の交通基盤を生かし、交流人口及び定住人口の増加を促進する。

- 富山新港とその背後地に広がる臨海工業地帯及び市内各地にある企業団地、富山県立大学を始めとする学術研究機関、さらには豊かな農林水産物など本市が持つ様々な資源を活

用する。また、これらの資源を基に「射水ブランド」の確立を目指し、観光や産業に活用する。

- 環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応した人づくり、地域づくりを行う。

(3) 少子化社会への対応
急激に進行する少子化に対応するため、生み育てやすい環境づくりを促進する。また、若い世代の流入を促す。

(4) 循環型社会の構築

自然環境の保全や人と自然の共生を進める。温室効果ガスの排出抑制や省資源・省エネルギーについての意識高揚により環境負荷を低減する。

(5) 市民との協働

市民、各種団体等自らがまちづくりに参加し、ときには主体となってまちづくりを行うよう市民との協働を進める。

(6) 成果志向・事業評価

今回策定する総合計画においては、従来のような「どれだけの事業を行ったか」という事業量ではなく、施策を実施したことによりどのような成果もたらされたかという施策目標に基づく「成果指標」を設定する。これにより成果を上げることを目的とした計画となるため、市民にとって満足度の高い施策が実現できる。

また、これからの計画の進行管理には、計画の実効性を確保し、計画の進ちょく状況や政策の目標の達成状況を継続的にフォローアップすることが求められる。計画推進のための具体的事業や目標達成までの手順等を示すことで計画の着実な推進を図るとともに、マネジメントサイクル(P・D・C・A)を実施し、それぞれの取組状況を評価システムにより評価・公表する。

《参考》

- Plan..... 目標達成への計画づくり
- Do..... 施策や事業の実施
- Check..... 成果の達成状況の検証
- Action..... 検証結果に基づく施策や事業の取捨選択・改善の検討
(Planに戻る)

3 計画策定の体制

(1) 射水市総合計画審議会

射水市総合計画審議会条例(平成17年条例第17号)に基づき、射水市総合計画審議会を置き、市長の諮問に応じて必要な事項を調査・審議

(2) 射水市総合計画に係る市民ワーキング会議
射水市の将来像やこれからの射水市に期待する施策、各地域・分野における課題などを自由な視点で検討するため、市民と職員で構成する市民ワーキング会議を設置

(3) 射水市総合計画策定調整委員会(庁内組織)
総合計画の原案等の作成を行うため、副市長を委員長とする射水市総合計画策定調整委員会を設置

4 市民参画

市民との協働、市民の視点に立った施策の展開を進めるため、射水市総合計画に係る市民ワーキング会議の開催や総合計画審議会に市民からの公募委員を加えるなど、市民が直接意見を述べたり、提言したりする機会を設ける。また、市民意識調査、シンポジウム、住民説明会、タウンミーティング、出前講座、パブリック・コメントを実施し、市民の意見の把握や意見交換の場を設ける。

5 計画の構成と期間

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(1) 基本構想

基本構想では、射水市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な視野に立ち、将来の都市像やまちづくりの基本目標とその実現に向けた施策の大綱を示す。

基本構想は、平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本計画では、基本構想で示した都市像、まちづくりの目標及び施策の大綱に従い、施策の体系化を行い、現況と課題を整理しながら施策の方向を示す。

基本計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間とし、社会状況等の変化に対応するため改めて見直しをする場合もある。

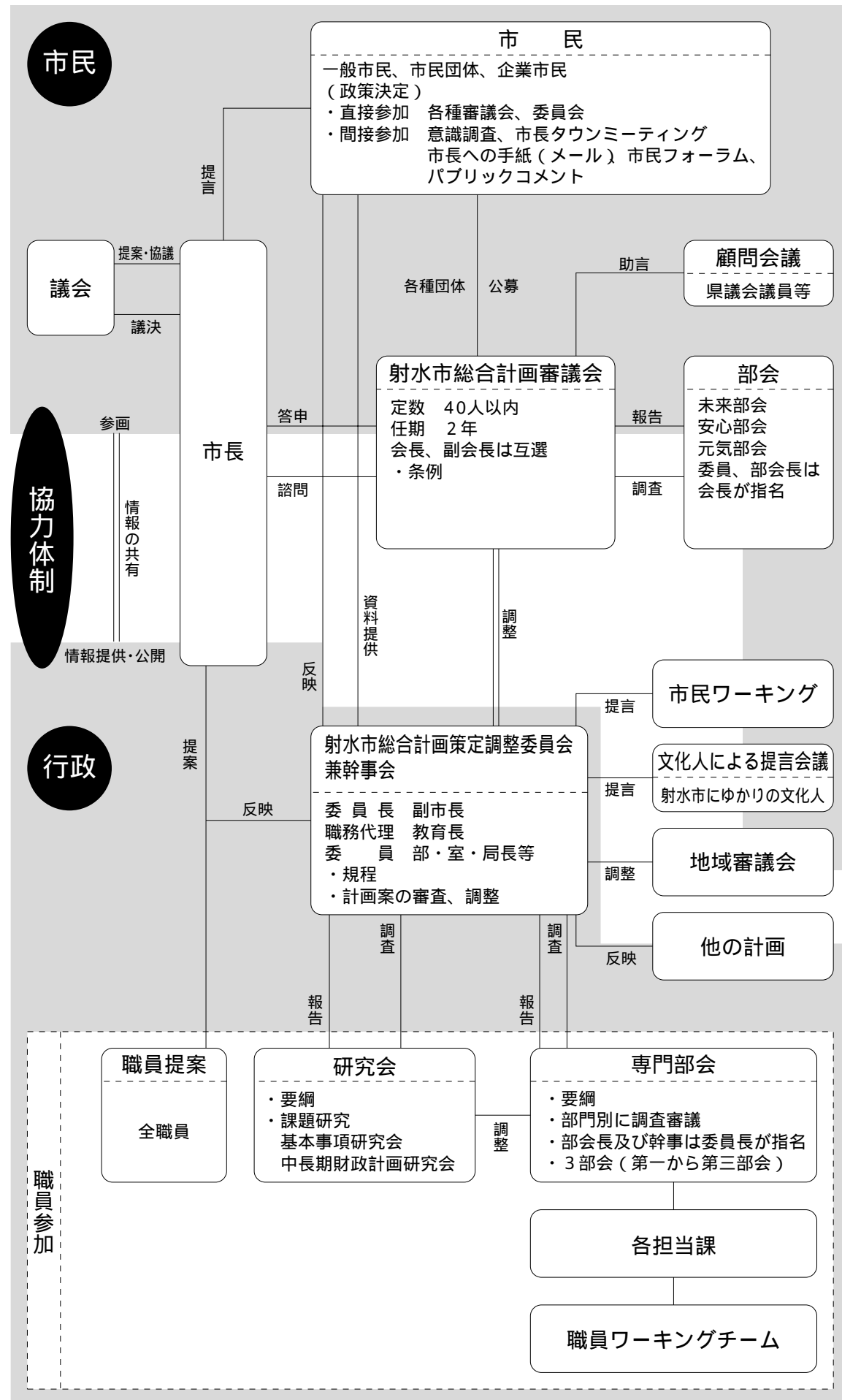
(3) 実施計画

実施計画では、基本計画で定める施策体系に基づき、具体的な事業の年次計画等を示す。基本計画に沿って実施計画をローリング方式により見直ししながら、実効性の確保に努め、諸情勢の変化に的確に対応した計画とする。

ローリング方式

計画の進ちょく状況や社会情勢の変化を勘案しながら事業の見直しを進め、事業を行っていく方法

射水市総合計画策定体系図



射水市総合計画策定調整委員会委員名簿

	職名	氏名
委員長	副市長	宮川 忠男
職務代理	教育長	山下 富雄 (竹内 伸一:平成19年12月27日まで)
委員	議会事務局長	荒川 秀次
	市長公室長	土合 真昭
	企画総務部長	宮田 雅人
	市民環境部長	竹内 満
	福祉保健部長	宮林 明雄
	産業経済部長	子川 正美
	都市整備部長	尾上 清逸
	上下水道部長	中田 敏晴
	会計管理者	橋本 孝雄
	消防長	塚本 廣文
	市民病院長	麻野井 英次
	市民病院事務局長	牧野 昇
事務局	企画総務部次長	宮崎 治
	" 企画政策課長	山崎 武司
	" " 主幹	尾山 伸二
	" " 計画係長	久々江 豊
	" " 主任	高橋 努
	" " 主事	白川 正之
	" " 主事	林 文男

用語解説（五十音順）

用語	説明
ICカード	IC（集積回路）が組み込まれた、セキュリティに優れ、多くの情報を記録できるカード
あいの風海域沿岸首長会議	富山湾及び日本海で繋がる自治体（富山県と石川県の14市町で構成）のネットワークとパートナーシップを構築し、「海」に関わる諸問題の解決を目指す会議
安全なまちづくり推進センター	富山県安全なまちづくり条例に基づき、各市町村において安全なまちづくり活動を推進する自治会連合会、PTA連合会、防犯協会、自主防犯団体、自主防災組織等で構成される団体
青色回転灯パトロール	青色回転灯を装備した自動車を用いて行う自主防犯パトロール活動
アンテナショップ	新商品等をテスト的に売り出し、その反応から消費者の需要動向を探るために設けた小売店。主として東京都内に設置され、地方自治体の特産品等を紹介することを目的としている。
依存財源	地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方債等、国（県）からの交付又はその意思決定による財源
一般競争入札	公共工事で発注する官庁が建設業者を決める制度で、基本的に入札参加資格を定めず、一定の参加条件を満たす者が公告により自由に競争できる入札
一般財源	地方税や地方交付税等、使途が特定されず、どの経費にも使用できる財源
射水ブランド基本計画	「食」、「水」、「祭」を三本柱とし、射水市の魅力を市内外に発信することで、地域イメージの向上や地域経済の活性化を目的とした計画
医薬分業	病院や診療所で医師の診察を受け、薬は薬局（かかりつけ薬局）で受け取る仕組み。医師は診療に専念し、薬は薬局の薬剤師が調剤する制度
インターネットモラル	インターネットを利用する際のルールや社会的規範
NPO（Non-Profit Organization）	継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体を、「NPO法人」又は「特定非営利活動法人」という。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込める働きがあり、地表の温度上昇の原因とされる気体（二酸化炭素やメタンなど）の総称
外国語指導助手（ALT:Assistant Language Teacher）	外国語教員の助手として従事し、外国語教育におけるコミュニケーション能力の育成や国際理解教育の推進を図るために招致した外国青年
介護老人福祉施設	常時介護が必要であり、家庭で十分な介護を受けることが困難な者に対し、日常生活上の世話をする施設
介護老人保健施設	病状が安定期にあり、看護・介護やリハビリテーション等の生活面からのサービスを必要とする高齢者に対し、介護、機能訓練等とともに、日常生活上の世話をし、家庭復帰することを目的とする施設
海洋深層水	一般的には「水深200メートル以深の海水」という意味であるが、富山湾においては、300メートル以深に分布する、低温の「日本海固有水」を指す。低温安定性、富栄養性、清浄性の長がある。
学校図書館司書	学校図書館の仕事に主として従事している職員の総称
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水を一緒に浄化する施設。平成13年に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の製造が禁止されたため、単に「浄化槽」とも呼ばれる。
家庭教育アドバイザー	教育学や心理学、医学など様々な分野の豊かな経験から家庭教育に深く携わっている人や、各市町村教育委員会の推薦を受け、家庭教育アドバイザー養成講座を修了した人々を指す。家庭教育講座で子育てに関する話をしたり、子育ての支援に携わっている人や親からの相談を受ける。
企業会計方式	公共の福祉増進を目的に行政が営む水道事業や病院事業等に対して、発生主義や独立採算制といった、民間会社と同じような会計処理方法を採用すること。
行政評価制度	行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や効率性、有効性等を数値等で客観的に把握・評価し、その結果を次の計画や予算に反映させる手法

用語	説明
協働	市民と行政がそれぞれの持つ特性を生かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決に当たること。
グリーンツーリズム、ブルーツーリズム	農山漁村に長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を楽しむ旅のこと。
グローバル社会	これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっている社会
ケースワーカー	病気や貧困等の社会的問題を個別的に扱い、解決のための指導をする人
建築主事	地方公共団体の行政機関の中で、建築確認や完了検査等の行政処分を行う権限を与えられた行政機関。国土交通大臣による資格検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者の中から地方公共団体の長より任命される。
後期高齢者医療制度	老人保険制度に代わって平成20年度から実施される、75歳以上を対象とする独立した医療制度
公共サイン	まちの地理や方向、施設の位置等に関する情報を表示した標識、地図、案内誘導板等の総称で、公的機関が公共空間に設置するもの
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の子の支払に要する経費
国際交流員（CIR:Coordinator for International Relations）	主に地方公共団体の国際交流担当部局に配属され、地域住民の国際理解のための活動等に従事するなど、国際化の向上を図るために招致した外国青年
国民保護計画	武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、国民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画
子どもの権利支援センター	いじめや体罰など主に学校等で起こる問題で苦しんでいる子どもや保護者の相談相手となり、一緒に問題の改善に取り組む施設。医師、心理士、弁護士、教育関係者等がそれぞれの専門分野を生かし、子どもの教育・福祉・人権に関する活動を行っている。
コミュニティ道路	歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路づくりに対する通称名
コミュニティ放送	平成4年に制度化された超短波放送用周波数（FM）を使用する放送。市町村の商業や行政、地域情報に特化して、その地域の活性化に役立つ情報提供のほか、近年は防災や災害に関する情報提供も行っている。
里山	人が住むところの近くにあり、生活に結びついた山のこと。自然とのふれあいの場として利用されたり、木炭やたい肥等のバイオマスの供給源として見直されつつある。
参画	積極的、主体的に政策等の企画・立案や決定に関わること。
産学官連携	民間企業（産）、大学や研究機関（学）、行政（官）が連携協力し、大学や研究機関が持つ研究成果などを、民間企業が活用し、経営の改善に生かしたり、製品化・実用化に結びつけたりすること。
市街化区域	都市計画区域の中で、すでに市街地となっている区域や、今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	都市計画区域の中で、農林水産業等の振興のため、市街化が抑制された区域
自主財源	地方税、使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入等、自治体が自主的に徴収できる財源
自主防災組織	地域住民が、「自分たちの地域は自分たちで守る。」意識のもと、自主的に連帯して防災活動を行う組織
司書教諭	学校図書館法の規定に基づく、学校図書館の専門的職務にあたる教員のことで、学校図書館の活用や読書指導について中心的な役割を担う。平成15年度から、12学級以上の学校に配置が義務付けられた。
社会に学ぶ14歳の挑戦	中学2年生が、5日間学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

用語	説明
障害者自立支援法	平成 15 年に導入された「支援費制度」の課題であった障害種別ごとの格差や、地域間格差などを解消し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、平成 18 年から施行されている法律
消費生活モニター(活動)	生活関連物資の需要供給、物価、量目等に関する情報を収集し、消費行政に反映させるとともに、住民の消費生活に関する知識の向上を図るために各自治体から委嘱された人
情報セキュリティ	不正アクセスや人的ミス等から、コンピュータシステム内の個人情報を含む電子データ等の情報資産を守ること。
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティに関する組織の規定。情報資産に関するセキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルール、手続を網羅的に取りまとめたもの
初期救急 第二次救急 第三次救急	初期救急とは、入院治療や手術の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者への対応機関。第二次救急とは、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する機関。第三次救急とは、第二次救急では対応できない複数診療科にわたる処置が必要又は重篤な患者への対応機関
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食生活改善推進員	食生活改善推進員養成講座を修了した人を中心に、食の分野から住民の健康づくり活動を推進していくボランティア
シルバー人材センター	高齢者が就労を通して、健康の保持、地域社会への貢献、生きがいを持つことを目的とした組織
診療報酬	患者に提供した診療行為の対価として、医療機関や調剤薬局が受け取る公定価格
スクールカウンセラー	いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行うため、学校に配置される臨床心理に関する専門的な知識・経験を持つ人(臨床心理士等)
滞在型観光	一定の宿泊施設に長期間にわたって滞在しながら、観光やレジャー等を楽しむこと。
太陽光発電システム	太陽電池に太陽光が照射されることで電気が発生する発電システム
タウンミーティング	住民の意見を行政に反映させる仕組みの一つとして、行政当局が地域住民を集めて行う対話集会
団塊の世代	昭和 22 年から 24 年に生まれたベビーブーム世代のこと。
地域安全マップ	自分たちが日常生活を送る上で、注意が必要な場所や危険な場所等に印を付けた地図
地球温暖化	大気中における温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の濃度の増加により、地表面の温度が上昇すること。
地産地消	地域でとれた農林水産物を、その地域で消費すること。新鮮なうちに消費できることや、地域経済の活性化につながる等のメリットがある。
地籍調査	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を基に地図及び簿冊を作成すること。
地方分権	国が自治体に対して制度や実際の運営面で政治・行政・財政上の自治や自立性を大幅に認めている仕組み
中間育成	稚魚を海や川に放流する前に、ある程度の大きさまで育てること。単に稚魚を放流するよりも魚の生存率が上がり、水揚量が増加すると考えられる。
出前講座	住民の希望に応じて、住民が集まる場に職員等が出向き、行政の施策や取組について話をする講座
電子カルテ	患者の診療に必要な情報を電子的に統合管理・記録する情報システム
特定財源	国庫支出金や都道府県支出金、地方債等、使途が決められた財源

用語	説明
特定重要港湾	重要港湾のうち、外国貿易を増進する上で特に重要であると政令で定められた港湾。現在、全国で 23 港が指定されている。 重要港湾 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他、国の利害に重要な関係を有する港湾
都市計画マスタープラン	おおむね 10 年から 20 年後の都市の将来像や、それを実現していくための都市計画の基本的な方針を定めるもの
土地区画整理	土地所有者等から少しずつ土地を提供してもらい、個々の宅地や道路、公園などを総合的に整備することで、土地全体の利用価値を高め、健全なまちづくりを進める手法
富山県並行在来線対策協議会	北陸新幹線の富山県内区間の開業に伴い、富山県内の並行在来線(新幹線が並行する既存の路線)の経営のあり方について幅広く検討する協議会
日本医療機能評価機構	病院をはじめとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で多角的に審査、評価する組織
認定農業者	農業経営の規模拡大、合理化等の経営改善計画が市町村に認定された農業経営者及び農業生産法人。融資や税金面で優遇措置を受けることができる。
農業水利施設	農業を営む上で必要な水を農地に運ぶための一連の施設の総称。かんがい用水を貯える「ため池」、川をせき止めて水を取水する「取水堰(せき)」、かんがい用水を農地へ導水する「用水路」、雨水や農地で使い終わった水を川へ排出する「排水路」等がある。
(コンテナ)バース	船舶が接岸及び係留し、旅客及び積荷の積み下ろし等の作業をする港内の所定の場所
バリアフリー	身体障害者や高齢者等だれもが安心して暮らせる、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁のない状態
パワーアップ貯筋教室	簡単な筋力トレーニングを続け、筋肉の「貯筋」を目的とする中高年向けの健康教室
光ケーブル	ガラスや合成樹脂でできた線(光ファイバー)を束ね、通信回線用にしたもの。音声・データ・映像などの電気信号をレーザー光線などの強弱により伝送するもので、非常に速い通信速度が得られる。
病診・病病連携	病診連携とは、地域医療における効率的な医療提供を目指し、病院と診療所(かかりつけ医)が連携を取る仕組み。病病連携とは、円滑で効率的な医療を目指し、病院どうしが連携を取る仕組み
品目横断的経営安定対策	従前の「品目ごと」の助成体系を見直し、認定農業者や集落営農組織等に農地を集積することで経営の効率化を図り、麦・大豆等の品目横断的な生産を支援する施策
風力発電システム	風の運動エネルギーで風車を回し、電気エネルギーに変換するシステム
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など自治体独自の施策として行うものも含まれる。
ふるさと定住促進事業融資制度	人口の定着を図り、市の活性化の促進を目的として、市内で住宅を建築又は購入する者に対し、資金を低利で融資する制度
ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業のこと。
防災行政無線	風水害や地震等の災害が発生又は発生する恐れのあるとき等、いち早く的確な情報を地域住民に伝えるために使われる無線
ポケットパーク	地域の生活環境の改善を図り、気軽に休める憩いの場とするため、道路わきや街区内の空き地等、わずかな土地を利用した小さな公園又は休憩所
ホストファミリー	ホームステイで留学する人を滞在させる家庭
ポートセールス	航路誘致等を目的として、海外の荷主、海運会社等に売り込みに行く広報、宣伝活動のこと。

射水市民憲章

射水市は、雄雄しい立山を東に仰ぐ富山県のほぼ中央に位置しています。「いみず」という地名は、わが国最古の歌集「万葉集」の中にもすでに表われています。わたしたち市民は、この風土と歴史、輝かしい文化と産業を、誇りと責任をもって未来へと引き継ぎ、一人ひとりが豊かに、よく生きるまちをつくりあげるため、ここにこの市民憲章を定めます。

一 まもろう

海、川、野そして里山に生命あふれるまち

一 育てよう

心身ともに健やかで明るく潤いのある家庭を築くまち

一 生みだそう

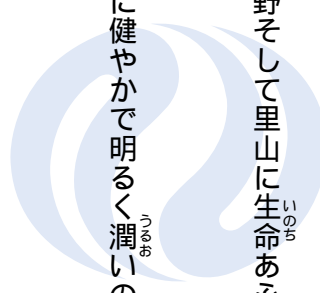
学びと勤労に励み安らぎとにぎわいのあるまち

一 創りだそう

文化を受け継ぎ産業をさかんにし豊かで活力のあるまち

一 深めよう

世界に開かれた人の和のゆき交うまち



(平成19年1月1日制定)

射水市民の歌

水きららかに街を射して

作詩 村田さち子
作曲 池辺晋一郎

一 果てしなく 広がる

いみず野の キャンパス

描かれた夢は 流れになり

水きららかに 街を射して

日本海へ

この街を歩くだけで 心湧きたつ

かけがえのない ふるさと

二 いみず野に さざめく

幸せの コーラス

それぞれの祈り 響き合い

歌きららかに 風と流れ

あいの風に

この街で生れ育ち 君に出会えた

かけがえのない ふるさと

きららかな きららかな ふるさと

ああー！

(平成19年3月31日制定)

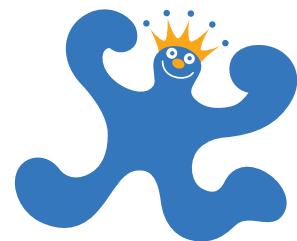
用語	説明
ボランティア休暇	企業・自治体の職員が、休日以外にボランティア活動をする場合、企業・自治体がそれを支援するために設けている休暇制度で、主に有給休暇として取り扱われる。
道の駅	道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人のための「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結びあう「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設。駐車場・トイレなどの基本的な休憩施設と、地域の自主的工夫のなされた施設で構成される。
みなとオアシス	海浜・旅客ターミナル・広場など「みなと」の施設やスペースを活用した地域交流拠点。「みなと」を、市民や観光客など多くの人が、気軽に立ち寄り交流する憩いの場、いわゆる「オアシス」として活用しようというもの
みなとまちづくり方策	新湊大橋の完成を機に、富山新港東西両埋立地における未利用地の活用と、中心市街地と両埋立地との連携による地域活性化の方策について検討し、みなとを中心とした新しいまちづくりの指針として、平成17年に策定された。
もてなしの心	相手の立場に立ち、心温まる対応をすること。もてなしには、相手を満足させることで、もてなす側も喜びを感じるという相互関係があり、観光や社会生活のあらゆる場面において基本とされる。
ゆとりライフ互助会	市内の中小企業・商店等で働く従業員のため、個々の事業所では十分に行えない共済事業や福利厚生事業の支援を行う互助会
容器包装リサイクル法	消費者、自治体、事業者の責任分担で容器包装廃棄物を減量化し、資源として有効に利用していくことを目的とした法律
ライフライン	社会・経済活動を支える生命線。電気、都市ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等を指す。

射水ブランドロゴマーク

キャッチコピー（ブランドロゴ）制作意図

射水市が「何か新しいこと、楽しいこと」を始めようとしています。常に新しい事に挑戦し、新しい芽（人子ども）産業、自然環境、等）を芽吹かせ育てていきます。そして、射水ism（イズム）=射水市のこだわりを他地域と明確に区別し、情報発信していきます。その情熱や取組のユニークさを、感覚的にアピールしています。

• イズムイズム



ブランドマーク制作意図

水の精の王をイメージしています。1300年の歴史を刻む地、水の王冠が似合う街「射水市」。楽しいことがありそうで元気の出る、そんなエンブレムです。このマークが描かれたバルーンやフラッグが街を彩り、みんながつい行ってみたいくなるような地域を創りたいと考えています。

ブランドマークはシーンに合わせたポーズをつけ展開していきます。

射水市総合計画

平成20年3月発行

発行 富山県射水市 〒939-0393 射水市戸破1511 TEL 0766-57-1300(代)
ホームページ:<http://www.city.imizu.toyama.jp/> Eメール:info@city.imizu.lg.jp

編集 企画総務部企画政策課